

令和 5 年第 1 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 5 年 3 月 2 日 開会

令和 5 年 3 月 16 日 閉会

九十九里町議会

令和5年第1回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (3月2日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	17
西村みほ君	17
善塔道代君	26
荒木かすみ君	39
鎗田貴俊君	51
○散会の宣告	62

第 2 号 (3月3日)

○議事日程	63
○出席議員	63
○欠席議員	63
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	63

○職務のため出席した者の職氏名	6 4
○開議の宣告	6 5
○議事日程の報告	6 5
○一般質問	6 5
谷 川 優 子 君	6 5
細 田 一 男 君	8 0
○散会の宣告	8 6

第 3 号 （3月6日）

○議事日程	8 7
○出席議員	8 8
○欠席議員	8 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 8
○職務のため出席した者の職氏名	8 9
○開議の宣告	9 0
○議事日程の報告	9 0
○議案第9号から議案第16号までの上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
・ 議案第 9 号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）	
・ 議案第10号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第5号）	
・ 議案第11号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
・ 議案第12号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
・ 議案第13号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
・ 議案第14号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）	
・ 議案第15号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	
・ 議案第16号 令和4年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第4号）	
○議案第17号及び議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
・ 議案第17号 九十九里町個人情報保護法施行条例の制定について	
・ 議案第18号 九十九里町個人情報保護審査会条例の制定について	
○議案第19号及び議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
・ 議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する	

条例の制定について

- ・議案第20号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 107

- ・議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 108

- ・議案第22号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 109

- ・議案第23号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第24号及び議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 110

- ・議案第24号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・議案第25号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 112

- ・議案第26号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 113

- ・議案第27号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 114

- ・議案第28号 指定管理者の指定について

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 115

- ・発議第1号 九十九里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○日程の追加…………… 116

○議案第29号及び議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 117

- ・議案第29号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）
- ・議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解について

○散会の宣告	1 1 9
--------	-------

第 4 号 (3月7日)

○議事日程	1 2 1
○出席議員	1 2 1
○欠席議員	1 2 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 2
○開議の宣告	1 2 3
○議事日程の報告	1 2 3
○議案第1号から議案第8号までの上程、説明	1 2 3
・議案第1号 令和5年度九十九里町一般会計予算	
・議案第2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計予算	
・議案第3号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計予算	
・議案第4号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第5号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計予算	
・議案第6号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計予算	
・議案第7号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計予算	
・議案第8号 令和5年度九十九里町ガス事業会計予算	
○休会の件	1 2 4
○散会の宣告	1 2 4

第 5 号 (3月16日)

○議事日程	1 2 7
○出席議員	1 2 7
○欠席議員	1 2 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 8
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 8
○開議の宣告	1 2 9
○議事日程の報告	1 2 9

○諸般の報告	1 2 9
○議案第 1 号から議案第 8 号までの質疑、討論、採決	1 2 9
・議案第 1 号 令和 5 年度九十九里町一般会計予算	
・議案第 2 号 令和 5 年度九十九里町給食事業特別会計予算	
・議案第 3 号 令和 5 年度九十九里町国民健康保険特別会計予算	
・議案第 4 号 令和 5 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第 5 号 令和 5 年度九十九里町介護保険特別会計予算	
・議案第 6 号 令和 5 年度九十九里町病院事業特別会計予算	
・議案第 7 号 令和 5 年度九十九里町農業集落排水事業会計予算	
・議案第 8 号 令和 5 年度九十九里町ガス事業会計予算	
○請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
・請願第 1 号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国 へ送付することを求める請願書	
○請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 6
・請願第 2 号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める請願書	
○閉会の宣告	1 5 8
○署名議員	1 6 1

九十九里町告示第 1 2 号

令和 5 年第 1 回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 8 日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和 5 年 3 月 2 日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和 5 年第 1 回九十九里町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 5 年 3 月 2 日（木曜日）

令和5年第1回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和5年3月2日（木）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員 （14名）

1 番	西 村 み ほ 君	2 番	小 川 浩 安 君
3 番	原 田 教 光 君	4 番	鎗 田 貴 俊 君
5 番	中 村 義 則 君	6 番	古 川 徹 君
7 番	浅 岡 厚 君	8 番	荒 木 かすみ 君
9 番	内 山 菊 敏 君	10 番	善 塔 道 代 君
11 番	細 田 一 男 君	12 番	佐久間 一 夫 君
13 番	谷 川 優 子 君	14 番	古 川 明 君

欠席議員 （なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大 矢 吉 明 君	副 町 長	鈴 木 浩 光 君
教 育 長	藤 代 賢 司 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画財政課長	作 田 延 保 君	税 務 課 長	中 村 吉 徳 君
住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鎗 田 貴 賜 君
社会福祉課長	羽 斗 伸 一 君	産業振興課長	篠 崎 肇 君

まちづくり 課長	山口 義則 君	会計管理者	吉田 洋一 君
ガス課長	川島 常嗣 君	教育委員会 教務局長	小森 克彦 君
教育委員会 教務局主幹	足立 康幸 君	農業委員会 農事局長	戸村 恵子 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原 隆行 君	書記	大原 真弓 君
------	---------	----	---------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9 時 3 0 分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和 5 年第 1 回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（古川 徹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4 番 鐘 田 貴 俊 君

1 2 番 佐久間 一 夫 君

を指名いたします。

◎日程第 2 会期決定の件

○議 長（古川 徹君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から16日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの15日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議 長（古川 徹君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第 1 号から議案第28号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、文教

民生常任委員会に付託します。

次に、本定例会に説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知があった者は、お手元に配付のとおりでありますので御了承願います。

次に、令和4年度第3回定期監査が2月9日に実施され、監査委員から定期監査の結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（古川 徹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま議長のほうからお許しを得られましたので、令和5年第1回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

本定例会において、令和5年度九十九里町一般会計及び特別会計予算案、各種条例案、また令和4年度各会計の補正予算案について、御審議をお願いするところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、国は感染症法の位置づけを本年5月8日以降、2類相当から5類へと引き下げる方針を表明しました。また、今月13日から適用されるマスク着用の考え方についても見直しが決定されました。感染症対策は新たなステージに入ることとなりますが、様々な場面において混乱が生じることのないよう、国、県をはじめ関係機関と連携を図り適切に対応してまいりますので、議員の皆様にも引き続き御協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和5年第1回議会臨時会以降の主な事業を御報告いたします。

2月11日、山武郡市民駅伝競走大会が山武市蓮沼スポーツプラザ周辺において行われました。各市町から選抜された小学生から社会人までの代表選手が、全9区間、18.3キロにわたりましたすきをつなぎ、本町では2名の選手が、見事区間賞を受賞いたしました。選手の皆様の健闘を称えるとともに、応援くださいました皆様に心から感謝申し上げます。

2月26日には東金・九十九里波乗りハーフマラソンが開催されました。当日は議員の皆様にも多数御出席いただき、出場選手に温かい御声援を賜りましたこと、この場をお借りしお

礼申し上げます。ありがとうございました。

本町では、ふだん走ることのできない波乗り道路をコースとしたペアの部が行われましたが、タイムを競うだけでなく、九十九里浜の雄大な景色を楽しんでいただくことができました。本町の魅力を肌で感じていただくよい機会になったものと思います。このようなイベントを通じて、交流人口の増大や地域の活性化に取り組んでまいります。

また、今後の予定でございますが、今月は小・中学校の卒業式とこども園の卒園式が、4月には入学式・入園式が予定されております。次代を担う子供たちの健やかな成長を願い、新たな門出をお祝いいたします。

加えて、4月1日には宮島池を会場に九十九里桜フェスティバルが、29日の昭和の日には片貝中央海岸において海開き式が開催される予定です。いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされてきましたが、4年ぶりに開催する運びとなりました。多くの方々が安全に楽しんでいただけるイベントとなるよう準備を進めてまいります。

そのほか、5月には山武郡市の関係機関による水防訓練や町消防団の消防ポンプ操法大会などが予定されておるところです。

来月から役場組織の一部を改編いたします。社会環境の変化や多様化するニーズへの迅速かつ的確な対応により住民サービスの向上に努めてまいりますので、議員の皆様にはより一層の御支援、御理解をお願い申し上げます。

続きまして、令和5年第1回九十九里町議会定例会に臨むに当たり、町政運営の基本的な考え方について、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、国の状況でございますが、令和5年度の当初予算案は一般会計の総額が114兆3,812億円で、令和4年度の当初予算107兆5,964億円と比較すると6兆7,848億円の増額となり、11年連続で過去最高を更新いたしました。

歳入では、法人税や消費税などが好調で、税収は4兆2,050億円増の69兆4,400億円としています。また、国債の発行額は、歳入不足を補うための赤字国債が29兆650億円、建設国債が6兆5,580億円、合わせて35兆6,230億円となり、1兆3,030億円減少しております。

歳出では、高齢化の進展に伴い、年金や医療等の社会保障費が前年度より6,154億円増加して、過去最大の36兆8,889億円を見込み、国債費についても9,111億円増の25兆2,503億円となっております。また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策として、機動的に使い道を決められる予備費4兆円を計上しております。

一方、地方財政対策ですが、自治体の一般財源の柱である地方交付税については、社会保

障費の増加が見込まれる中、住民ニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対し行政サービスを安定的に提供できるよう、総額で前年度を3,073億円上回る18兆3,611億円が盛り込まれました。

次に、千葉県の令和5年度の当初予算でございますが、感染症対応や防災・交通安全対策など危機管理や安全確保に取り組みながら将来の千葉県の発展につなげていくこととして、一般会計の総額は令和4年度と比較して198億6,000万円増の2兆1,971億2,500万円となっております。

歳入では、県税収入が、景気や雇用状況が回復傾向にあることを踏まえ、企業収益や個人所得の増加により法人2税で167億4,900万円、個人県民税で61億3,200万円の増額となるほか、円安に伴う輸入額の増などにより地方消費税が172億6,600万円の増額となることから、全体では450億100万円増の9,309億3,700万円を見込んでいます。

また、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については、地方財政計画の伸び率や県税収入の増などを踏まえ、170億円減の2,540億円が計上されております。

県債については、建設地方債が119億8,500万円の増額となる一方、臨時財政対策債で450億円の減額を見込み、全体では330億1,500万円の減額となっております。また、県債残高は臨時財政対策債の新規発行額が減少することから、679億円減の2兆9,418億円となる見込みです。

歳出では、エネルギー価格の上昇に伴う光熱費の増加が見込まれることから、物件費を12億7,000万円の増の538億7,500万円とし、人件費は定年の段階的な引上げにより退職手当を計上しないことから146億2,000万円減の5,024億3,200万円を見込んでおります。

また、社会保障費は158億6,300万円増の3,488億4,700万円としており、引き続き高齢化の進展等に伴う後期高齢者医療給付費負担金や介護給付費県負担金の増などのほか、障害福祉サービス利用者の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金や障害児通所給付費負担金などが増額となっております。

このような国、県の動向を受けての本町の令和5年度の当初予算案でございますが、令和5年度は第5次町総合計画が3年目となることから、引き続き計画に掲げる町の将来像の実現に向けた施策を進めてまいります。

あわせて、過疎対策や少子高齢化対策、防災・減災、公共施設等の老朽化対策、デジタル化の推進などの諸問題に対し、課題解決に向けて取り組まなければなりません。

このことから、本町が将来にわたり安定的かつ的確な行政サービスを提供していくために、

歳入・歳出両面における改善が不可欠であり、あらゆる対応策を最大限に活用することを予算編成方針といたしました。

この基本方針に基づき編成しました令和5年度の九十九里町の予算規模は、一般会計と特別会計を合わせまして総額107億3,867万5,000円となります。

町の将来像である「人、自然、風土を力に 未来に広がる海浜文化都市 九十九里」の実現に向け、次の3点を引き続き最重要事項として取り組むよう、幹部職員はもとより、全職員に対し指示しております。

1つ目として、九十九里浜を最大限活用した交流人口の増大、2つ目として、地域のたからである子供たちの教育環境の充実、3つ目として、本町に住み続けたいと思う町民を大切にすることでございます。

計画の推進に向け、私が先頭に立ち、全職員と共に全力で取り組んでまいります。引き続き、町議会議員の皆様、住民の皆様の御理解と御協力をいただきたくお願いを申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案について御説明申し上げます。

議案第1号 令和5年度九十九里町一般会計予算についてですが、予算の総額を59億3,500万円とし、前年度と比較して1億7,300万円の増額予算となります。

初めに、歳入についてでございますが、町税は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた企業業績が回復傾向にあるものの、人口減少や金融機関の支店統合などにより、前年度と比較して251万6,000円減の14億980万6,000円を見込んでおります。

また、歳入の根幹をなす地方交付税については、国税収入の増加を受け、前年度と比較して3,000万円増の20億9,500万円を見込んでおります。

一方で、町の借金に当たります町債は、地方交付税の増収を受け、地方の財源不足を穴埋めする臨時財政対策債の借入れを見送ったことにより、前年度と比較して1億2,820万円減の2億4,110万円を計上いたしました。

次に、歳出についてでございますが、歳出は新規事業と重点事業について、第5次町総合計画の5つのまちづくりの目標に基づき申し上げます。

1つ目の「活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくり」の予算額は、2億8,923万円でございます。

まず、将来性のある農漁業の振興に向けた取組として、農業関係では、新たに有害鳥獣対策として町単独補助事業を創設するとともに、飼料用米補助金についても引上げを実施いたします。また、真亀川左岸地域の湛水防除対策として排水対策調査を実施いたします。

そのほか継続的な取組としましては、新規就農者の支援を進めるため、農業次世代人材投資資金を計上したほか、多面的機能支払交付金を計上し、農業・農村の持つ自然環境、景観形成等の機能の維持・発揮を図り、地域の共同活動を支援することにより農業従事者の高齢化や担い手不足などの諸問題に積極的に対処してまいります。

次に、水産業では、片貝漁港の整備及び維持を図るため、国、県と共に事業を進めてまいります。さらに、漁業の活性化に向け、ふるさと納税を生かした漁業・遊漁船振興事業を拡充し、地ハマグリの畜養実験を支援してまいります。

また、千葉ブランド水産物促進事業として九十九里地ハマグリの種苗放流を、県及び漁業協同組合と取り組んでまいります。

次に、地域資源を活かした観光の振興に向けた取組では、観光交流の促進強化策として、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している交流人口を呼び戻すため、千葉県誕生150周年事業として、九十九里浜を最大限に活用したビーチスポーツのイベントを開催し、町の魅力を広くPRいたします。

また、海の駅九十九里では、九十九里町の魅力発信基地、地域の交流拠点施設として、地域で連携を図りながら地域資源を活かした観光振興を推進してまいります。

さらに、コロナ禍における観光の在り方などを踏まえ、交流人口の拡大と観光を通じた経済振興の指針となる新たな観光ビジョンの策定に取り組んでまいります。

2つ目の「健やかに生き生きと暮らすまちづくり」の予算額は、13億4,062万円を計上いたしました。

まず、生活を通じた健康づくりを推進するため、再開された子宮頸がんワクチンについて、積極勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種を実施するなど、積極的なワクチン接種を呼びかけるとともに、コロナ禍により低下したがん検診などの各種検診への動機づけに努めてまいります。

また、救急医療・急性期医療を核とした地域の中核病院である東千葉メディカルセンターが開院10年目を迎え、地域の皆様に安定した医療提供ができるよう、引き続き看護師の養成を支援してまいります。

次に、安心して子供を産み育てられる環境づくりに向けた取組として、民間の豊富な経験と知見による保育の質の向上に加え、安定した運営を図るため、学童保育事業の外部委託を実施いたします。

また、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・

子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を行うとともに、子供たちの教育・保育環境の充実に向けて、かたかいこども園の空調設備の更新に取り組むほか、こども園を活かした体育教室や英語教室を実施いたします。

次に、支え合いと生きがいの地域づくりに向けては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向け、健康づくりや福祉サービスの充実に努め、互いに助け合う環境づくりに取り組んでまいります。

また、高齢者の生きがいづくり、健康維持の場として活用しているスポーツ広場では、新たに案内看板や駐車場を整備いたします。

3つ目の「安全・安心に快適に暮らすまちづくり」の予算額は、10億7,831万円でございます。

まず、災害に備える地域づくりに向けた取組として、南海トラフ巨大地震や千葉県東方沖地震により想定される津波の発生から町民や来遊客の生命を守るため、国土強靱化地域計画に基づき津波避難タワーの整備を進めてまいります。

また、災害発生時に被害をできるだけ少なくするため、共助の力となる自主防災組織の結成を推進し、地域防災力の向上に努めるとともに、地域消防力の強化を図るため、第8分団第3部、小関丘地区の消防自動車を更新いたします。

次に、快適に暮らせる基盤づくりとして、引き続き防犯灯のLED化を実施するとともに、住民の皆様の日常生活に密着した橋梁・道路補修事業及び排水施設管理事業を計画的に進めてまいります。

また、公共交通の充実に向けて、現在実施しているタクシー利用助成を継続するとともに、公共交通会議の皆様から御意見を伺いながら町民の移動ニーズに合わせた地域公共交通計画の策定を進めてまいります。

移住・定住の促進では、移住者の住宅購入等への助成事業を継続するとともに、新たな移住支援や結婚新生活支援に取り組み、人口減少対策を拡充してまいります。

次に、自然環境を守る地域づくりに向けた取組では、脱炭素社会を推進するため、電気自動車の購入費やV2H充放電設備の設置などの支援を拡充するほか、引き続き住民、事業者と町が協働して3R運動を促進し、資源の循環利用につなげてまいります。また、洋上風力発電事業の早期実現に向けて、九十九里沖海域の利用を促進してまいります。

4つ目の「生きる力と豊かな心を育むまちづくり」の予算額は、3億2,910万円といたしました。

まず、子供たちの生きる力を育む取組として、町の将来を担う子供たちの生きる力を育むことができる教育環境の充実を図り、学校再編を推進してまいります。さらに、特色ある教育を推進するため、全小学校の水泳学習に民間の力を取り入れ、きめ細かな指導の下、技術の向上を目指します。加えて、校務支援システムを導入し、ＩＣＴを活用した学校運営の情報化を進めてまいります。

また、学校教育施設・設備の充実に向けては、九十九里小学校の放送設備を更新し、教育環境の向上を図ります。

次に、多様な学習機会の充実では、千葉工業大学との包括的な連携に関する協定に基づく、くじゅうくりみらいリーダー育成事業を展開し、児童・生徒の体験学習の推進に努めてまいります。

また、スポーツ活動の充実として、九十九里の海を活かしたサーフィン教室の開催や、東金市と共同による東金・九十九里波乗りハーフマラソンを開催し、スポーツによる交流を促進してまいります。

５つ目の「ともに生きるつながりのまちづくり」の予算額は、10億1,224万円でございます。

人権の尊重、男女共同参画活動を引き続き展開し、性別や年齢にかかわらず地域活動への参画を促進してまいります。

また、町民と行政で情報の共有化を図るため、様々な媒体を活用し、分かりやすい行政運営に努めてまいります。

これら５項目の予算額と、職員給与費や内部管理経費などの予算を合わせまして、一般会計予算の総額は59億3,500万円となります。

議案第２号 令和５年度九十九里町給食事業特別会計予算についてでございますが、給食事業につきましては、成長期にある児童・生徒の心身の健やかな成長を願い、安全・安心な学校給食の提供に努めております。

予算の総額は１億4,000万円で、前年度と比較して1,000万円、7.7%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、調理機器・備品の更新など、施設管理費の増額によるものでございます。

議案第３号 令和５年度九十九里町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、国民健康保険制度は、持続可能な制度の運営を目指し、平成30年度から千葉県が財政運営の責任主体となる広域化が始まり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、県と市町村

の共同により運営されております。

県と町が共に国民健康保険制度の運営を担うための予算編成とし、予算の総額は21億7,100万円で、前年度と比較して3,700万円、1.7%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、1人当たりの医療費の増加による保険給付費の増額によるものでございます。

議案第4号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合う制度で、県内の全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料と現役世代の支援金によって運営されております。

予算の総額は2億5,300万円で、前年度と比較して1,700万円、7.2%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行に伴う被保険者数の増加による広域連合への納付金の増額によるものでございます。

議案第5号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計予算についてでございますが、本町の高齢化率は40%を超え、増加傾向で推移しています。今後、高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことができるよう、自立支援や介護予防・重度化防止の取組を進めるための予算編成といたしました。

予算の総額は19億3,700万円で、前年度と比較して3,600万円、1.9%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、施設入所者の増加に伴い介護サービス利用者の増加が見込まれることなどから、介護サービス給付費の増額によるものでございます。

議案第6号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計予算についてでございますが、東千葉メディカルセンターにつきましては、千葉県、千葉大学医学部附属病院、設立団体である本町と東金市が連携して経営の健全化に取り組んでいるところでございます。

予算の総額は3億267万5,000円で、前年度と比較して2億9,105万円、49.0%減額の予算といたしました。減額の主な要因は、病院事業債の減、さらに開院時に医療機器を整備するために借り入れしました地方債の償還金の一部が完済したことにより、公債費が減額となったものでございます。

議案第7号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、第3条に規定している収益的収入の総額は、施設使用料や一般会計からの補助金を含め1億4,733万7,000円を見込んでおります。収益的支出の総額は、処理場の維持管理に係る業務費や減価償却費、企業債の利息を含め1億5,441万5,000円となります。

次に、第4条に規定している資本的収入につきましては8,268万1,000円で、主なものは一

般会計からの補助金7,327万8,000円でございます。資本的支出の総額は8,268万1,000円で、企業債償還金7,326万9,000円のほか、処理施設等の修繕費941万2,000円となります。

議案第8号 令和5年度九十九里町ガス事業会計予算についてでございますが、第3条に規定している収益的収入の総額は4億1,248万8,000円を見込んでおり、主なものはガス売上料金3億778万9,000円と電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金の3,822万1,000円となります。収益的支出の総額は、ガス購入費1億3,194万円を含めたガス事業の維持管理に係る業務費で4億570万3,000円でございます。

次に、第4条に規定している資本的収入につきましては、総額4,011万円で、企業債4,000万円、工事負担金11万円となります。資本的支出の総額は8,951万4,000円で、主なものは導管工事7,829万8,000円でございます。資本的収入に対し不足する額4,940万4,000円につきましては、建設改良積立金及び内部留保資金などを充てることとしております。

議案第9号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,238万円を追加し、予算の総額を68億5,796万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、事業の完了や精算が主なものですが、庁舎建設基金に7,000万1,000円、財政調整基金に1億6,996万5,000円を積み立て、公共交通事業者の事業継続支援としてバス運行対策費補助金232万3,000円などを増額いたします。

また、九十九里町福祉作業所指定管理料の債務負担行為の設定や事業費の確定により、漁港整備事業など6事業の地方債の補正を行うものでございます。

議案第10号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ11万9,000円を追加し、予算の総額を1億3,572万7,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の給与改定によるものです。

議案第11号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ71万円を減額し、予算の総額を22億6,454万5,000円とするものでございます。

歳入の補正につきましては、保険給付費等交付金で配分額の確定により保険者努力支援分257万9,000円、繰入金の繰入れ基準の見直しにより国保財政安定化支援事業繰入金184万1,000円などを減額し、保険税軽減対象者数の増加により保険基盤安定繰入金の保険税軽減分170万円、保険者支援分263万2,000円などを増額いたします。

歳出の補正は、事業の精算によるものでございます。

これら歳入から歳出を差し引きいたしますと339万6,000円の余剰となることから、国民健康保険会計基金繰入金を339万6,000円減額いたします。

議案第12号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ814万6,000円を追加し、予算の総額を2億4,754万6,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、健診受診者の減少により特定健康診査委託料45万9,000円を減額し、負担金の確定により後期高齢者医療保険料等負担金860万5,000円を増額いたします。

歳入の補正につきましては、保険料の確定により特別徴収保険料現年度分622万4,000円、諸収入の特定健診等受診料39万9,000円などを減額し、被保険者数の増加により普通徴収保険料現年度分1,495万7,000円などを増額いたします。

議案第13号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、予算の総額を19億8,468万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の給与改定によるものです。

議案第14号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）については、世界的な半導体不足により病院情報システム、電子カルテの更新に係る機器の納入が遅延し、令和4年度内の事業完了が見込めないことから、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター事業費2億7,520万円について、繰越明許費を設定するものでございます。

議案第15号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額から181万5,000円を減額し、収益的支出の予定額から183万4,000円を減額するものでございます。

補正の主な内容は、人事異動による人件費の減額とこれに係る一般会計からの補助金を減額するものでございます。

議案第16号 九十九里町ガス事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、既定のガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を増額するもので、補正の内容は、屋内管受注工事件数の増加と給与改定により、収入支出ともに269万1,000円増額いたします。

また、新規ガス供給申込みによる導管整備に伴い、既定のガス事業会計予算第4条に定めた資本的収入予定額を9万3,000円、支出予定額を4万3,000円増額いたします。

議案第17号 九十九里町個人情報保護法施行条例の制定についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案第18号 九十九里町個人情報保護審査会条例の制定についてでございますが、令和3年改正の個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保することを目的として、町に個人情報保護審査会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第20号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、一般職の職員に係る勤勉手当の支給率を引き上げることに伴い、期末手当支給率の改定を行うため、これらの条例を改正するものでございます。

議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和4年8月の人事院勧告並びに10月の千葉県人事委員会の給与改定勧告に鑑み、本町においても千葉県人事委員会に準じた給与改定を行うため、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を改正するものでございます。

議案第22号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和4年度人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告に鑑み実施する一般職の給料表の改定を踏まえ、会計年度任用職員においても一般職の職員に準じ給料表を改定するため、本条例を制定するものでございます。

議案第23号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、九十九里町立作田やすらぎの家解体撤去に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例を制定するものでございます。

議案第24号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第25号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、児童の安全の確保に関する計画の策定等を義務づけるほか、所要の改正を行う必要があるため、これ

らの条例を改正するものでございます。

議案第26号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、九十九里町子ども・子育て会議条例及び九十九里町立幼保連携型認定こども園設置及び管理に関する条例を改正するものでございます。

議案第27号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、健康保険法施行令等の改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、所要の改正をするものでございます。

議案第28号 指定管理者の指定についてでございますが、九十九里町福祉作業所に関する指定管理が、今月31日をもって指定期間が満了となりますので、引き続き九十九里町社会福祉協議会を指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何卒、慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は10時45分です。

（午前10時22分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

◎日程第5 一般質問

○議長（古川 徹君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、1番、西村みほ君。

（1番 西村みほ君 登壇）

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

議長のお許しをいただきましたので、令和5年第1回議会定例会の一般質問を行います。

今回はどの質問においても、町民目線で九十九里町をよりよく活性化させたいという住民からの御意見を基に質問させていただきたいと思いますので、明快な御答弁、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目1番、子育て支援について質問させていただきます。

1番目、産後ケア事業の拡充を検討すると聞いているが、その後の進捗はについてです。

ちょうど1年前の3月定例会の際に、産後ケアの拡充について質問と要望をさせていただきました。以前にも申し上げたとおり、出産後の産後ケアについては、九十九里町はほかの市町村に比べ利用対象月齢が低く、宿泊型ですと産後2か月未満、日帰り型ですと産後4か月未満しか利用できないこととなります。

さらに、産後ケアとして利用できる病院が東千葉メディカルセンターのみですので、そのほかの助産院などと提携できないか要望させていただきました。その後検討がなされたのか、現在の進捗をお聞かせください。

続きまして、2番目の妊婦・子育て世帯に寄り添う伴走型相談支援について、町はどのような事業を検討しているのかの質問に入ります。

先々月の1月臨時議会の際、国による出産・子育て応援交付金事業を盛り込んだ一般会計補正予算が可決されました。本事業は、出産・子育て応援交付金の経済的支援とともに、妊婦・子育て家庭が安心して出産子育てできるよう、伴走型相談支援の推進を各自治体に協力依頼をしております。

1月の臨時議会では、本町は伴走型相談支援に関しては具体的な事業を決定していないということでしたが、次年度に向けて可及的速やかに事業を計画し実行していく必要があると考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

3番目の子供の居場所づくりに関する事業の実施・推進を検討しているのかについて質問させていただきます。

少子化に歯止めをかけるため、政府は翌月4月にこども家庭庁を新たに発足いたします。本町においても人口減少と高齢化の推移は顕著であり、本町の高齢化率は40%を超え、反対に出生数は2021年度に29人、2022年度は12月現在23人と、驚くべき数字です。婦人科も産婦人科もない本町ですから、九十九里町で生まれ育つ子供たちは宝物以外何物でもありません。

核家族化、夫婦共働き世帯の増加、また本町においては近所に同世代の子供がいない、ひ

とり親家庭の子供が孤立してしまうなどの事例も目にしてきました。国が示す子供の居場所づくりに関して本町はどのような事業の実施・推進を検討しているのか、お聞かせください。

4 番目、厚生労働省がこども園でのおむつの処分を推奨すると発表したことについて、町内こども園での対応はについてですが、2023年1月に厚生労働省は、保育所等における使用済みおむつの処分を保育所で行うよう方針を示しており、町内こども園に関しての対応はどうか、お聞かせください。

大項目2番目の海岸駐車場周辺施設の維持・管理について質問させていただきます。

片貝中央海岸南側駐車場前公衆トイレ及びシャワーの再整備や管理等の対応についてですが、地元のサーファーや海水浴客の方から御意見をいただきましたので今回質問に入れさせていただきます。御意見の内容としては、トイレが暗くて怖い、トイレトペーパーがいつもない、シャワーが壊れている、ほかの海水浴場と比べてトイレが汚いなどでした。

去年は3年ぶりに海水浴場が開設され、また12月には片貝中央海岸に新たな観光スポットとしての巨大なオブジェが完成いたしました。観光客や地元住民にとって憩いの場として、より多くの方に利用していただける環境は整ったように思います。しかしながら、既存のトイレやシャワーが老朽化し、先ほど申し上げたような苦情をいただいております。

そこで、公衆トイレやシャワーのリフォームなどの再整備や、現在シルバー人材にお願いしている管理の頻度を増やすなどの対応が考えられるか、お聞かせください。

大項目3番の農業振興について質問いたします。

農地取得の下限面積が廃止となることにより、新規就農の確保や農地の耕作放棄問題等に関する町の施策はについてですが、令和4年5月の農地法一部改正に伴い、令和5年4月1日から、農地を取得する際の下限面積の要件が廃止されることになりました。

本町だけの問題ではございませんが、農業従事者の減少が加速する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業を展開するための施策として農林水産省が農地法を改正しております。この下限面積要件の廃止によって多様な人材が農地を取得しやすくなるなど、新規就農者の増加を促進することが期待されています。

本町の第5次総合計画の政策1に「将来性のある農漁業の振興」と書かれており、今回は農業に特化した質問となりますが、ほかの自治体と比較した場合、九十九里町を新規就農する地として選んでいただくためどのような施策を考えられているのか、お聞かせください。

質問は以上となります。なお、再質問については自席にて一問一答で行います。

○議 長（古川 徹君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長（大矢吉明君） 西村みほ議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援についての御質問にお答えします。

1点目の産後ケア事業の拡充を検討すると聞いているが、その後の進捗はどの御質問ですが、町では、令和4年度まで、東千葉メディカルセンターでの宿泊型及び通所型による産後ケアサービスの利用を可能としておりましたが、令和5年度からは、利用者が自宅でサービスを受けられるよう新たに訪問型を創設するとともに、受入れが可能な医療機関を拡充し、利用者側の多様なニーズに対応できるよう受入れ体制の強化を図る予定でございます。引き続き、産後の母子の心身ケアや育児サポートなどの支援に努めてまいります。

2点目の妊娠・子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援について、町はどのような事業を検討しているのかとの御質問ですが、国では、支援が手薄なゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業を令和4年度から創設したところでございます。

これを受け、町では伴走型相談支援として、全ての妊婦及びゼロ歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯を対象に面談を実施することで、ニーズに即した有用な情報提供が可能となり、妊娠届け出時及び出生届け出後の面談実施後に妊婦1人当たり5万円、乳児1人当たり5万円を給付することで、一体的な経済的支援が図れるものと考えております。

今後も、身近で相談に応じながら子育て世帯に寄り添い、多様なニーズに即した効果的な支援が可能となるよう、関係機関と情報共有を図り、柔軟な取組に努めてまいります。

3点目の子供の居場所づくりに関する事業の実施・推進を検討しているのかとの御質問ですが、地域のつながりの希薄化、少子化などの影響により子供が地域コミュニティの中で育つことが困難になり、子供の居場所を意図的につくり出すことが求められております。

国では、学習支援や子ども食堂、フリースペースなど、住民主体による居場所づくりを支援する手法が検討されていると伺っております。

本町においては、中央公民館や真亀川総合公園などの公共スペースのほか、子育て支援センターや学童保育、発達に支援が必要な児童が利用できる放課後等デイサービスなど、それぞれのニーズに合わせた居場所を確保しております。

今後、複雑化する家族関係等に対応するためには、ますます多様な居場所づくりが必要と考えておりますので、他市町村の取組事例等を参考に検討してまいります。

4点目の厚生労働省がこども園でのおむつの処分を推奨すると発表したことについて、町内こども園での対応はとの御質問ですが、本年1月に国から、保育所等において使用済みおむつの処分を推奨する旨の通知がありました。

使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは、保護者にとって大きな負担軽減になるとともに、保育士にとっても業務負担が軽減されることから、本町においても本年4月から使用済みおむつをこども園において処分することを決定し、現在その準備に取り組んでいるところでございます。

引き続き、子育て支援の充実に図ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、海岸駐車場周辺施設の維持・管理についての御質問にお答えいたします。

片貝中央海岸南側駐車場前公衆トイレ及びシャワーの再整備や管理等の対応についての御質問ですが、片貝中央海岸南側駐車場前に設置されている公衆トイレとシャワーは、千葉県が整備したものであり、県との協定により日常的な清掃業務について町が行い、快適な利用環境づくりに努めているところでございます。再整備について千葉県へ確認したところ、現時点での計画はないとの回答がありました。

町としましては、海岸利用者に公衆トイレやシャワー設備を快適に利用していただくため、計画的な再整備等を千葉県に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、農業振興についての御質問にお答えいたします。

農地取得の下限面積が廃止となることにより、新規就農の確保や農地の耕作放棄問題等に関する町の施策はとの御質問ですが、本年4月に施行される農地法の改正に伴い、新規参入の促進や農地の適正利用を目的に、これまで規定されていた農地の権利取得時に求められていた下限面積要件が撤廃されることとなります。

この改正により、多様な人材による農地の取得や、より小さな面積での就農が可能となることから、現在実施しております新規就農者育成総合対策を引き続き活用し、新規就農者や新たな担い手の確保に向けた取組を進め、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加など、昨今の農業における問題の解消に取り組んでまいります。

以上で、西村みほ議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入ります。

1 番目の産後ケアの拡充についてですが、町長の御答弁に、令和 5 年度から自宅でサービスが受けられるよう訪問型の産後ケアサービスを創設するとございました。具体的にどのようなサービス内容なのかをお聞かせください。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

本町の産後ケアサービス事業は、宿泊型と通所型の利用可能な医療機関は東千葉メディカルセンターの 1 か所のみでしたが、来年度の令和 5 年度からは、さんむ医療センターでの利用も可能とし、事業の受入れ可能な医療機関を 2 か所に拡充したところでございます。

また、新たに創設します訪問型支援につきましては、2 か所の助産院と契約し、利用者が自宅で産後の母子の心身ケアや育児サポートサービスを受けられるよう体制を強化したところでございます。

なお、利用対象につきましては、宿泊型が出産後 2 か月未満、通所型が出産後 4 か月未満となり、訪問型については 1 歳未満まで利用を可能といたしました。訪問型を新たに創設したことで利用対象年齢が拡張され、支援が必要な母子に寄り添う受入れ体制の強化が図れるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 1 番、西村みほ君。

○1 番（西村みほ君） 課長の御答弁ありがとうございました。

提携先も増えて、訪問型については 1 歳未満まで利用対象年齢が拡大されたとのことで、かなり前進したように思います。

この産後ケア事業については自治体の努力義務であり、サービスの利用料に関しても自治体ごとに定められています。経済的な不安を抱く世帯が利用しやすいよう、サービス拡充以降も、引き続き対象者などに御意見を聞き、多くの望む方が必要な支援を受けられるよう、本事業が推進していくことを望みます。

続きまして、2 番目の伴走型相談支援について再質問を行います。

町長の御答弁のとおり、経済的支援に関しては遅滞なく実施されることは承知しております。もう一方の伴走型相談支援について、もう少し具体的に質問させてください。

相談支援における子育て世帯への面談ですが、オンライン面談も支援の対象となると記載されております。本町では子育てアプリを提供しており、このアプリでは、自治体職員や助

産師、保健師などとオンラインで相談できる追加機能があります。そのほかZ o o mなどでオンライン相談を行っている自治体があり、人口が増加している流山市をはじめ、県内でも幾つもの自治体がオンライン面談のサービスを導入しています。

本町では、現在保育士の職員は2名しかおりませんので、子育てに特化した相談員、例えば助産師や保育免許のある方などを採用し、オンライン面談やメールでの相談を受け付けられるよう仕組みづくりを検討されないのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

伴走型支援といたしまして、面談の実施のタイミングは、妊娠届け出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの計3回とされております。国のガイドラインでは、面談の対象者として妊婦、産婦のほか同居家族も一緒に面談することを推奨しており、複雑かつ多様化するニーズに対応するには専門的な知識と経験が必要となることから、町では、保健師による対面を原則とした面談を予定しておるところでございます。

また、相談支援に対応する人件費が国及び県の補助対象となりますので、令和5年度より、会計年度任用職員として本事業に係る相談支援を専門とする保健師を採用し、顔の見える関係づくりで信頼を築き、きめ細かな対応を行うこととしており、準備を進めておるところでございます。

なお、面談を希望しない、または面談を拒まれる対象者には、電話やアンケートの実施により有用な情報提供を行うなど、プッシュ型の支援体制に努めてまいります。その上で、オンライン相談やメールの相談など、対象者のニーズに寄り添う仕組みや効果的な方法について今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 課長の御答弁では、対象者のニーズに寄り添う仕組みや効果的な方法について検討するということでしたが、相談窓口はなるべく多いほうがよく、これからの検討では導入がいつになるのか分かりません。相談支援を専門とする会計年度任用職員も採用されるそうですので、オンライン面談の導入について、今後検討していただけるよう要望いたします。

続きまして、3番目の子供の居場所づくりに関する事業に関して再質問いたします。

町長の御答弁では、他市町村の取組事例等を参考に検討してまいりますとございました。

しかし、この事業は子供が少ない本町こそ、他市町村を参考にするのではなく、独自性を持って力を入れて取り組まなければならないのではないのでしょうか。本事業は、放課後児童クラブや放課後子ども教室との連携、また子ども食堂の推進などが当てはまると思いますが、子育て世帯にアンケートを募るなどして、実際に欲している事業は何かを把握する方法もあると思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、子育て世帯のニーズを的確に把握し、本町におきまして真に必要なとされる新たな子供の居場所、こういったものはどのようなものが望ましいのか検討する必要があります。

令和5年度を事業におきまして、今後の子育て支援施策を検討するための基礎資料となりますアンケート調査を実施する予定であります。この中で適切な設問を設定し、ニーズ把握に努めてまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 課長の御答弁ありがとうございます。

アンケートに関しては速やかをお願いいたします。

そして、子供の居場所づくりに関する事業は、子供が多い地域ほど展開が進んでいます。合計特殊出生率が全国平均より大幅に上回る、少子化対策の奇跡の町と呼ばれる岡山県奈義町の独自子育て支援策を見てみてください。地域の大人と協力して子供の居場所づくりにも力を入れています。

子供支援員に力を入れれば、比例して子供の人数は増加します。町内の子供たちの置かれている環境、特に保育施設や学校以外の生活の状況を把握してください。そして、子供たち、保護者の声に耳を傾けて、子供の居場所づくり、子育て環境の整備を行っていただきたいと思います。

続きまして、4番目のこども園のおむつの処分についてはですが、こちらは国の指針どおりに進められるということで、承知いたしました。

続いて、大項目2番目の片貝中央海岸南側駐車場の公衆トイレですが、私の知識不足で、あのトイレとシャワーは県が整備した県の施設であるという認識はありませんでした。しかし、町内にある施設ですので、よいイメージを印象づけられるよう、町は管理に力を入れていかなければならないと考えます。

今週このトイレを見に行ったところ、ちょうどマラソン大会の直後でしたので、トイレもきれいに清掃されておりました。このまま維持できるよう努めていただけますとともに、トイレが暗くて怖いという意見もありますので、再整備や、シャワーや水栓のリフォームなどを計画的に行っていただけるよう県に要望をお願いいたします。

最後に、大項目3の農業振興について再質問いたします。

今までと同じように、町ホームページや広報に新規就農者については担当課にお問合せくださいと掲載するだけでは新規就農者の増加は難しいと考えます。新規就農のターゲットになる若年層は、まずウェブで情報を検索し情報収集を行います。実際町内で新規就農を希望する若年層の方が、ホームページで検索しても情報はなかったとおっしゃっていました。

いすみ市では、新規就農者をターゲットとした担当課が管理するホームページが整備されており、当市の御担当者に問い合わせたところ、ホームページからの問合せは年間10件以上あり、認定新規就農者についても、昨年度は夫婦型2組、法人1組、個人5人と、例年同じぐらいの推移で増加しているとのことでした。

まず、入り口であるウェブ情報がないことがチャンスを逃しており、町として積極的に新規就農者を募るような具体的な施策をお考えか、お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

町長答弁にもございましたが、農地法の改正に伴い下限面積が撤廃されることにより、多様な人材や新規参入等、新たな担い手の確保による農地の有効利用が期待されることから、現行行っております補助事業の周知に加え、新規就農を考えている方が必要としている情報をきめ細やかに発信し、本町を新規就農の地として選択していただけるよう、町のホームページの充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、担当課による新規就農希望者を対象とした農業に特化した専用のホームページの作成につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 課長の御答弁では、町ホームページの充実を図るとおっしゃっていましたが、現状では2016年に掲載された認定農業者制度の案内しか就農に関する記事は掲載されておられません。せめてもう少し具体的に就農する場合の手順などを載せてもいいのでは

ないのでしょうか。

町長をはじめとする執行部が将来性のある農漁業の振興を政策として示しているのであれば、10年、20年先の本町の農業を見据えて、その時代に農業従事者となり得る若年層の意見を取り入れながら農業推進していかなければ結果に結びつかないのではないのでしょうか。まずは、新しい方を受け入れる窓口、体制を整えてくださるよう強く要望いたします。

最後に、今回質問させていただいた3点は、九十九里町をよりよくしたいとの観点から質問させていただきました。これ以上の人口減少を防ぎ、活気があるまちづくりを進めていくためにも、住民や観光客の小さな意見にもしっかりと耳を傾け、今後の町政に活かしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前11時11分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時55分）

○議 長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（10番 善塔道代君 登壇）

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

令和5年3月定例会において質問させていただきます。

風の冷たい日がまだ残るとはいえ、宮島池親水公園のカワヅザクラは満開に咲いています。春を肌で感じ始める3月は卒業シーズンでもあります。中学、高校の本年度卒業生は、入学直後にコロナ禍で、学校行事も部活も3年間、制約を受けてきました。せめて最後の式典は、思い出に残る演出をと願います。また、コロナ禍で物価高騰など試練の冬を乗り越え、桜花らんまんの春が来ること皆が待っています。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、窓口業務のデジタル化についてお伺いいたします。

マイナンバー制度は、社会保障と税、災害対策に関する事務の手續に限って利用されるもので、マイナンバー制度の情報連携により、住民にとって行政手續がしやすくなるために導入されました。各自治体では、普及促進のために様々努力をされ、申請件数が増加しております。

本町でも、普及促進のため、無料の写真撮影、職員による申請の補助、開庁時間の延長など大変な努力をされていることは承知しております。そこで、現在までのマイナンバーカード申請状況について伺います。

また、マイナンバーカードや運転免許証などを活用して、書かない窓口を実施している自治体があります。この制度は、町民が住所変更をする際に、申請書に記入する代わりに職員と一緒にモニターを見ながら端末に入力する仕組みです。入力後は署名欄以外が印字された異動届が作成され、これを確認の上、署名してもらいます。また、同時に必要な書類も同じ窓口で作成し、手續漏れを防ぐことができます。

来庁者が申請書等を記入することなく、職員の聞き取りやマイナンバーカードの活用などで簡単かつ効率化に手續の申請ができる書かない窓口の導入について、町当局の見解を伺います。

2項目めに、ボランティアポイント制度の導入についてお伺いいたします。

少子高齢化、人口減少の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、行政サービスのニーズはますます多様化、複雑化しています。この課題に対応するために、地域住民と行政が連携し官民の垣根を越えた取組を推進することが求められており、本町においても、総合計画で協働によるまちづくりを掲げ取り組んでいると思います。

この官民連携の一つの形として、本町では様々な分野でボランティア活動に参加されている方々が多数おられ、その活動に対する真摯な姿勢、熱意にはいつも感銘を受けております。町でもこのような方々の活動に対し、節目節目の記念式典などにおいて感謝状等を授与するなど感謝の意を表していることは承知しておりますが、新しい感謝の意を表す手段、また、より一層ボランティア活動を活性化する手法としてボランティアポイント制度の導入を検討してはどうかと思いますが、町当局の見解を伺います。

3項目めに、子ども議会の開催についてお伺いいたします。

2023年4月に発足するこども家庭庁は、子供の最善の利益をとして、子供の視点に立った当事者目線を強力に進めていくことを目指し、こどもまんなか社会の実現を最重要コンセプト

トとして掲げています。

将来展望に立った教育の一環として、小・中学生による子ども議会を過去3回提案させていただき、2009年12月と2015年2月、2018年2月に中学生議会が開催されました。私も傍聴させていただき、堂々とした振る舞いに感心するとともに、すばらしい提案、意見に考えさせられました。未来を託す子供たちの自然な表現やユニークな発想は、町政発展の参考として活かされる点もあると考えます。

最近では、コロナ禍で開催できなかった子ども議会も徐々に開催している自治体が増えています。本町でも中学生議会の再開を検討すべきと思いますが、今後の開催予定について伺います。

また、中学生だけではなく小学生を含んだ子ども議会の開催をどのように考えているのか、伺います。

4項目めに、発達性読み書き障害（ディスレクシア）についてお伺いいたします。

発達性読み書き障害であるディスレクシアは、学習障害の一つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が表れたり、二次的な学校不適応などが生じる疾患です。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことを言います。

ディスレクシアは、日本の小学生の約7から8%に存在すると言われております。したがって、読み書きを苦手とする児童は、クラスに平均二、三人いると見られます。ディスレクシアは、周りの人が理解し適切なサポートすることで困難さを軽減することもできるとされています。

そこで、ディスレクシアへの適切なサポート体制について確認させていただきます。

1点目に、小・中学校においてディスレクシアの疑いがある児童・生徒はどの程度把握されているのでしょうか。

2点目に、ディスレクシアは、家庭や地域、学校、それぞれできるサポートが考えられます。例えば学校において、黒板をノートに書き写す代わりにタブレットで写真を撮る、あるいはタブレット端末に文章を入力するということも障害の軽減になります。また、宿題の提出をタブレット端末で提出することや、教科書についてもデジタル教科書のルビ振り機能や音声読み上げの機能を活用することも効果的と考えます。

障害の困難さを軽減するため、学校現場においてタブレット端末の活用やデジタル教科書

を効果的に活用できるよう後押しが必要だと思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長（古川 徹君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、子ども議会の開催についてと発達性読み書き障害（ディスレクシア）についての御質問は、後ほど、教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いします。

それでは、初めに窓口業務のデジタル化についての御質問にお答えいたします。

1点目のマイナンバーカード申請状況についての御質問ですが、本年1月末時点の本町におけるマイナンバーカード申請件数は1万46件、申請率は67.2%でございます。昨年度末と比較し28.3%の増加となっております。

2点目の書かない窓口サービスの導入についての御質問ですが、書かない窓口サービスの先行自治体においては、記載台の代わりに受付システムを導入することで、来庁者のマイナンバーカードの情報を利用することにより申請書の記入が省略でき、申請手続の軽減やサービスの平準化などのメリットがある一方、操作手順の説明や申請内容の聞き取り等、職員の負担が増加する場合がありますと聞いております。

今後、近隣自治体の動向を注視しながら、マイナンバーカードの活用が広がるよう、業務の効率化や費用対効果と併せて検討してまいります。

次に、ボランティアポイント制度の導入についての御質問にお答えいたします。

ボランティア活動に参加されている人たちへのポイント付与についての御質問ですが、ボランティアポイント制度は、有償ボランティアの一つの形態として、福祉分野を中心に住民相互の支え合いを推進する制度として全国の自治体に広まり、先進的な自治体では、環境保全や自然保護、教育支援など幅広い分野で活用されております。

ボランティア活動に意欲的な住民やNPO法人等を支援していくことは、協働によるまちづくりの実現に資するものであると考えております。

引き続き、本町の地域特性に合った効果的な取組内容や方法等について、調査・研究を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお

願います。

○議 長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは子ども議会の開催についてと発達性読み書き障害（ディスレクシア）についての御質問にお答えをいたします。

初めに、子ども議会の開催についての1点目、過去開催された中学生議会の今後の開催についての御質問ですが、中学生が議会の仕組みや役割を学習し、地方自治の一端を体験学習する場として、過去3回開催いたしました。

教育委員会といたしましても、子ども議会を通じて、九十九里町の未来を担う子供たちが地域の問題や将来についてどのように考えているのかを知ることができるとともに、町政並びに町議会活動への理解と関心を育むよい機会であると考えております。

平成30年の開催以降、コロナ禍において開催することはできませんでしたが、次年度以降の開催について、小・中学校と協議を行うとともに、関係課等との調整を図りまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

2点目の小学生を含んだ子ども議会についての御質問ですが、平成21年の子ども議会では、小学生が傍聴という形で参加をいたしました。小学生の参加の在り方について、次年度以降の開催に向けた取組の中で協議してまいりたいと思います。

次に、発達性読み書き障害（ディスレクシア）についての御質問にお答えをいたします。

1点目のディスレクシアの疑いがある児童・生徒の把握についての御質問ですが、発達性読み書き障害については、全体的な発達の遅れはないのに文字の読み書きに限定した困難があり、周囲の人にとって分かりにくい、気づきにくい障害であると認識しております。

各学校では、年度の初めに全児童・生徒を対象に特別な教育的支援が必要な児童・生徒のスクリーニングを実施しております。その中で、個々の状況について校内支援委員会で協議するとともに、保護者面談等で状況を確認し、必要に応じて医療機関や特別支援学校の見え方相談・聞こえ方相談につなげています。

本町においては、診断こそ出ておりませんが、何らかの支援を求める合理的配慮を希望する児童・生徒が41名に上っております。

2点目の障害の困難さを軽減するための取組についての御質問ですが、大きなマス目のノートを使ったり、プリントなどを拡大したりして個別に対応しています。また、タブレット端末を活用したダイジー教科書の活用、テスト問題の事前録音、それから学力検査での読み

上げ等、保護者からの申出や就学相談から必要な合理的配慮を行っています。

いずれにしても、このことが学習不振や学校不適応、心理的な問題につながらないよう、教育委員会としましても十分配慮してまいりたいと考えております。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 町長並びに教育長、答弁ありがとうございました。

それでは、1項目めの窓口業務のデジタル化のマイナンバーカードの申請についてから再質問をさせていただきます。

全国の申請率が1月4日時点で65.9%に対して、本町では、先ほど1月末時点の申請件数が1万46件、申請率が67.2%ということで、本当に多くの方が申請されたようで安心いたしました。これもひとえに担当職員の皆様の努力のおかげだと思います。御苦労さまです。

先ほど申請状況を伺いましたけれども、交付状況、申請のほかに交付がありますよね。交付状況と今後の取組について伺いたいと思いますので、お願いします。

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

マイナンバーカードの交付状況と今後の取組ということで御質問いただきましたので、これについて答弁させていただきます。

本年1月末における本町のマイナンバーカードの交付率につきましては54.5%でございます。県平均の59.9%よりやや下回っているものの、カードの受け取りに当たっては予約制をしいており、現在まで混乱もなく交付手続が進んでいるところでございます。

今後の取組につきましては、住民課窓口において、顔写真の撮影とオンラインによる申請サポートを今後も継続してまいります。

また、20代から30代といった若年層の取得率が比較的に低いことから、開庁時間の延長や休日交付、この日を増設するなど、住民の利用しやすい環境づくりに今後も努めていきたいと考えております。

また、コロナ禍で中止となっていた各種イベントが徐々に再開されてきておりますので、そのような会場で啓発活動も力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

交付率が54.5%ということは、やはり申請率に対してはちょっと受け取りが少ないというところですね。でも、予約制で受け取りをしているということですから、平日なかなか受け取りに来られない方もいますので、そのところをまた配慮していただきたいなど。休日にもまたやっていくということですので、またそれも受け取るほうにとっては受け取りやすい状況になればいいなと思っています。

マイナンバーカードやマイナポイントを申請された町民から、職員がとても親切で分かりやすく対応してくれたので助かりましたとうれしい声を聞きました。今後も引き続き、工夫をしながら対応をよろしく願いいたします。

それでは、次に書かない窓口サービスについて伺います。

先進自治体である北海道北見市では、証明書の請求や住民異動の届出をするために市役所に来ると、必ずと言ってよいほど書かされる様々な書類、複数あれば、住所、氏名は1回書くだけで済ませたいと誰もが一度は考えたことがあるはずです。そのできたらなを北見市は実現しました。

北見市では、市役所の中に記載台はありません。その代わり、窓口の職員が、来庁者から本人確認書類の提示を受けるなどして、その情報を基にシステムで対象者を検索するとともに、必要な証明書や届出内容を聞き取りし、申請書や届出書をパソコン上で一緒に作成するそうです。そして、このやり方のほうが事務時間削減につながっているそうです。

書かない窓口の導入に向けては、高齢化の進展などで書くことが困難な町民の増加も考えられます。ぜひ導入に向けて考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。再度答弁を求めます。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

本年2月6日から、引越しワンストップサービスの運用が全国的にスタートしております。これも書かない窓口の窓口サービスの一つであると考えております。現住所を異動する際には転出届と転入届、それぞれを各市町村窓口に行って手続する必要があるところなんですけれども、マイナンバーカードを所持している人が手続する際には、オンラインで転出届と転入予約、これができるサービスができるといったものです。

本町においても、現在までに1件の利用があり、今後も利用が増えてくるものと考えております。

議員御提案の受付システムの導入につきましては、住民課では、日頃より、来庁者への親

切な対応を心がけているところでございます。受付システムを導入することにより、1日に100人を超えるお客様への対応が簡素化されれば、導入することについて前向きに考えることもできますけれども、業務改善につながるかというところと、システムに不慣れな方への対応について時間を要するとか、窓口へ来庁される方の人数が減少しないなどの検討する部分があるかと思しますので、今後、住民と行政双方のメリットが得られるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

今これからどんどん書かない窓口が各自治体で増えていく状況になると思います。人数のこととか人口のこととかというのを、もっと前向きに考えて進めていただけたらと思っております。

デジタル庁が主張するように、住民が行政窓口で書かない、待たない、回らないで済む意義は大きいです。書かない窓口が可能になった背景には、役所内の各部署がオンラインで結ばれていることや、マイナンバーカードで個人情報の確認が容易になるといったデジタル化の進展があります。導入に必要な費用の財源として、政府はデジタル田園都市国家構想交付金を促しています。システムが窓口職員の知識を補完することで他の課への確認等を減らし、滞在時間の削減につながります。

町としても、来年度からは企画政策課がスタートするわけですので、今後、自治体窓口DXの推進を本格的に取り組むことで、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を実現するため、デジタル化の推進に合わせた業務見直しを通じて庁舎内連携を強化し、書かない窓口の導入に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、マイナンバーカードの利便性としてコンビニ交付が進んでいる自治体も多くありますので、本町でも検討していただくようお願いいたします。

次に、ボランティアポイント制度の導入について伺います。

有償ボランティアが幅広い分野で取り入れられてきていること、また、町としても官民協働を進める上でボランティア活動に取り組む方々の支援を行うことが必要であると認識していることは理解いたしました。

では、特に高齢者福祉分野でのボランティアポイント制度の活用について再質問させていただきます。

高齢化の進展に伴う介護需要の増大は重要課題です。介護予防の取組とともに、介護サービスの支え手の裾野を広げる手だてとして、介護支援ボランティアや介護予防につながる活動を通じて地域で交流し、支え合いの関係の構築を促すのが介護保険制度によるボランティアポイント制度です。

日本福祉大学がボランティアポイント制度の効果を検証したところ、調査した自治体では、介護予防と地域活動の参加促進の両面で効果が確認されたそうです。

また、22年版高齢者白書によると、社会活動に参加した人の方が参加していない人よりも生きがいを感じている割合が高いとあります。現在、本町では、社会福祉協議会のボランティア活動に多くの方が参加し、地域の高齢者を支える様々な活動をしております。その人たちに介護保険制度を活用したポイントを付与する取組を推進しますが、いかがでしょうか、見解を伺います。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

全国的に高齢化社会が進み、本町においても高齢化率が40%を超え、高齢者対策は喫緊の課題であり、介護予防として地域活動の参加促進を図ることは重要であると認識しておるところでございます。

本町においても、社会福祉協議会等での地域貢献のボランティアに多くの方が参加しておりますことは、町として大変感謝しているとともに、ボランティア活動を通じて心身の健康保持や増進につながり、参加者の介護予防に資するものと承知しておるところでございます。

ボランティアポイント制度を構築するに当たり、介護保険制度の地域支援事業交付金を活用することが可能であり、具体的な事業実施に当たり、各市町村において最も最適な実施方法を検討することとされておりますので、本町での地域の特性を整理・分析し、地域の目指すべき姿を勘案しながら、今後、町としてボランティアポイントの制度を調査・研究してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

先ほど町長も、課長もそうですけれども、調査・研究と言われていますけれども、研究とはどういうことが研究なのか、私もよく分からないんですけれども、調査は各先進地とかあちこちで調べることでございますけれども、研究という言葉というのはどうなのかなといつも思うん

ですよね。

これから研究をどのようにしているのか、今後お聞きしたいと思いますけれども、介護保険制度によるボランティアポイント制度を導入した場合、現在町内で実施されている、先ほども社会福祉協議会の話をしましたけれども、外出支援ボランティアや防犯パトロール及び学校支援ボランティアはポイント制度の対象となる可能性があるのかどうか、見解を求めます。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

ボランティア制度につきましては、防犯パトロール及び学校支援ボランティアに限らず、市町村の裁量により、地域支援事業交付金を活用いたしまして地域貢献や健康づくり活動に参加した場合、実績に応じて交換可能ポイントを交付することが可能でございますので、ボランティアポイントの制度創設の際は、より多くの活動団体にポイント事業への参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

介護支援ボランティアポイント制度は、2020年度までに599市町村に拡大しています。財源としては、今課長が言われたように、地域支援事業交付金、または保険者機能強化推進交付金、介護保険者努力支援交付金を活用している自治体もあります。

私も、10年以上前になりますけれどもこの質問をいたしました、本町ではなかなか導入に至っていませんので、ぜひ町民の生きがいづくりの意義もあるこのボランティアポイント制度導入に向けてよろしく願いいたします。楽しみにしておりますので、期待しております。

それでは、次に中学生議会の開催について伺います。

教育長、先ほどは前向きな答弁ありがとうございました。

子供の視点から、まちづくりに関する様々な意見を発言する機会を設けていくべきと思います。次代を担う子供たちと一緒にまちづくりを考えていくことが大事です。

再質問は、過去の質問と同じになりますが、再度お尋ねいたします。今後定期的な開催を進めることについて、見解を伺います。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） 御質問にお答えいたします。

教育長の答弁にもありましたように、小・中学校と協議を行うとともに、関係課等との調整を図りたいと思います。

また、過去の答弁にもありましたように、中学校在学中に3年に一度の定期的な開催について、前向きに検討してまいります。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

まずは、次年度の開催ができるように協議していただき、その後、3年に一度の定期的な開催ができるようにお願いしたいと思います。

それでは、次に小学生を含んだ子ども議会についてですけれども、たしか21年、私も一緒にいたんですけれども、小学生が傍聴席に代表者が座って、本当に真剣に見ていました、中学生の議会をね。次は僕たちかなという声も聞いたこともあります。

これは前にもちょっと言わせてもらったんですけれども、その子たちは中学生議会できなかったんですけれども、やはり小学校、多分5年、6年あたりから政治の勉強をされるのではないかと思いますので、そういう面でちょっと私も質問させていただきましたけれども。

酒々井町では、平成18年から中学生議会を、平成28年からは小学生も交えたこども模擬議会を開いていて、児童・生徒が提案したアイデアが実現した事例がこれまでに4件あるということです。また、八街市では、今年1月30日に市内の小・中学校、また高校に通う児童・生徒が質疑を行う模擬議会が開かれました。茂原市でも昨年11月に、小学生11人が議員となって子ども議会が開催されております。

本町でも、中学生と小学生の代表の今後の子ども議会や、3小学校の代表による小学生議会の開催をいかにお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

子ども議会は、小学生・中学生にとっても、町を知ること、そして地方自治、地方行政という形で学習の大変重要なものを占めるものと思っております。そういう意味で、子ども議会につきましては、小学生の代表が傍聴という形がよいのか、また小学生が議員となり議会に参加する形がいいのか、今後学校や関係課との調整の中で協議してまいります。よろしくをお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

確かに傍聴というのも本当にいいことだと思いますけれども、協議するのも校長先生も大変だと思いますが、これもいい機会じゃないかなと思います。次代の担い手にとって、自分の意思を表明し、政策に反映させる経験は貴重であり、政治参加の意識を育む機会となるに違いないです。小学生も経験させることも必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、発達性読み書き障害（ディスレクシア）についての質問です。

ディスレクシアの主な特性は、通常の読み書きの練習をしても音読や書字の習得が困難、音読ができたとしても読むスピードが遅い、漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため文字が書けない、またはよく間違える、文字を書くことはできるがその文字の形を思い出すまでに時間がかかるため文章を書くのに非常に時間がかかると言われております。

本町でも、ディスレクシアの疑いのある児童・生徒を早期に発見できるよう取り組むことが必要と考えます。

先ほど教育長から、何らかの支援を求める合理的配慮を希望する児童・生徒が41人に上っていると答弁がありましたけれども、この41人の児童・生徒に対しての対応を伺います。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） 御質問にお答えします。

まず、ディスレクシア、発達性読み書き障害についての検査ですけれども、医療機関や特別支援学校の専門機関でないと検査はできないということがございます。

そういう中ですけれども、保護者に合理的配慮事項を申請してもらったり、保護者と面談をして児童・生徒の様子を共有したりして、児童・生徒の困り感に対応できるようにしております。必要であれば、学級担任1人が対応するのではなく、特別支援コーディネーターや養護教諭等とも相談をし、医療機関につなげるということをしております。

そして、合理的配慮につきましての御質問ですけれども、合理的配慮については、申出が大変多岐にわたっております。個別の申出に対して個別の対応、支援をしているというのが現状になります。

特にディスレクシアに関する申出で考えますと、漢字の読み書きが苦手な児童・生徒には、テストにルビを振ったり、文章を区切って練習したりしています。また、文字が認識しにくい児童・生徒には、黒板の文字を大きくしたり、文字の手本を書いたりしております。

そのほかにも、周りの刺激に敏感で集中し続けることができない児童・生徒には、パーテ

ィションを用意したり、別室でテストを受けたりするようにしています。

また、指示の理解に困難がある児童・生徒には、見通しが立つように早めに予定を伝えたり、具体的に優先順位を指示するなど、個々の申出に対して個別対応ができるように努めているところでございます。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

本当に個別対応ということで、一つ一つがきちんとやってくださっているんだと今分かりました。個別に、個々に申し出てくれていればまだいいんですけども、そうじゃないという、分からないという子もいると思いますので、少ない子供たちですけれどもしっかりと見ていただきたいと思います。また、適切なサポート体制をよろしく願いいたします。

2点目の障害の困難さを軽減するための取組ですが、学校現場でディスレクシアが発見された際、保護者との連携を十分に図ることが重要です。教育現場のみならず、専門医の診断を必要とする場合もあり、医療機関への接続をスムーズに行うことや、早期療育につながる必要性もあると考えます。こうした点からも保護者の理解は欠かせません。

また、合理的配慮への理解を他の児童・生徒や保護者に周知することも必要です。特別扱いしているとの誤解からいじめなどにつながることを恐れ、合理的配慮を受け入れられないことを防ぐ必要があります。まずは、保護者等を対象に発達性ディスレクシアに関する分かりやすいリーフレットを作成し、学習会や講演会を実施し、発達性ディスレクシアへの理解を促す必要があると考えますが、いかがでしょうか、見解を求めます。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） お答えいたします。

ディスレクシアへの理解を促すために、学校の保健だより等でディスレクシアの特性、児童・生徒の困り感はないかといった保護者への周知をすることにより、さらに理解を深めていく必要があると考えます。

より効果的な保護者へ向けての周知方法につきましては、これからさらに情報収集し、検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

この障害については、知られていないのが現状です。本人や保護者、先生、周りの人が誰

も気づかずにいることも多く、違和感を感じながらもどうしていいか分からず疲弊してしまう人たちもいるそうです。学校の保健だより等で周知をしてくださるということで安心しました。本当に周知徹底していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は1時50分。

（午後 1時37分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時47分）

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

（8番 荒木かすみ君 登壇）

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、3月定例議会におきまして一般質問を行います。

波乗りハーフマラソンも無事終わり、少しずつ日常が戻りつつあるように見受けられますが、国外では大きな地震があり、いまだ戦火に迫られる国々があり、つらい思いをされている人たちの気持ちを考えると何かできることはないのだろうかという気がいたします。

町政におきましては、先ほど町長よりございました交流人口の増加、子供たちの教育環境を整える、町民を大切にすると表明がございました。大事な視点であると共感をいたしました。

それでは、日頃からいただく皆様のお声を基に質問いたします。町長並びに教育長、関係各位の明快な答弁を望みます。

初めに、子育て支援について。

伴走型子育て支援の実施について。

少子高齢化に伴い、国の施策としても子ども・子育てに重点を置いた政策を取られるようになりました。切れ目のない子育て支援として、伴走型支援と出産に係る経済的支援が決まりました。本町でも、妊娠期より見守りの方法を考えていると伺っておりますが、今後どの

ように支援がされていくのか、お伺いをいたします。

次に、子育てを応援する支援制度についてお伺いいたします。

子育て家庭への支援をより充実するためには、これまでの支援策に加え、各家庭に子育てヘルパーのような方を派遣する制度が必要ではないかと考えております。他の市町村でも見られるような家事援助、家庭保育援助、これを公的支援、また民間ボランティアに対する補助などでも町としてどのような支援ができるのか、取組をお伺いをいたします。

次に、九十九里町の歴史と観光について。

町の歴史を残していく方法についてお伺いいたします。

数々の媒体があり、SNSなど便利なものも多数出てきております。書籍としては民間の九十九里郷土研究会による「伊和志」という本があります。その寄稿者たちの音声や映像を残す方法はないか、お伺いをいたします。

次に、町の歴史を観光に活かしていく方法について。

やはり他の市町村でも歴史を観光に活かし、関心を持ってもらい、交流人口を増やすという試みがされております。町長のお話にもありました。この点についてどのような方法があるのか、お伺いをいたします。

最後に、学校教育現場の現状についてお伺いをいたします。

教職員の働き方の現状についてです。

教職員の時間外勤務、休憩時間など、お伺いをいたします。年間で、国全体ではありますが、5,000人近い方が途中退職、病気による退職をしているそうです。同業他社という転職ができない、しにくい職種で、やめてしまうのは本当に残念です。現状が困難なのではないかと危惧をしているところでございます。現状をお伺いいたします。

2番目として、コロナ禍での仕事量について。

多分増加をしていると思いますが、多くの御苦勞があり、仕事も増えていると思いますので、この3年間の仕事量の状況についてお伺いをいたします。

3番目に、GIGAスクール推進。

何度もGIGAスクールについてお話しさせていただいておりますけれども、この推進の対応に伴う仕事量の変化について、コロナと同時並行でGIGAスクール対応、大変なものがあると思います。対応に伴う仕事量が増えていないか、そういったことをお伺いしたいと思います。

1回目の質問は終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いい

たします。

○議 長（古川 徹君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

なお、九十九里町の歴史と観光についてと学校教育現場の現状についての御質問は、後ほど、教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いします。

それでは、子育て支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の伴走型子育て支援の実施についての御質問ですが、町では、国の出産・子育て応援交付金事業の創設に伴い、令和4年4月以降に出産された方に対し、経済的支援として10万円の現金給付を予定しております。

また、令和5年4月からは、全ての妊婦及びゼロ歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯を対象に面談を実施し、妊娠届け出時及び出産届け出後に実施する面談後に、一体的な経済的支援として妊婦1人当たり5万円、乳児1人当たり5万円の給付を行ってまいります。

引き続き、子育て世帯に寄り添い、多様なニーズに即した効果的な支援が可能となるよう、町として柔軟な対応に努めてまいります。

2点目の子育てを応援する町独自の支援制度についての御質問ですが、国では、令和4年6月に児童福祉法を改正し、令和6年度から子育て世帯に対する包括的な支援を行うことを掲げております。

この制度改正の一つとして子育て世帯訪問支援事業が新たに創設され、虐待が危惧される家庭や、貧困や予期せぬ妊娠などで出産後の子供の養育について特に支援が必要な妊婦に対し、訪問による調理や清掃等の家事、子供の送迎等の支援を行うとされております。事業の詳細については、今後示されることとなりますので、本町においてもその動向に注視し、事業実施の必要性等について検討してまいりたいと考えております。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議 長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 荒木かすみ議員からの御質問のうち、私からは九十九里町の歴史と観光についてと学校教育現場の現状についての御質問にお答えいたします。

初めに、九十九里町の歴史と観光についての1点目、町の歴史を残していく方法についての御質問ですが、人口減少及び高齢化等に伴い、今後の歴史や文化の継承につきましては重要な課題の一つと認識しているところでございます。

現在、町文化団体連絡協議会に参加し活動しております九十九里郷土研究会では、町内史跡の見学会やふるさとの魅力を再発見するための講演会など、活発な活動を行っているところでございます。

教育委員会といたしましても、歴史・文化を継承するための環境づくりを支援してまいりたいと考えております。

2点目の町の歴史を観光に生かしていく方法についての御質問ですが、歴史的資源を活用した観光まちづくりについて、各地域で取組が行われていることを承知しております。

教育委員会といたしましても、歴史的資源の活用について、観光部局と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校教育現場の現状についての1点目、教職員の働き方の現状についての御質問ですが、本町では、全ての学校にタイムカードを導入し、教職員の出退勤時刻の正確な状況把握を行っています。それを受けて、勤務時間の長い教職員に対しては、管理職のみならず同僚からも声かけを行うなど、働き方改革を町内全体で意識しながら進めているところでございます。

それ以外にも、毎月の校長会議では、各校における働き方改革への取組を確認し合い、より効果的なものにしております。

また、教職員の雑務を担う県費負担のスクール・サポート・スタッフの町内全小・中学校への配置等、様々な場面で職場環境のさらなる改善に向けて積極的に取り組んでいます。

続いて、2点目のコロナ禍での仕事量についての御質問ですが、教室等の消毒や登校時の健康観察等は、勤務時間を前倒ししたり延長したりして取り組んでまいりました。また、欠席状況の確認などもこれまで以上に時間がかかるものになっています。

さらに、授業準備等についても、コロナ前と同じようにはいかないものもあり、感染防止対策を考慮した授業形態や指導過程の工夫が必要になるなど、教職員にとっては大変厳しい期間であったことは否めません。

幸い、新型コロナウイルス感染症による欠席数は以前に比べると大分落ち着いてきました。今後、感染防止に留意しながらも、5類感染症に移行されることで、教職員の負担が軽減されることを切に願うところでございます。

最後に、3点目のGIGAスクール推進の対応に伴う仕事量の変化についての御質問ですが、学校現場では、新たな取組に係る研修や準備等において、通常よりは多くの時間を費やしています。特に、ベテラン教員にとってはなじみの薄いICT機器を活用して行う授業は大きな負担に感じることも少なくないと思います。しかしながら、徐々に慣れることによって、様々な軽減が図られ、より大きな教育的効果が期待できます。

教育委員会においても、支援員の配置やICT研修の実施などを通して、学校支援に努めてまいります。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 町長、教育長、答弁大変にありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、伴走型子育て支援について、これは妊娠8か月頃の面談が新たな取組となったと、午前中にもお話がありました。この面談は、町の裁量も大事になると思いますので、その面談の内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

妊娠8か月頃は、出産を間近に控え、出産準備や産後のことをより具体的に考え始める時期であるとともに、産前休暇を取得し始めるタイミングで、妊婦が比較的時間を取りやすい時期であることから、対象者には、妊娠7か月頃に面談の案内文とアンケートを送付させていただきます。

面談希望者には、妊娠8か月頃に面談を実施し、産前産後の過ごし方や産後の必要な手続きや利用できるサービスなどの情報提供を行い、妊婦や家族に寄り添いながら、一緒に出産後の見通しを立てていくことを想定しております。

また、面談を希望しない方についても、アンケート結果でメンタル面に不安のある方、妊娠届出時のときから不安要素のある方、過去に上のお子さんが支援を要した方など、支援が必要と保健師が判断した場合には、面談を積極的に推奨するとともに、必要な手続きなどに関する情報を提供し、伴走支援を効果的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 御回答ありがとうございました。

伴走型支援、大変丁寧な取組であるなというふうに思います。この中で一つ気になったんですが、支援が必要と判断する場合というのはどのような方が対象となるのでしょうか、教えてください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） お答えさせていただきます。

さきにも回答させていただきましたが、アンケート結果でメンタル面に不安のある方、また妊娠届け時のときから不安要素がある方、過去に上のお子さんと支援を要した方など、保健師が判断する場合、あとは出産でお世話になっている医療機関からの情報提供等を保健師が総合的に判断いたしまして支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 分かりました。様々な支援制度を検討されているということでございますので、これについては町で必要だと判断した場合はすぐに実施に向けてしっかりと準備を進めていただきたいというふうに思います。支援が決まった段階で、また細かいことをお聞かせ願えればというふうに思います。

では、次に子育てを応援する支援制度についての再質問をさせていただきます。

子供を持つということは、若い親にとってたくさんの不安要素があり、支えがあるとなしでは全然違う、出産への勇気も出てくるのではないかというふうに思います。

国の事業の対象とはならない一般の子育て世帯に対しても、地域の皆様が家事や育児のちょっとした支援ボランティアなどを行える制度があったらいいなというふうに思いますが、町として、また国の事業の対象とならない子育て世代へのボランティア等、家事・育児支援の必要性、どのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうから答弁させていただきます。

育児に取り組みます子育て世帯にとりまして、部屋の掃除、あるいは調理、買物など、日常生活での家事負担が軽減されますことは大変意義のあることだと思います。

児童福祉法の見直しに伴う制度改正によりまして、今後、子育て世帯に対する支援はますます拡充されることが想定されております。本町の子育て世帯にとってどのような支援が効果的なのかを検証し、必要なサービスについては早期に導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） 今回大変大きな一歩だと思います。ぜひ町としても取り組んでいただきたいと思います。

子育てをみんなで応援する社会環境は重要と思いますので、よりよい環境の中で、御近所の支え、家族の支え、またボランティアの支え、そういうものもあって強化して負担にならないよう、心配りをしながら支援を続けていきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

九十九里町の歴史と観光について質問させていただきます。

町の歴史を残していく具体的な方法として、例えば映像や音声を生かした方法というものがありますけれども、町としてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） 歴史や文化の継承につきまして、映像や音声を活用することは有効な手段であると考えております。例えば無形民俗文化財であります獅子舞や神子舞につきましては、映像として保存し活用することにより次の世代への継承に寄与しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） ぜひ獅子舞、神子舞など残していった、それをまた見られるようにしていただきたいなと思います。

最初に町長に申し上げましたけれども、歴史の「伊和志」という雑誌の中でいろいろ書いてくださっている方、こういった方の歴史の語り部というようなことで、この歴史の語り部についてどういうふうにお考えであるかお聞かせください。

また、旧いわし博物館にあった資料、これはどこに保管されて、またディスクで残されていると思うんですけども、閲覧ができるすべがないので今後の活用法をどういうふうを考えているか、お伺いいたします。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） お答えいたします。

歴史や文化を継承していく上で、本町の歴史を語ることができる語り部は有効であると考えております。

今後、歴史・文化を継承できる人材の育成の方向性について調査・研究してまいりたいと思います。

また、旧いわし博物館内の資料につきましては、現在、九十九里中学校の特別教室棟の一面に保管させていただいております。今後の活用方法につきましては、歴史・文化の継承の必要性を鑑み、調査・研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ぜひ活かしていただいて、皆さん、御協力いただける方がいらっしゃるうちに、ぜひぜひ残していただきたいというふうに思います。

では、町の歴史を観光に活かしていく方法についてお伺いいたします。再質問します。

現在、町の観光として歴史的資源を活用した観光の取組はどれぐらい行っているか。また、今後どう観光に活かしていくか、こういった点で当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

歴史的資源を活用した観光の取組としましては、現在、観光協会のホームページやガイドブックにより、町の見どころとして、伊能忠敬出生の地をはじめ、歴史的資源の見どころを掲載し、町内外に情報発信をしておるところでございます。

今後は、観光協会等と協力をしながら有効的な活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 町の歴史を基にした観光スポットと呼べる場所が多少はありますけれども、今のままでは少し地味な感じであるなというふうに思います。

先日、大多喜に行きまして、大多喜のガス博物館というんですか、資料館というんですか、行きましたけれども、ガス電の小さな模型と少しの資料がありました。場所が駅前でもとてもいいところなので、雨の日の待ち合わせ場所のような使われ方をしておりました。また、町の人が涼しい、あったかい、そういうような使い方もしておりました。

こういう簡単な展示で旅行者に役立つ場所、また、他市町村でもいろんな博物館、資料館など工夫がされております。先ほどの答弁で、ホームページ、ガイドブックなど町の見どころを掲載し周知を図っているとのことですが、観光地として来遊客が海に遊びに来て、

海だけではなく歴史的資源も見てもらおうというような来遊客の増加につながるような取組をお願いしたいと思うのですが、今後の取組をどう考えているかお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

今後の取組としましては、先ほどの答弁と重なりますが、引き続き、観光協会のホームページやガイドブックを活用し、歴史的資源のPRを行い、教育委員会、観光協会等と連携を図りながら観光客誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） では、要望とさせていただきますけれども、小さな町の中で歴史という意味であまりたくさんないのかもしれませんが、深掘りをしていくと興味深い史実がたくさんあります。それを物語として紹介をしていくとか、分かりやすく伝えるとか、そういうことはできるんじゃないでしょうか。

前回も申し上げましたけれども、町おこし協力隊のような方も呼んで、町おこしのため、今考えている何倍も危機感を持って動いていかないと、本当に人口も減るばかりだなという気がいたしますので、どうかその点もよろしく願いいたします。

九十九里町のよさが伝わっていないのかなというふうに思います。ですので、地域を愛する人たちの力も借りて、町の観光施設、海の駅、民間のお店、サンライズホテルなども、画像や音楽を使って紹介の仕方を工夫して、力を合わせ町のよさを広めていただきたいと要望します。

町外にも町を知ってもらえるような方、またそういう人材もたくさんいらっしゃると思いますので、どうかみんなで盛り上げていきたいというふうに思います。

この件については終わります。

では、教職員の働き方の現状についての再質問をさせていただきます。

町内小中学校の時間外勤務の状況と対策について教えてください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） それでは、御質問にお答えいたします。

昨年11月の時間外勤務のデータがございます。町内小学校、教諭の平均は37時間、45時間以上が全体41名おりますが13名、80時間以上が1名おりました。中学校です、教諭の平均は61時間23分、45時間以上が23名中13名、80時間以上が7名というデータがございます。

時間外勤務の削減のために、職務内容の見直しや校内会議の削減などを計画的に進めております。

また、教育長答弁にもありましたが、先生方には出勤、退勤時にタイムカードをしてもらっています。勤務時間の長い職員には、健康面にも配慮をし、個別の声かけを日々行っております。さらに、先生方の教材作成や採点などを補助するＳＳＳ、スクール・サポート・スタッフを町内の小・中学校に配置しており、先生方の負担軽減につながっております。

そして、中学校の勤務時間が増える要因といたしまして部活動指導がありますが、練習内容を工夫しながら、土日のいずれかは休息日を設けるということを徹底しております。

このような対策を進めることで、町内の超過勤務時間は年々減少傾向にあります。

以上です。

○議 長（古川 徹君） ８番、荒木かすみ君。

○８番（荒木かすみ君） ありがとうございます。丁寧な御回答、本当にありがとうございます。

それでは、子育て世代の先生の配慮がありますかどうか、２点目、伺いいたします。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） お答えいたします。

平成７年４月１日から、千葉県におきまして勤務時間条例が制定されております。子育て休暇、育児休暇、育児短時間勤務が整備されました。これらの制度を利用しながら育児と勤務を両立されている先生方もいらっしゃいます。

また、校内においては、仕事の分担や勤務形態を工夫しながら、子育て世代の先生方に負担がかからないように配慮して、学校のほう、行っております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） ８番、荒木かすみ君。

○８番（荒木かすみ君） 様々な工夫して現場の困難に対処しているということは伺いましたが、けれども、職種の大変さに加えて、給特法というんですね、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法という取決めがありますよね。

この給特法というのは昭和46年にできたもので、８時間の残業というような感じで計算されている法で、今お聞きしましても平均は61時間残業されているんですね。この特別な取決めのために、１か月１万円前後の時間外手当しか出ていないということなんです。

どうしてこういう状態がそのまま続いているのかというのは、国の法律のことでもありま

すし現場でなかなか声を上げることができないという状況なんですね。その中でできるだけ地方で対応を進めていただかないと、本当に先生方大変だなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、教育委員会のほうで大変御配慮いただいているとしても、子供たちを前にした先生方が、必要に迫られて、休憩時間もなくて時間外労働せざるを得ないという状況であると推察をいたします。

また、担任を持てば少々の体調不良、精神的な重圧にも耐え、頑張っていたいただいていることです。近年、教職員の体調不良の鬱による休職者、退職者が増えているとのことですので、引き続き、御配慮をお願いいたします。

それでは、再質問 2 番目、コロナ禍での仕事量についての質問をいたします。

学校におけるコロナ対応で特に大変であったこと、教えてください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） お答えいたします。

各校に確認しましたところ、校舎内施設の消毒作業が最初に上がりました。放課後等、教室の机、椅子、アクリル板、ドアノブ等の消毒、トイレの消毒などにかかなりの時間と労力がかかりました。そのほかにも、毎朝の昇降口での検温と手指消毒、緊急の対応を迫られたタブレット準備、家庭との緊密な連絡体制などが上げられました。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8 番、荒木かすみ君。

○8 番（荒木かすみ君） お聞きのように、学校に関わる皆様、本当に御苦労されていると思います。1 クラス何十人もの中で、コロナ感染のクラスター防止、本当に御苦労いただいたと思います。5 類の感染症に移行するということですので、今後の終息に期待をいたします。これからも、子供たちの適切な件に御尽力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、G I G A スクール推進の対応に伴う仕事量について、再質問をさせていただきます。

私どもより若い先生方ですので心配はないのかと思いますけれども、パソコン、得意、不得意もありますので、なじみのない先生もおられると思います。そのために仕事が増えているのではないかと思うのですが、G I G A スクール推進における I C T 研修、学校内で行われているのか、どこか別なところで研修を行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） お答えいたします。

就業時間内に校内研修として実施しております。本年度は、ＩＣＴ支援員としまして、町予算並びに県の特別非常勤講師を各校に配置しまして、教職員に向けての研修や授業での支援を継続的に行ってまいりました。

以上です。

○議長（古川 徹君） ８番、荒木かすみ君。

○８番（荒木かすみ君） それでは、今後、ＧＩＧＡスクール推進の対応に伴う仕事量は減っていくというふうに考えてよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹（足立康幸君） お答えいたします。

対応業務につきましては、日々の実践や研修、同僚間での教え合い等で先生方は着実に慣れてきているという現状があります。したがって、対応時間は徐々に減少傾向にあると言えます。

今後、デジタル教科書の本格導入や、全国学力・学習状況調査のタブレット対応等が想定されますが、先生方の負担が大きくなるように、実態を見極めながら計画的に進めてまいりたいと考えます。

○議長（古川 徹君） ８番、荒木かすみ君。

○８番（荒木かすみ君） 御答弁ありがとうございました。

ＧＩＧＡスクールにしても、コロナ対応にしても、本当に仕事量が増えていたのではないかというふうに危惧するわけでございます。また、ＧＩＧＡスクールに慣れていくまで、多少仕方がないのかなというふうには思いますけれども、そのために先生の成り手が減っていくというのではちょっと心配だと思って質問させていただきました。

仕事量もやがて減っていくということですので、今後、環境が改善し、多くの人材が教職につき、高き志で教育に携わっていただきますよう心から願い、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は２時３５分です。

（午後 ２時２４分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、鎌田貴俊君。

（4番 鎌田貴俊君 登壇）

○4番（鎌田貴俊君） 4番、鎌田です。

議長の御承認をいただきましたので、これから令和5年第1回定例会における一般質問を行います。本日最後の登壇となりますので、よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

今回の一般質問では、大きく2つのテーマに分けて質問させていただきます。一つはこれからの農業政策について、もう一つは津波避難訓練についてであります。

それでは、まず最初に農地の集積・集約事業に係る農業政策についてから伺います。

このテーマについては、先ほど1番目に登壇した西村議員の質問でも関連する内容が議論されたところであります。今後、高齢化や人口減少が一層進展すると予想される中、農業者の減少も加速することが見込まれております。もちろん高齢化や人口減少に対する農業政策での取組、つまり農業の将来に関わる議論は今になって始まったことではありません。

私自身も、これまで令和元年から3か年にわたり農地の集積・集約化や人・農地プランに関するテーマについて質問してまいりました。しかしながら、その動きについては、御存じのとおり、新型コロナウイルスの感染拡大を起因とした事情により、地域における農業関係者の話合いが著しく阻まれ停滞したことは否めません。

そのような中、昨年、農地や将来の担い手をめぐる諸問題に関して事態が大きく動くこととなりました。それが農業経営基盤強化法の一部改正による人・農地プランの法定化であります。個人的な見解を申し上げれば、表現が正しいかどうか分かりませんが、まさに国もしびれを切らし、さらに一歩動き出したと感じたところであります。

そこでお伺いします。

人・農地プランの法定化に伴い、今後、町と農業者等による地域での話合いに基づく地域計画策定に向けた町のお考えをお聞かせください。

次に、過去に行った議論の中で、農業委員会では、各農業委員や農地利用最適化推進委員の方々が、現地調査や農地の貸借関係など情報収集した結果を農地情報公開システムというものに情報入力していると伺いました。

そこで、次に伺います。地域計画を作成していく上で、農業委員会の所管する農地情報公開システムはどのような役割を果たすのかお聞かせください。

次に、1つ目の大項目の最後の質問としてお聞きします。

冒頭申し上げました農業経営基盤強化法の一部改正は、各市町村に対し、期間を限定して地域計画の策定を義務づけていると言われております。そこで、町として地域計画の策定・公告までのスケジュールについて具体的に御説明ください。

次に、大きな項目の2つ目、まず、町地域防災計画に基づく津波避難訓練についてお聞きします。

御存じの方もありませんが、豊海県道の豊海小学校辺りからほぼ200mほど海岸へ向かった場所に不動堂元禄津波供養塔という慰霊碑があります。元禄16年、1703年といいますがから320年ほど昔、11月23日午前2時、つまり夜中に房総半島沖を震源とする震度8.2の巨大地震が引き起した津波により多くの犠牲者を出し、古文書によると、波の高さは4m、それにより九十九里浜では2,400人近い水死者があったと記録されているとのこと。

このことだけを捉えると、300年以上昔のことであり、まさか今とは考えたくありませんが、地球規模で捉えると、毎年たとえ数ミリの地殻変動であっても、それが積み重なることにより何百年単位で大規模地震として繰り返し発生してくるようです。

最近では、災害時の備えに関する情報も増え、各家庭での防災グッズや備蓄品などに関心が向いているようです。しかしながら、人は、やはりどうしても心の中で日常の生活に安住しがちです。したがって、住民にとっては、行政が企画した避難訓練等に参加し、さらに訓練を通じて避難行動などを体験することが一層重要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、町は今後、住民が参加する津波避難訓練を実施する考えがあるかどうかお聞かせください。

次に、最後の質問として、町では地域防災計画の中で津波避難タワーの整備を検討しておりますが、具体的な計画は進んでいるか、現状についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席にて行います。

○議長（古川 徹君） 鍵田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 鍵田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農地の集積・集約事業に係る農業政策についての御質問にお答えいたします。

1点目の人・農地プランの法定化に伴い、今後、町と農業者等による地域での話し合いに基づく地域計画策定に向けた町の考えはとの御質問ですが、本年4月に施行される農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランが法定化され、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を本町においても策定する必要があります。

策定の方針としましては、既存の人・農地プランを基に、地域農業の将来の在り方等について、集落の代表者や後継者などのほか、千葉県や農地中間管理機構等の関係機関との協議を進め、農地の集約化等により地域農業の維持、発展につながる計画を策定していきたいと考えております。

2点目の地域計画を作成していく上で農業委員会の所管する農地情報公開システムはどのような役割を果たすのかとの御質問ですが、農業委員会において農地の貸付者や借受け者の意向等を把握し、その情報を集約させた現況地図の作成や、これを基に地域での話し合いの場で必要となる目標地図の素案作成時においても、農地情報公開システム及び本システムと連動したタブレット端末が活用されることとなります。

3点目の地域計画の策定・公告までのスケジュールはとの御質問ですが、本年4月の改正法施行後に協議の場を設け、協議の結果を踏まえ目標地図を含む地域計画案を作成し、説明会の開催や関係者の意見聴取を経て、期限とされている令和7年3月までに地域計画を策定し、公告するスケジュールとなっております。

次に、町地域防災計画に基づく津波避難訓練についての御質問にお答えいたします。

1点目の今後、住民が参加する津波避難訓練を実施する考えはあるのかとの御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、近年は、町民を対象とした津波避難訓練を含む総合防災訓練を実施することができない状況でございました。

総合防災訓練は、町民に対するいざというときの迅速な避難行動や防災意識の向上に必要不可欠と考えておりますので、感染症法上の位置づけの緩和を踏まえ、今後は実施する方針でございます。

なお、令和5年度は地震・津波災害を想定した避難誘導訓練を計画しておりますので、御協力をお願いいたします。

2点目の町では、津波避難タワーの整備を検討するとしているが、具体的な計画は進んでいるのかとの御質問ですが、本町においては、千葉県東方沖地震の発生や、近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ地震などによる津波襲来が最も脅威であると考えてお

ります。

町津波避難計画においては、発災時は迅速に海岸から遠くに離れることを基本としておりますが、高齢の方や観光シーズンにおける来遊客の逃げ遅れが懸念されることから、津波避難タワー建設について検討を重ねてまいりました。

現在、町国土強靱化地域計画及び町地域防災計画に基づき、歩行における津波避難困難地域を考慮した上、令和6年度から順次、片貝、豊海、作田の各地区に津波避難タワーを建設する計画を立て、令和5年度当初予算でも関連予算を計上させていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、鎗田貴俊議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川 徹君） 4番、鎗田貴俊君。

○4番（鎗田貴俊君） ありがとうございます。

それでは、ただいまいただいた答弁に関連して再質問させていただきます。

それでは、まず地域計画策定に向けた考えに対する答弁について再質問します。

先ほどいただいた答弁では、今後は関係機関の協力を得ながら、町が主導し、地域計画策定のため協議を重ねていくと伺いました。そこで、今後の話合いの進め方に関して、2点ほどお聞きします。

一つは、県や農地中間管理機構など協力を得るとのことですが、それら関係機関からは具体的にどのような協力や支援が期待できるのか。

もう一つは、町は令和2年度に、両総土地改良区の第8工区をはじめ、町内5つの対象地区に分けて、実質化された人・農地プランを公表しましたが、今後の地域計画策定に向けての協議の場についても、それぞれの地域ごとに別々に進めていくのか、方向性についてお答えください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の関係機関の役割分担についてでございますが、農地中間管理機構からは地域外から参入を希望する担い手の情報の提供、千葉県からは普及指導員の派遣や、複数の自治体にまたがり広域認定を受けた認定農業者の情報提供などが考えられ、地域内外から農地の受け手を幅広く確保するため、各関係機関の情報と意見を集約させ、より実効性の高い計画を作成してまいりたいと考えております。

2点目の協議の場を別々に進めていくのかについてでございますが、町長答弁にもございましたが、既存の人・農地プランを基に地域計画を策定する方針であることから、議員おっしゃるとおり、地域数を地域と考えております。

また、中心となる経営体や参入を希望する地域外の担い手が、地域ごとに異なることが考えられることから、5地域それぞれ話合いの場を設ける予定となっております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） ありがとうございます。

既存の実質化された人・農地プランでは、各地区とも農業の担い手不足という共通の課題は抱えておりますが、今後の必要な取組においては微妙な違いも見られます。例えば両総土地改良区の第9工区、いわゆる豊海地区ですが、農地が10a区画と小さく、用水の配管等が未整備となっております。したがって、同地区では農地の大区画化などの基盤整備に取り組むため土地改良事業を進める必要があります。

そこで伺います。基盤整備の問題は農地の担い手をどうするかなどの話合いとは若干趣旨が異なり、両方並行して議論すると混乱が生じまともりにくいような気がしますが、その点について何か参考となる見解があればお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

地域計画策定に向けた地域での話合いの場において、農用地の大区画化・汎用等基盤整備事業への取組方針も協議の一つとされているところであります。このことから、地域農業の課題として問題提起されることにより、将来において豊海地区で営農を行うこととなる中心経営体の意見を集約するよい機会と捉えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） ありがとうございます。

次に、農業委員会の所管する農地情報公開システムに関連して再質問をさせていただきます。

農業委員会では、同システムと連動したタブレットを活用するとともに、現況地図を作成し、今後の話合いの場においての資料とするとのことでした。

そこで、この現況地図とはどのようなものか、具体的に説明してください。また、遊休土

地などの情報は現況地図に落とし込まれているのかについてもお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 農業委員会事務局長、戸村恵子君。

○農業委員会事務局長（戸村恵子君） お答えいたします。

現況地図については、農地の情報を一筆ごと表示できる農林水産省のeMAFF地図を活用しておりまして、農業委員会が収集した農地の貸付者、また借受け者の意向等の情報を落とし込んだデジタル地図でございます。

また、2点目の遊休農地などの情報についてですが、現況地図に係る情報につきましては、農地の所在、また所有者などの登記簿情報、農地の権利関係をはじめ農地中間管理機構への貸付け状況、また毎年実施しております農地利用状況調査による遊休農地かどうかの状況も筆ごと管理しております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鍵田貴俊君。

○4番（鍵田貴俊君） ありがとうございます。

ただいま御答弁いただいたデジタル地図に関連して再質問させていただきます。

タブレット端末による情報は農地台帳の内容等が落とし込まれているとのことですが、地域での話し合いの場では必要な情報を落とし込んだペーパー地図が資料とされるのかどうか、お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 農業委員会事務局長、戸村恵子君。

○農業委員会事務局長（戸村恵子君） お答えいたします。

地域での協議の場へは、タブレットにより情報収集した情報を基にeMAFF地図のシミュレーション機能を活用した農地の集約化に向けた案であるペーパー地図を作成し、これを基に協議の場で議論をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4番、鍵田貴俊君。

○4番（鍵田貴俊君） ありがとうございます。

次に、地域計画策定・公告までのスケジュールについての答弁に関して再質問をさせていただきます。

それでは、2点ほどお聞きします。

1点目は、令和7年3月末までに地域計画を策定し公告するとのことですが、およそ2年間にわたる協議の場での経過状況については、期間の途中であっても広報紙、ホームページ

等で公表することはできないのかどうか。

2点目は、地域計画の公告に当たっては、できるだけ当該地域の理解を得るため、対象地域に対して計画概要等に関する事前説明会を実施するなどの対応は考えられているのかどうか、お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

まず、1点目の経過状況、成果などの広報、ホームページ等での公表についてでございますが、今後行われる地域での話し合いにおいて地域の関係者の皆様に積極的に参加していただく必要があることから、地域計画の必要性和併せまして策定までのスケジュール等について広報、ホームページで周知を行う予定であります。

また、地域計画案の作成がされた段階で、案の公告・縦覧につきましても、広報、ホームページを活用する予定であります。

なお、期間の途中における経過状況等につきましては、ホームページの公表について検討してまいりたいと考えております。

2点目の地域計画の公告に当たっての事前説明会についてでございますが、地域での話し合い結果を取りまとめた地域計画案が作成された段階で、地域の方々に対して説明会の開催を予定しております。その後、地域計画案の公告・縦覧、地域計画策定の公告のスケジュールとなります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鎗田貴俊君。

○4番（鎗田貴俊君） ありがとうございます。

それでは、最後に御答弁いただいたことに水を差すようで申し訳ありませんが、お伺いしたいことがあります。

今後、地域計画策定に向けて地域ごとに協議が進められると思いますが、各地域は同じ条件で話し合いがスタートするわけではないと思います。また、地域によっては、すぐに受け手が見つからないためスケジュールどおりに進まないケースも考えられますが、そのような場合、目標とする期限との兼ね合いはどうなるのか、見解があればお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えいたします。

当初の目標地図におきましては、受け手が直ちにみつからない等最終的な合意が得られな

い農地につきましては、将来の受け手を当てはめず、今後検討等として、策定後に随時調整を行いながら更新していくことになります。このことから、目標地図を含む地域計画は、期限とされている令和7年3月までに策定可能と考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） ありがとうございます。

人・農地プランについては、本日の質問冒頭にも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により地域における話合いの場が3年近く閉ざされてしまいました。このことは、農業者側から見ると、もともと高齢者である農地の所有者や耕作者にとっても同様に3年がたってしまったということでもあります。つまり、各地域において話合いに参加する方々も、その分高齢化が進んでしまったということで、今後はますます待ったが利かない状態と思われます。

また一方、ロシアによるウクライナ侵攻を機に、日本にとっても地政学的なリスクが高まっている中で、農業の将来は食料自給率にも影響してきます。農林水産省によれば、日本の食料自給率は38%、そのうち米、小麦、トウモロコシなどの穀物だけに絞った穀物自給率は28%ということでもあります。

そのような中、今回の政策見直しは非常に大きな意味を持つものと思われます。したがって、行政の方々には、今後、農業関係者との意見調整など御苦労されることが多いと思いますが、ぜひとも引き続き御尽力いただけるよう、よろしくお願いします。

次に、住民が参加する津波避難訓練の実施について再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で避難誘導訓練を計画していると伺いました。そこで確認しますが、避難誘導というからには、浸水想定地域の住民が参加しての訓練と考えてよろしいでしょうか。また、その場合の訓練内容及び要配慮者への対応などについてもお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 私からは、訓練の内容についてお答えをさせていただきます。

令和5年度に計画しております訓練の内容でございますが、地域防災計画に定められている住民参加型の訓練を予定しており、災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定に基づいた関係機関との連携訓練、それから町を超えた広域避難誘導訓練として、現在千葉県及び東金市と協議を進めているところでございます。

詳細につきましては、関係機関との協議が調い次第、御案内させていただきますので、実

施の際には御参加いただきますよう、御協力をお願いいたします。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうからは、要配慮者への対応についてお答えさせていただきます。

令和3年の災害対策基本法改正に伴いまして、要介護度の高い高齢者の方や重度障害者の方など、避難行動要支援者のうち特に優先度が高いと市町村が判断した方につきましては、災害時の個別避難計画の策定が努力義務となりました。

本町におきましても、防災、福祉部局が連携し、令和5年度以降、早期にモデルケースの計画策定に着手すべく準備を進めているところでございます。

この計画策定の過程におきまして、避難行動要支援者御本人やその御家族に対し、平時から御自身で備蓄品の準備を行うことや、地域と十分なコミュニケーションを取ること、また防災訓練に積極的に参加することなど、自助として取り組むべき事項を啓発することになります。ここで得られます知見を活用し、避難誘導訓練における避難行動要支援者やその御家族への対応について、関係部局と連携し検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） ありがとうございます。

社会福祉課から御答弁いただいた内容についての感想ですが、災害時に対する要配慮者への訓練については、場面場面で細かい配慮が必要となることに加え、いろいろな形で個別の対応も求められることから一概に対応することが難しいと思います。

そこで、私のような素人が申し上げることはありませんが、まずはスタートしてみて、少しずつ実績と改善を積み重ねていかれてはいかがでしょうか。

また、千葉県や東金市との広域避難訓練について、来年度の実施を目指して協議を進めているということですが、それも大変重要で意義のある訓練であると思いますので、実施に当たっては万全の準備をお願いしたいと考えます。ただし、その場合はある程度広範囲の訓練となるので、避難手段としては主に自動車を使用した訓練となるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

避難訓練に関しては、津波の程度により様々な避難方法が想定されます。そこで、住民に

としては、徒歩で少しでも海岸から離れる訓練も現実的かつ重要であると考えますが、それはさらに次年度以降計画されると期待してよろしいでしょうか。

また、できれば小規模でも、毎年、または隔年で定例的に実施することが理想と考えますが、併せて御見解をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

町における津波避難の基本でございますが、浸水区域以外への迅速な避難を推進しておりますので、令和5年度実施を計画しております訓練は、本町と東金市との広域的な避難誘導訓練として自動車などの避難を想定しております。

議員おっしゃるとおり、津波の程度は様々であり、津波の規模により対象地域や避難方法なども変わってまいります。さらには、沿岸地域、河川近くの地域など、それぞれ置かれる環境も異なることから、令和5年度以降、自主防災組織との連携訓練も交えた中で地域別での現実性の高い訓練も計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） ありがとうございます。

それでは、次に避難タワーの整備に関連して再質問させていただきます。

避難タワーの建設地に関して、片貝地区については以前、元九十九里分署跡地に建設する旨の答弁をいただいたことがあります。豊海、作田地区については既に候補地が決まっているのかどうか。場所等、公表に支障のない範囲で少し具体的にお答えください。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午後 3時07分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時07分）

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

豊海地区につきましては豊海県道に面した旧豊海公民館跡地を、作田地区につきましては

住宅密集地の延長上にあります旧作田保育所を候補地としております。

また、旧九十九里分署跡地を含めて、これらの候補地は、近辺に町指定の津波避難ビルが存在しない空白地帯であることから、歩行避難などによる逃げ遅れを考慮した場所として計画をしております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 4 番、鑓田貴俊君。

○4 番（鑓田貴俊君） ありがとうございます。

ただいま各地域の避難タワーの予定地は、いざというとき、歩行における津波避難困難地域を考慮した上で選定したと御答弁いただきました。

そこで、最後に伺いますが、それらが順次完成する令和 6 年度以降は、いずれ避難タワーを使用した避難訓練も計画していただけるものと解釈してよろしいのかどうか、御見解をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えさせていただきます。

津波避難タワーでございますが、津波による浸水が想定される地域において、住民などが一時的、もしくは緊急に避難、退避するための施設となります。

町における津波避難の基本は、浸水区域外への迅速な避難を推進しておりますので、津波避難タワーを使用した訓練の実施は、発災時に初めからこの施設を目指して避難してしまうということも考えられますので、その辺の考慮も必要かと思います。

しかしながら、津波は様々であり、状況もまちまちでございます。今後取り組んでまいります地区別訓練において、万が一の逃げ遅れなどに対応できるよう、津波避難タワーを活用した訓練も検討してまいります。

以上です。

○議長（古川 徹君） 4 番、鑓田貴俊君。

○4 番（鑓田貴俊君） ありがとうございました。

先日、ある新聞に目を通しておりましたら、過去の災害から学ぶという特集が組まれておりました。何でも今年は関東大震災から100年がたとうとしているということでもあります。

また、町長答弁にもありましたが、近い将来、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が高い確率で起きるとされております。中でも首都直下型地震の場合は、発生確率が今後30年以内に70%とされており、今まさに起きてもおかしくないということでもあります。

したがいまして、当局には今後とも、ぜひ切れ目のない災害対策の実施、継続を最後にお
願いしまして、今回の質問を終わります。御協力ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議 長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日３日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 ３時１０分

令和 5 年第 1 回九十九里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 5 年 3 月 3 日（金曜日）

令和5年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年3月3日（金）午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	中村吉徳君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鎗田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	篠崎肇君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	吉田洋一君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会 教務局長	小森克彦君
教育委員会 教務局主幹	足立康幸君	農業委員会 農務局長	戸村恵子君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 木 原 隆 行 君 書 記 大 原 真 弓 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議 長（古川 徹君） 日程第1、3月2日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

（13番 谷川優子君 登壇）

○13番（谷川優子君） 住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、令和5年3月定例議会の一般質問を行います。

大項目1、東金市外三市町清掃組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画についてお伺いします。

国では、プラスチックのリサイクルを進めるプラスチック資源環境促進法が、参議院の本会議で全会一致で可決、成立しました。また、千葉県でも、持続可能な循環型社会を目指した実効性のある施策を目標に、令和3年に第10次千葉県廃棄物処理計画を立てました。その背景は、国際社会全体の目標であるSDGsを踏まえた廃棄物処理計画のようです。今や持続可能な環境問題は、地球全体の問題として捉えなければいけないのではないのでしょうか。

本組合でも、令和10年以後、ごみ施設の処理対象は、山武市成東地域を除く、東金市、大網白里市、九十九里町の2市1町となります。人口減少や資源の循環リサイクルに取り組むなら今のままでの計画で本当によいのか。また、焼却炉の大きさの見直しはされるのかなど、疑問が出てきます。日本は限りある資源と言いながら、世界で最も高い焼却行政を行ってきました。

そこでお伺いします。

1、九十九里町の地域環境型のリサイクルの取組についてお答えください。2、人口減少や資源環境を進めたときの計画に本当になっているのでしょうか。3、住民の負担増、また

ごみ袋代の値上げなどはあるのでしょうか、大変心配です。

そして大項目 2 は、交通弱者対策について伺います。

高齢者や免許を持たない住民にとって、移動手段をどのように確保するかは大変重要な問題です。バス停まで 4 km 以上もある独り暮らしの高齢者もいます。最近御近所でも、免許を返納したいけれども、車を放したら九十九里町では暮らせない。そんな会話がよく聞かれるようになりました。住民にとって交通問題は生活に直結する大きな問題です。

伺います。

1 点目、公共交通策定についてお答えください。2 点目、公共交通の実証実験が行われましたが、改善点についてお答えください。そして 3 点目、国庫補助や過疎債などの財源の活用についてお答えください。最後に 4 点目、パブリックコメントなど住民の意見公募の実施についてお答えください。

大項目 3 点目、国民健康保険の負担軽減について伺います。

2022 年の調査では 1,734 万世帯、また 2,600 万人が加入する国民健康保険の改善を求める切実な声が上がっています。加入者の生活実態に見合った水準に見直すことや、滞納者から正規の保険証を取り上げ、また財産の差押えなど、制裁行政を是正する声も多く出ています。また、国保には傷病手当、出産への手当がないなど、協会けんぽや組合健保に比べても大変不十分な保険給付です。国民健康保険は、国が責任を持って財源を確保し、国民に必要な医療を給付する、そうした社会保障です。

国民健康保険の第 1 条には、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与すると、その目的を定めております。

伺います。

今年、県から示されている標準保険料率についてお答えください。2 点目、国保基金の活用についてお答えください。3 点目、18 歳未満の均等割無料化についてお答えください。4 点目、減免規定が要綱の中に本当に明らかになっているのかを、基準をお答えください。

大項目 4、補聴器購入の助成制度について伺います。

加齢性難聴の補聴器購入に対する補助、何度もこれは住民の中から要望が上がっております、それに対する答えをお願いします。2 点目、加齢性難聴者の実態の把握、介護予防・日常生活圏ニーズ聞こえの調査。3 点目は、補聴器装着・調整・使用に当たっての専門家の相談窓口などの設置は考えていただけるのでしょうか。

再質問は自席で行います。

○議 長（古川 徹君） 谷川優子君議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、東金市外三市町清掃組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画についての御質問にお答えします。

1点目の地域循環型のリサイクル（3R運動）の取組についての御質問ですが、東金市外三市町清掃組合では、本基本計画に基づき分別収集については、構成市町の取組を主体に推進しており、中間処理から最終処分までは国や県の方針を基に取り組んでおります。また、中間処理施設となるごみ処理施設においても、収集された廃棄物を可能な限り資源として活用するよう資源回収を行っていると同っております。

2点目の、将来人口減少を考慮した廃棄物処理施設の計画かとの御質問ですが、廃棄物処理施設の計画については、構成市町の総合計画や人口ビジョン等を基に策定していることから、将来的な人口減少を踏まえた計画となっていると同っております。

3点目の住民（ごみ袋代）の負担についての御質問ですが、一般廃棄物については、構成市町で共同処理している関係上、構成市町での不公平感を取り除くため、現在の価格に統一した経緯があります。

本町においては、現時点で住民負担を増加する考えはありませんので、御理解をお願いいたします。

次に、交通弱者対策についての御質問にお答えします。

1点目の地域交通計画の策定についての御質問ですが、公共交通計画を策定するに当たり、国の支援を活用するとともに、地域の多様な関係者の合意形成の場として、これまで設置しておりました地域公共交通会議を、道路運送法並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、法定協議会に移行したところでございます。

また、この協議会において、公共交通の現状把握や住民の移動ニーズについて調査・分析を行い、本町にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにし、持続可能な公共交通を構築するため、令和5年度に計画の策定を予定しているところでございます。

2点目の公共交通実証実験の改善点についての御質問ですが、令和3年度から公共交通空白地である作田丘、真亀丘地区をモデルケースとして、住民の移動支援やタクシー助成の効果などを検証するための実証実験を実施してまいりました。

また、この実証実験について、昨年3月にアンケート調査を実施したところ、利用者数や利用率が低く、改善事項として助成額に関することが最も多かったことから、11月に助成額の引上げを行ったところでございます。

3点目の財源（国庫補助・過疎債）の活用についての御質問ですが、今後、公共交通施策を実施するに当たり、現在、法定協議会において策定を進めております地域公共交通計画が、住民や議会に対する説明のよりどころとなり、予算や補助申請といった財政措置の根拠になってまいります。

したがって、まずは計画を策定し、計画に基づき補助金などを活用しながら持続可能な公共交通を構築してまいりたいと考えております。

4点目のパブリックコメントの実施についての御質問ですが、地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、持続可能な交通網を形成するために策定するものです。計画の策定に当たっては、公共交通機関の利用者に対する聞き取りや住民アンケート調査、パブリックコメントを実施し、住民や利用者の意見が反映された計画としてまいります。

次に、国民健康保険の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

1点目の県から示されている標準保険料率についての御質問ですが、千葉県から示された本町の令和5年度標準保険料率の医療、支援、介護分の合計は、所得割が12.5%、均等割5万2,459円、平等割2万2,074円となっており、前年度と比較しますと、所得割は1.17%の減、均等割は893円、平等割は290円、それぞれ増額でございます。

2点目の国保基金の活用についての御質問ですが、国民健康保険制度は、平成30年度より、都道府県が財政運営の責任主体となる広域化が始まり、県納付金の算定基準となる標準保険料率が毎年示され、これを参考に、市町村は保険税率を定めております。

県から示された標準保険料率は上昇傾向にありますが、コロナ禍の影響を受け、町の保険税率を据え置くことにより発生した納付金の不足分について、基金を活用しております。

3点目の18歳未満の均等割の無料化についての御質問ですが、令和4年度から国民健康保険法等の改正により、未就学児の均等割が2分の1軽減となったところでございます。

子供の均等割の軽減につきましては、国による制度創設等により解決すべき事項であり、広域化に伴う標準化等の観点から、千葉県と連携を図りながら、国に要望を行ってまいりたいと考えております。

4点目の減免規定が要綱の中で明らかになっているかとの御質問ですが、町国民健康保険

税減免取扱要綱第3条に、災害により家屋や家財に損害を受けた方や倒産・解雇等により収入が著しく減少した方など、生活が著しく困難と認められる方に対する減免の規定を定めております。

次に、補聴器購入費の助成制度についての御質問にお答えいたします。

1点目の加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助についての御質問ですが、本町における高齢者の補聴器購入の補助につきましては、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方に対し、障害者総合支援法の補装具費支給制度に基づき購入費用の助成を行っているところでございます。

身体障害者手帳をお持ちでない高齢者の方への補聴器購入の補助につきましては、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に係るものであるため、今後の国や県の動向を注視しながら、他の高齢者福祉サービスの状況も踏まえ、総合的に検討してまいります。

2点目の加齢性難聴者の実態の把握・介護保険事業計画に向けた調査（介護予防・日常生活圏ニーズ聞こえの調査）についての御質問ですが、来年度の健康増進計画と介護保険事業計画の策定に向け、今年度は、住民の健康意識に関するアンケート調査と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施したところでございます。

加齢性難聴者の実態把握のため、アンケートの調査項目に耳の聞こえに関する項目を設け、現在、アンケート結果の集計分析を行っているところでございます。

3点目の補聴器装着・調整・使用に当たっての専門家の相談窓口についての御質問ですが、補聴器につきましては、精密な機器であり、使用者一人一人の聞こえ具合や生活スタイルに合わせた調整が必要であり、購入後の調整や相談ができる専門店などの窓口は欠かせないものと考えております。しかしながら、相談窓口等の設置には、専門の知識や技能を備えた方の配置などが必要となりますので、引き続き必要性等について検討してまいります。

以上で谷川優子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 東金市外三市町組合一般廃棄物処理基本計画についての再質問を行います。

一般廃棄物の分別や集団回収、あるいはリサイクル倉庫による拠点回収事業などの実施が現在行われておりますが、循環型社会を目指すためにも、さらなる減量化の推進が求められていると思いますが、構成市町の分別区分を見ると、可燃ごみ、不燃ごみの資源ごみの取扱

いが各構成市町でも大分違うようですね。

ごみ分析結果では、プラスチックが2割と全体的に高くなっておりますが、ごみの減量化のための回収の細分化による資源化が必要だと思いますけれども、町独自、あるいは町の減量化のための計画はありますでしょうか。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

町では、毎年一般廃棄物ごみ処理計画を策定し、現在、家庭から排出されるごみについては可燃ごみ、瓶類、金属類、缶、ペットボトル、粗大ごみ、蛍光灯類、乾電池、紙類、古着の10種に分け、分別処理をさせていただいております。また、白色トレイなどにつきましては、町内のスーパーなどの店頭で拠点回収の協力もいただいております、ごみの排出抑制に努めているところでございます。

町といたしましても、排出されるごみの減量化は大きな目標であることから、組合を構成する自治体等の例を参考にしながら、取組可能な事例につきましては、導入の可能性について調査をさせていただいているところでございます。引き続きごみの資源化を推進しながら、分別の徹底も含め、住民の皆様の御協力の下、ごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、清掃組合の計画にも、焼却に伴う環境負荷の低減及び低炭素社会の推進が目標に掲げられており、焼却処理するごみの減量化を図る必要があると考えておりますので、計画の有無にかかわらず、減量化につながる施策があれば、随時導入の可能性を検証することとしておりますので、御理解をいただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） ごみの減量化は、住民の協力がなければ当然進まないと思います。

町でもコンポストなどの施策に取り組んでいると思いますが、台所から出る残菜がうまく堆肥づくりに利用されることによって、かなりリサイクルが進むのではないかと思います。

そういった情報提供はどのようにされているのでしょうか。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

住民の皆様には、定期的に町広報紙を活用し、コンポストや生ごみ処理機の購入者に対する補助制度、ごみの減量化につながる生ごみの水切り、分別の徹底によるリサイクルの推進

等の住民周知を行っているほか、町ホームページにおいても同様の住民周知を行っております。今後ごみの減量化につながる情報を定期的に発信してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 本当に将来人口の減少を考慮した廃棄物の処理計画になっているのかという再質問を行います。

計画期間中に大きな変化があった場合は必要に応じて見直すとありました。見直すというのは、例えば人口が減少する、人口減少に関しては人口ビジョンの中に書かれていたんですけども、今リサイクルを進めようとしているわけで、リサイクルが本当に進んだ場合は、焼却炉の大きさにもやはり影響してくると思うんですけども、見直す中に焼却炉の見直しとか、そういったのは計画の中にあるんでしょうか。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

組合からは、新ごみ処理施設整備事業に係る施設規模は、平成30年3月に作成された一般廃棄物ごみ処理基本計画において、国や県の掲げる目標を踏まえ、ごみの減量化の目標値を設定し、目標達成に向け、減量化を行った場合の推計値を基に新ごみ処理施設の施設規模を検討したと聞いております。

その後、令和4年3月に策定された新ごみ処理施設基本設計においても、基本計画で検討した施設規模について検証を行い、減量化を前提とした基本計画での施設規模を新ごみ処理施設の施設規模として設定していると聞いております。

現状では、これまでの検証結果を踏まえ、新ごみ処理施設の規模を設定していることから、現状の整備スケジュールを考慮すると、今後、整備規模の変更をする予定はないとの回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 3点目のごみ袋の負担は今のところはないということ、町長の回答だったので、再質問はいたしません。

次に、交通弱者対策についてお伺いいたします。

令和5年度に計画の策定を予定しているという回答をいただきました。具体的なスケジュー

ールについてお答えください。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、地域公共交通計画の策定のスケジュールについてお答えさせていただきます。

地域公共交通計画の策定は、法定協議会において、国からの補助金を活用しながら進めてまいりますので、まずスタートについては交付決定がある5月の中旬から下旬となります。その後委託業者の選定を行いまして、秋頃までにアンケート調査等によって現状の把握、それから課題の分析や整理を行った後、できる限り年内に計画の素案を作成し、年明けにパブリックコメントを実施、年度内に計画を策定するという予定でございます。

また、この計画の策定に当たりましては、随所で地域公共交通会議を開催いたしまして、御意見を伺い、関係者の合意形成を図りながら進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 次は、公共交通実証実験の改善点について再質問をさせていただきます。

令和3年から作田丘、真亀丘地区を対象としたタクシー助成の実証実験を行いましたが、利用が少なく、多くの改善点があったと思います。町の設定した助成額では利用できないとの苦情も聞いております。今後の改善点についてお答えください。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 議員がおっしゃるとおり昨年3月に行いましたアンケート調査におきましては、利用回数などの多くの御意見をいただいたところでございまして、10月の地域公共交通会議に諮りまして、11月から利用回数をこれまで1回500円から1,000円に拡充したところでございます。この結果、本年1月まで3か月間におきまして、利用者数は13%の増、利用回数につきましては240%の増と改善され、一定の効果が確認されたところでございます。

また、今後の改善点でございますが、令和5年度に策定を予定しております地域公共交通計画には、住民のニーズを把握するとともに、地域公共交通会議で利害関係者からの合意形成を取った上で、持続可能な計画の策定に努めているところでございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） タクシー助成額についての再質問をさせていただきます。

タクシー助成額について、近隣自治体の助成額を私も調べてみました。例えば山武市のタクシー助成は、地域内運行大人500円、子供250円で目的地まで行かれるんです、その金額で。地域外運行は大人600円、子供300円、これは小学生以上で小学生以下は無料です。要するに、この金額で目的地まで行かれると。そこがやはり九十九里の助成額と違うところだと思うんですね。

現在行われている近隣自治体と比べても、デマンドタクシーの助成額と比べても大変低いと思います。これでは1回500円が1,000円にたとえ拡充されたとしても、住民にとって使いづらさは変わらないのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（古川 徹君） 谷川議員に申し上げます。

最初に、タクシー助成についての再質問と言いましたけれども、そういった項目はありませんので1回で終わりますけれども、よろしいですか。

○13番（谷川優子君） はい、いいです。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 議員御指摘のとおり、近隣の自治体において定額で補助しているということは私も承知してございます。先ほどもお答えいたしました、この運賃等につきましても、地域公共交通会議の中で協議しながら計画に反映させていきたいと考えてございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 財源の活用について再質問をさせていただきます。

法定協議会を立ち上げることによって、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けて、都道府県と複数の市町村構成に含む法定協議会が主体となった協働による取組を行う場合、上限1,500万円となっています。国庫補助、過疎債の活用を具体的にお答えください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 議員おっしゃるとおり、国では、地域公共交通維持改善事業といたしまして、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保、維持、利便性の向上などの取組を支援してございます。

令和5年度に予定しております地域公共交通計画の策定につきましても、この制度を活用しながら計画を策定するという一方で、可能な限り一般財源を抑制していくと考えてございます。

また、本計画に基づきまして地域公共交通対策を事業展開するに当たっても、こういった補助制度を活用しながら持続可能な公共交通の構築を努めてまいります。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） パブリックコメントの実施についての再質問をいたします。

パブリックコメントの実施など、こうした意見募集をしたときは結果を公示する義務と、住民の意見がどのように考慮されたかなど、内容を明らかにすることになっています。特に高齢者による外出困難な方の意見が計画にどのように反映され、また住民への周知はどのようにされるのかお答えください。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 住民からの御意見をどのように計画に反映させるかといったことについてでございますが、初めに、地域公共交通会議では、公共交通の空白地の生の御意見を伺うために、真亀丘と作田丘の自治区から3名の自治区長さんに御参加いただいております。

また、多くの民意を計画に反映させるために、3,000人を対象といたしましたアンケート調査、それからバスの利用者などに対する聞き取り調査、さらにはバスやタクシー事業者に対しても聞き取り調査を行い、計画の素案にまとめる考えでございます。

また、この素案に対しまして、町のホームページなどによって、先生がおっしゃったパブリックコメントを実施していく考えでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今、町のホームページでパブリックコメントを実施する、このような回答をいただきましたけれども、実際、パソコンだとか、そういったものを使っていない、そういう高齢者の方が外出支援に困っているわけで、そういった方に十分な配慮した周知と実施をお願いいたします。これはもう質問いたしません。

次に、国民健康保険の負担軽減についての再質問をさせていただきます。

今回、県から示されている標準保険料、令和5年度標準保険料率は、所得割12.5%、均等割5万2,459円、平均割2万2,074円で、所得割が1.17%減になっています。均等割は893円、平等割は290円が増額にということになっています。そうすると、これを見ると、応益割が増額になっていますよね。応益割の増額はやはり所得の低い人にとって大きな負担になると思うんですけれども、九十九里町として住民に示す保険料率はどうなんでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴沢康子君。

○住民課長（鶴沢康子君） 町の標準保険料率につきましては、平成30年の広域化がスタートした時点では、ほぼ県の示す税率と同率でスタートしたところですが、翌令和元年度に均等割を3,000円下げて、それ以降、県の標準税率につきましては上昇傾向にあるものの、町の税率については据え置かれてきております。

令和4年度の実績では、標準保険税率と所得割で2.6%、均等割で9,459円、平等割で3,014円の乖離が生じております。この乖離を埋めるべく、基金を投入して税の負担を軽減させる措置を継続しているところでございます。基金について4億弱の残高がありますので、今後も基金を投入することにより、国保税が上がることなく、住民の負担が増えることなく、今後、国保運営協議会の意見をいただきながら慎重に扱っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） これに対しては再質問はないんですけれども、応益割と所得割、この中身を見ると、税金の原則というのはやっぱり累進課税が原則になっている。そこを考えると、応益割が高くなるということは逆累進課税状態になるので、そういったところはよく見て、負担に上がらないように、国保基金の活用をお願いいたします。

2番目の国保基金の活用に対しての再質問はいたしません。

次に、国が自治体に法定外繰入れの解消を求めるのは、地方自治体の自治権に抵触すると私たちは考えているんです。2019年の厚生労働省は全国中小企業団体連絡会の要請に対して、繰入れに対しては自治体で判断すべき、このような回答をされているんです。ですから、今後、国保基金の繰入れだけではなく、住民に負担をかけなきゃいけないときは一般会計からの繰入れも検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴沢康子君。

○住民課長（鶴沢康子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

一般会計から国保会計へ繰り入れることにより、国民健康保険の被保険者の保険料を、国保以外の町民の税金で軽減することとなりますので、税の不公平さが生じることと考えられます。つきましては、法定外繰入れについては、町としては今のところ考えておりません。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 次、18歳未満の均等割の無料化についてお伺いいたします。

2022年4月から国庫負担で子供の均等割を半減させる措置を開始しました。非正規労働者や自営業者、無職の人らが加入する国民健康保険、国保で、子供の数に応じてかかる均等割額について独自に減免する自治体が今増えています。18歳までの均等割の助成をしたときの助成額をお答えください。

○議長（古川 徹君） 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君） お答えいたします。

ゼロ歳から18歳までの均等割の費用は645万円、248人分でございます。令和4年10月末現在の数値でございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 九十九里町でこれは実現できない金額ではありませんよね。645万ですよ。やはりこれは、人口が少ない町だからこそやりやすい事業ということもあると思うんです。ですから、ぜひこれは実現していただきたいと思います。この答えをすぐとっていただいてもなかなか難しいんでしょうけれども、この645万という数字をよく頭に入れといてください。18歳までの均等割がこれで無料になるんだったら、住民はもっと生活しやすくなるんじゃないんですか。ぜひお願いします。

次、減免規定が要綱の中で明らかになっているのか。つまり国保の減免規定に対しての再質問を行います。

先ほど国民健康保険に対する申請減免のお答えをいただきました。その減免の中身というのを見ると、自然災害や盗難、著しい商売の悪化など、経済的損失を受けたときのまさに一時的な、限定されたものなんですね。通常の申請減免、国保法の第77条と地方税法で言うと717条、特別な理由というのが町長の判断というふうになんてなっています。

国保法第77条の減免規定と同時に、医療機関の窓口で負担分を減免する、一部負担金の減免、免除制度、これは国保法の44条に定められていて、自治体の判断で減額、減免、免除が実施できるということになっています。町の減免に対しての規定をお答えください。

○議長（古川 徹君） 税務課長、中村吉徳君。

○税務課長（中村吉徳君） お答え申し上げます。

国保税減免取扱要綱第3条第6号において、生活困窮での国保税減免判定基準は明記されているかとのことだと思います。この件につきましては、今後検討していく上で、県内の状況を調査し、まとめたところがございます。県内では18団体が要綱の中で判定基準の明記が

あるとのことでした。その中身は、生活保護基準とするが8団体、生活保護基準の1.2倍以下とするが3団体、その他の規定が7団体でした。

現時点においては、本町において要綱中での減免判定は、議員がおっしゃいましたとおり町長が特に減免の必要があると認めたときとの文言条文でございます。議員御指摘のとおり数値的な判定基準が明記してない状況でございます。今回、議員から御指摘をいただきましたことに対し、調査概要を基に今後要綱中での判定基準について十分に協議してまいりたいと考えておりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 国民健康保険法第44条の規定についてお答えいたします。

国民健康保険法第44条に規定する一部負担金の減免等に関する事項につきましては、九十九里町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱に定められており、生活保護の基準、生活費に対する実収入月額割合が1.155を超え1.205の場合には8割減額、1.205を超え1.255の場合は5割減額と規定されているところでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 減免制度に関してなんですけれども、減免免除の対象を拡大するためには、収入要件を生活保護基準の1.5倍ぐらいにしないと、生活保護基準と一緒に、あるいは生活保護基準より1.2倍ではとても救われるものではないんです。大体調べると、1.5倍になると生活ができるようになります。

そういった生活保護基準だったら生活保護申請をお勧めできるんだけど、生活保護を受けなくても、それ生活保護基準しか減免の対象にならないということになると本当の意味での減免ではないので、せめて1.5倍ということで、今後参考にさせていただきたいと思います。

次に、補聴器購入の助成制度についてお伺いいたします。

補助については先ほど町長の回答をいただいて、補助については何度も私のほうも住民と一緒に要望していると。加齢性難聴の補助については徐々に各自治体でも増えている状況です。ぜひ、加齢性難聴の補助について真剣に対応してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） それではお答えさせていただきます。

補聴器の補助につきましては、県内の状況を申し上げますと、今まで浦安市、船橋市、印西市、この令和5年1月から鎌ヶ谷市が入りまして、4市にて実績があるということでの調査は行っておるところであります。しかしながら、町においては国や県の動向を注視しながら、ほかの高齢者福祉サービスの状況も踏まえ、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 先ほど、健康増進計画等介護保険事業計画の策定に、住民の健康意識に対するアンケート調査と介護予防をという、介護予防・日常生活という回答を町長からいただいたんですけども、そういう実態把握のためのアンケートという内容についてはどういったアンケートをされるのかお答えください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） アンケート調査につきましては、令和4年で、今年度実施しておるところでございます。健康増進計画では、子供からお年寄りまで全ての住民が健やかで心豊かに暮らせるよう、健康づくりを推進する上での調査として、また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の生活、健康、身体、社会参加等の状況を把握するとともに、今後の町の高齢者保健福祉、介護保険、介護予防事業の生活支援に反映するための調査として実施したものでございます。

調査項目といたしましては、ラジオやテレビの音が聞き取りにくいことがあるか、レストランなどのにぎやかな場所で話し声が聞き取れないと覚ることがあるか、人と会うとき聞こえないということで気まずい思いやストレスを覚ることがあるか、人と話をするとき聞き取れなくて会話をやめてしまうことがあるか、聞こえないことで危険を覚えたことがあるか、聞こえづらさを相談できる方はいるのか、耳の障害で外出を控えているのかどうか等の内容となっており、現在、集計分析中でございますので、よろしく御願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 聞こえの相談窓口について、補聴器装着・調整・使用に当たっての専門家の相談窓口の設置についてお伺いいたします。

今、実際に私の周りでも、高いお金を出して補聴器を買った、だけれども、実際にその補聴器が使いづらい。そのまんまになっちゃっていると。現在使っている補聴器を使用している人の経験を聞くと、やはり補聴器は微調整をしながら、その人の脳に合わせて補聴器を使

いこなすようにすると、時間がかかる。

ところが、買うところが、例えば東金で買いました、千葉で買いました、一々そこまで微調整に行くことはできないんですよね。ですから、そういった方にも困らないような相談窓口、あるいは今の自分の耳の聞こえが本当にどのくらいなのかということを御本人が意識するというのが一番大事だということが、実際に補聴器を使っている方の御意見でした。

だから、やはり補聴器を購入して、またそれをずっと使いやすくするまでは時間がかかるし、微調整をしなきゃいけない高価なものもありますよね。ですから、そういった高齢者のための相談窓口ということ、私たちは要望しているんですけども、どうでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

町内にございます補聴器の取扱いのある店舗に、私どもがお伺いし、耳の相談窓口について相談させていただいたところでございます。そちらの店舗では、補聴器の無料相談会も常時開催しておるそうでございます。また、他店舗で購入いたしました補聴器についても、その店舗での取扱いのある大手6社のメーカーであれば、購入後の必要な微調整等を無料で行っていただけるとありがたい回答をいただいたところでございます。

今後、専門家の相談窓口設置につきましては、町内の補聴器の取扱いのある店舗と役場庁舎内等でお願ひできるかどうか、また、開催が可能かも含めて協議してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 課長、本当にありがとうございます。そういった住民の生活しやすい状況をつくっていくというのは、やはり行政の仕事だと思います。そういった点で、課長が今回要望に答えていただいて、いろいろ調査していただいたということは大変にありがたいと思います。

今後もそういった業者との、関連してあまり密接になってはいけないんでしょうけれども、そういった地元の業者の眼鏡屋さん、あるいは補助器を取り扱っているそういったお店とも連絡を密に取っていただいて、住民が暮らしやすい、高齢者が補聴器を使いやすいという、そういった相談窓口を具体的に進めていただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は10時40分です。

(午前 10 時 26 分)

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 39 分)

○議長（古川 徹君） 順次、発言を許します。

通告順により 11 番、細田一男君。

(11 番 細田一男君 登壇)

○11 番（細田一男君） 11 番、細田一男。

令和 5 年第 1 回定例会において通告してあります 3 項目 7 点について、一般質問を行います。

コロナウイルス感染症の拡散・拡大が終息に向かっている中、一方では、人道上してはならない、やってはならない、起こしてはいけない他国への侵略、爆撃、攻撃、戦争がロシアのプーチン大統領の暴挙によって行われており、ウクライナ侵攻、戦争が開始されて 2 月 24 日で 1 年が経過しました。2 万人を超えるウクライナ国民、ロシア国民の貴い人命が失われております。戦いを起こしても得を得られる人は一人も生まれません。一日でも早く停戦、和解が実現できることを祈るばかりです。

また、トルコ、シリア国においては、地球上で一番恐れられている地震、マグニチュード 8.2 の地震が 2 回も発生し、4 万数千人もの死者が発生し、なお数千人の行方不明者がいると報道されております。一日でも早く救助されることを祈るばかりです。

国内においては、通常国会が開催されており、予算審議が行われております。一方では、社会を揺るがすオリンピック運営に伴う大手広告会社 6 社によるあってはならぬ入札談合疑惑、大手ゼネコンによるリニア中央新幹線の建設談合事件、集団殺人事件、統一教会の宗教法人法違反問題、東千葉メディカルセンターにおいては不祥事が発生しており、新年に入って 2 か月が過ぎ、暗いニュースばかりが続いておりますが、一日も早く明るく楽しい世の中になることを願っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 点目に、県道飯岡一宮線の作田川架橋の建設計画についてお尋ねいたします。

定例会が開催されるたびに質問し、答弁をいただいておりますが、3 年前に状況をお聞き

したときの答弁の中に、県と同行し、沿線13件のうち7件の住民にお会いし、1件は賛成でもない、反対でない、皆さんがよければと、残る6件の皆様には、町のためになるのであれば計画を進めてもよいのではと賛意がいただけたと、それをもって、県は計画を進めていくとの答弁があったのですが、その後はどのようなになっておるのか答弁を求めます。

2点目に、片貝漁港の防潮堤の建設計画の中で、県、銚子漁港事務所は片貝漁港北側に設定されている海岸保全区域をテトラポット・蛇籠等の資材置場として使用しております。町長は知っておるかどうか答弁を求めます。

3点目に、県に、高さの確保と区長による住民アンケート結果を添えて町は要望書を提出し、回答を得ていると聞いております。津波は海岸保全区域から襲来し、沿線住民が被害を受けたことは確認できているのかどうか答弁を求めます。

4点目に、早期事業の完成と可能な限り防潮堤の高さを確保していただけるよう町が要望しておりますが、どこの高さなのか答弁を求めます。

5点目に、区長がアンケートを取ることは適法であるかどうか答弁を求めます。

6点目に、町長の行政運営への取組について伺いいたします。

公約で、思いやりの行き届いた政治を行います、産業を振興し、豊かな暮らしを確かにします、将来を担う子供たちを温かく見守ります、高齢者の皆さんが安心する福祉を拡充します、安全で安心できる防災体制を強化します、と掲げておりますが、実現・結果についてどのように捉えておるのか答弁を求めます。

7点目に、任期の満了が迫っております。公約の実現達成に向けて引き続き取り組むのか答弁を求めます。

なお、再質問については自席にて行います。

○議 長（古川 徹君） 細田一夫議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 細田一夫議員の御質問にお答えいたします。

初めに、県道飯岡一宮線の作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えいたします。

県は計画を進めていると聞いているが、どのような状況になっておりますかとの御質問ですが、千葉県では、作田川をまたぐ橋梁については、漁船の航路や周辺環境への配慮を求める地元住民等からの意見を踏まえ、橋の構造などの設計を進めてきましたが、片貝漁港周辺の津波対策などの対応を踏まえ、検討を進めていくと伺っております。

町としましても、一日も早い事業の推進を千葉県に対しさらに強く要望してまいります。

次に、片貝漁港の防潮堤の建設計画についての御質問にお答えいたします。

1点目の県、銚子漁港事務所は片貝漁港北側の海岸保全区域をテトラポット・蛇籠等の資材置場として使用していることは問題ありませんかとの御質問ですが、片貝漁港北側の海岸保全区域につきましては、千葉県において適正に管理しており、資材置場として使用することに問題はないと伺っております。

2点目の県に高さの確保と区長による住民アンケート結果を添えて町が要望書を提出し、回答を得ておると聞いておりますが、津波は海岸保全区域から襲来し被災を受けたことは確認できておりますかとの御質問ですが、東日本大震災により発生した津波は、作田川河口から遡上し、第一泊地より内陸部に浸入したことで住居等に床上浸水等の被害が生じたものと認識しております。

3点目の早期事業の完成と可能な限り防潮堤の高さを確保していただけるよう要望しておりますが、どこの高さですかとの質問ですが、千葉県へ要望した場所につきましては、片貝漁港区域に整備される防護施設の高さについて要望したところでございます。

4点目の区長が住民アンケートを取ることは適法ですかとの御質問ですが、片貝漁港津波対策に関するアンケートの報告書が、小関納屋自治区より町へ提出されておりますが、自治区が区民の意識調査のためアンケートを実施したことについて、問題はないものと認識しております。

次に、町長の行政運営への取組についての御質問にお答えします。

公約を挙げておりますが、実現・結果についてどのように捉えておりますかとの御質問ですが、公約については私なりに努力してまいります。これからも実施していきます。

2点目の任期の満了が迫っておりますが、公約の実現に向けて引き続き取り組みますかとの御質問ですが、任期満了につきましては6月の定例会で述べさせていただきます。

以上で細田一夫議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） ただいま町長より御答弁をいただきました。ありがとうございました。

それでは、早速再質問に入らせていただきます。

1点目の作田川架橋、これは何度も申し上げますが、私が議員になって以来19年7か月同じ質問しております。同じような答弁であります。その中で、漁港事務所による防潮堤

という問題が発生しているので、防潮堤建設の問題とすり合わせしながら整備を進めていくと。また障害物が出て、建設計画が遅れていくなという印象で今承りました。そういう答弁であるので、これ以上質問しても再答弁はないと思いますので、次に入ります。

2項目め、再質問に入る前に、この問題、本定例会で最後になると思いますので再確認していこうと思っておりますので、説明発言をさせていただきます。

町長並びに執行部、担当所管課職員並びに議会関係者の皆様も、建設着工が遅れておるのは、地元地域住民が反対しているから遅れていると今でも認識しておると思います。地域住民は反対はしておりません。被災を受けた地域住民は、町民のためによりよい防災対策、防潮堤を構築していただきたいと、県、銚子漁港事務所に要望しております。

平成30年3月、第1回説明会を受けてから今日まで4年以上の月日が経過しております。建設が遅れた原因は、県、銚子漁港事務所に多くの疑問、疑義があることが判明しました。事情、状況が変わったとき、町、町長の責任問題が問われる案件が、今申し上げた4項目の中にあります。

冒頭に申し上げましたが、地域住民は高さを含めてよりよい防災対策、防潮堤を構築してほしいと要望しております。

○議長（古川 徹君） 細田議員に申し上げます。

どこの小項目の今質問しているか、明確に質問していただけますか。全部混ざっちゃってらんで、内容が。お願いいたします。

○11番（細田一男君） 議長、誠に申し訳ないんですけども、この4項目出した質問の内容を今答弁いただいた。4項目全てが防潮堤計画という1点に絞られる。前回質問したときに……

○議長（古川 徹君） じゃ、全てに対しての再質問でよろしいですね。

○11番（細田一男君） それを今まとめて質問しているんでしょうよ。

○議長（古川 徹君） 質問でよろしいですね。

○11番（細田一男君） 前回もそうでしょう。3回目だとか、回数が来たとか、じゃ、次にやりますよ、次にやりますよで、今出している。3か月遅れただけだ。

先ほど来も申し上げていますが、町長並びに執行部、地元地域住民が反対している、反対しているんじゃない、要望を出しているんだ、いいものを造ってくれ。その内容は、今質問した海岸保全区域から津波が襲来している。その痕跡がある。今答弁の中には、河口から襲来した、違うでしょうよ。そういう認識だから質問しているんだよ。

高さもそう。防護ラインというのは、先ほど申し上げた平成30年3月に第1回目の説明会において説明された資料に基づいて答弁しているのかどうか。そういったシミュレーションを出してくれと、我々は言っている、ないとか、あるとか、土木が持っていますとか、そういう逃げの答弁しているんだよ、県は。あなたたちに言ってもしょうがないけれども。

区長は、アンケート調査してくれたと今答弁があったんだけど、それはこれから煮詰めればいろいろな問題が発生してくるんで、ここでは取り上げませんが、だったら、第1回説明会のときに、地域住民並びに漁業協同組合関係者が質問した、何でそんなT.P.4.1と高さが低いんだよ、何で第一泊地にゲートを造るんだよ、水門を造るんだよ。水門なんか造ったら船が航行できないと反対されたでしょうよ。そういう意見があったでしょうよ。

それを今になって、区長に、区長がやってくれたと。区長はアンケートを取って、高さの確保で要望書を出している。第1回説明会のときに、地域住民がそういう要望を出したときに、町、町長はそういう意見を持って県に言うべきでしょうよ。何で今になってやっているんですか。

3年か4年かの中で、私はずうっとお願いしているのに、いや、地域住民が反対しているから遅れている。全然違う。そういうことが判明したんですよ。4回、5回、県、銚子漁港事務所に足を運んで、要望、質問して、回答いただいて、その回答にまた質問して、3年間過ぎてしまった。そうでしょう。それが町長の行政運営なのよ。

いつも言うように、町の旦那、長である町長、地域住民、町民を守るのが町長の仕事でしょうよ。なぜ、要望書を今になって出したんですか。要望書を出したら、住民にアンケートを取って、住民の意向が分かったと。それを……

○議 長（古川 徹君） 細川議員に申し上げます。

もうちょっと端的に絞って質問してください。まとめてじゃなくて、端的に絞って質問してください。

○11番（細田一男君） 担当課は理解できているのよ、町長は理解できていないでしょうよ。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前11時02分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 今長々と質問しましたが、町長、今私が説明した内容について、資材置場はきちんと管理されていると、それは町長、今銚子漁港事務所が管理しているということで理解しているんですけども、それで間違いないですよね。それでもいいけれども。

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

資材置場の管理につきましては、町長答弁にございましたが、千葉県において適正に管理されており、資材置場として使用することに問題はないというふうに伺っております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 次に、3点目、海岸保全区域から津波が襲来したということで、河口からということだったんですけども、痕跡は、海岸保全区域から襲来したということが認識されているんですが、町は、町長は、海岸保全区域ではなく、河口から入ったと今答弁があったんですが、それは間違いないですか。

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもございましたが、町としましては、作田川河口から遡上したものという認識でございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 4点目に、早期事業の完成と可能な限り防潮堤の高さを確保していただけるよう町が要望しております。どこの高さですかということなんですけれども、さっき、よく確認できなかった。防護ライン……どこの高さ……。

○議 長（古川 徹君） 細田議員に申し上げます。

先ほども御説明しましたけれども、自分から全部まとめて質問するということだったので、カウントでもう3回過ぎて、これで今聞くと4回目になっちゃうんですよ。

暫時休憩します。

（午前11時07分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 08 分）

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 議長、じゃ、次に入れということね。じゃ、5点目も質問できないってこと。

○議 長（古川 徹君） 自分がそれでいいと言ったんで。自分が、それで結構ですということ。

○11番（細田一男君） 4項目は、全ては防災防潮堤計画の問題だからまとめて、質問はだって1点ずつやるに決まっているんでしょうよ。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 09 分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 11 分）

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 6点目、町長の行政運営の取組について、今答弁をいただきました。

町長が6点、7点目に答弁いただいて、町長の判断が確認できました。6月にもう一度答弁するということで、6月の定例会にまた質問したいと思います。

以上で質問を終わります。

◎散会の宣告

○議 長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3月6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前 11 時 13 分

令和 5 年第 1 回九十九里町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 5 年 3 月 6 日（月曜日）

令和5年第1回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和5年3月6日(月)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 9 号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算(第9号)
議案第10号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第5号)
議案第11号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第12号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第13号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第14号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計補正予算(第1号)
議案第15号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
議案第16号 令和4年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第4号)
- 日程第 2 議案第17号 九十九里町個人情報保護法施行条例の制定について
議案第18号 九十九里町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 3 議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
議案第20号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第22号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 6 議案第23号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 7 議案第24号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 26 号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 27 号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 28 号 指定管理者の指定について

日程第 11 発議第 1 号 九十九里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

追加日程第 1 議案第 29 号 令和 4 年度九十九里町一般会計補正予算（第 10 号）

議案第 30 号 損害賠償の額の決定及び和解について

出席議員（14 名）

1 番	西村みほ君	2 番	小川浩安君
3 番	原田教光君	4 番	鎗田貴俊君
5 番	中村義則君	6 番	古川徹君
7 番	浅岡厚君	8 番	荒木かすみ君
9 番	内山菊敏君	10 番	善塔道代君
11 番	細田一男君	12 番	佐久間一夫君
13 番	谷川優子君	14 番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	中村吉徳君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鎗田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	篠崎肇君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	吉田洋一君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会 教務局長	小森克彦君
教育委員会 事務局主幹	足立康幸君	農業委員会 農務局長	戸村恵子君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 木 原 隆 行 君 書 記 大 原 真 弓 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第 9号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）

議案第10号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第5号）

議案第11号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）

議案第15号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和4年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第4号）

○議 長（古川 徹君） 日程第1、議案第9号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）、議案第10号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第5号）、議案第11号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第12号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第13号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）、議案第15号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）、議案第16号 令和4年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

議案第 9 号から議案第16号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

(提案理由説明)

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

(提案理由説明)

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎗田貴賜君。

(提案理由説明)

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

○議 長（古川 徹君） ガス課長、川島常嗣君。

(提案理由説明)

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は10時25分です。

(午前 1 0 時 1 5 分)

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 0 時 2 4 分)

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○ 1 1 番（細田一男君） 11番、細田一男。3点ほどお伺いします。

本冊20ページ、3目児童措置費の中で、扶助費653万7,000円が児童手当として減額されていますが、この理由の説明をお願いします。

続いて、本冊27ページ、2目の公民館費、14節の工事請負費429万、これ空調改修工事、この減額とされた理由。その下の3目博物館費、14節工事請負費1,410万2,000円、これ解体撤去工事費となっていますが、この減額された理由。

3点の説明をお願いします。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうからは、1点目の御質問、本冊20ページ、3目児童措置費の19節扶助費、児童手当653万7,000円の減額の部分について御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、児童手当が当初の見込みより減額になったための補正でございます。具体的に申し上げますと、当初予算の時点では、1,016名の児童の方に対して支出をするということで予算を作成いたしました。現時点での見込みにつきましては951名でございます。この関係で、65名分の児童手当の支出を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） お答えいたします。

まず、中央公民館空調機改修工事と、いわし博物館解体撤去工事でございますけれども、いずれにいたしましても、入札による応札額及び契約による差金となります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

児童手当の件は、要は、簡単に人数が減ったから減額、分かりました。

公民館費、博物館費の中の工事費を減額にした理由。ちょっと今確認できない、もう一度お願いします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） いずれの工事にいたしましても、まず契約の差金ということになります。当初の予算額よりも契約額が少なかったために、減額補正とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ございませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。2点伺います。

18ページ、1目19節扶助費の中の一番上の段ですけれども、行旅病人死亡人取扱費53万8,000円で4人分ということでしたけれども、どういうことなのか教えていただきたいと思っています。

ページ24ページ、2項道路橋りょう費の中の18節負担金補助及び交付金の広域営農団地農道整備事業費、これ減額になっていますけれども、規模が何か減少したって説明があったんですけれども、今状況的にどういうふうになっているのか教えていただきたいと思っています。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうからは1点目の御質問、本冊18ページ、説明欄上から4段目、行旅病人死亡人取扱費53万8,000円の補正の内容について、御説明させていただきます。

先ほど議員のほうから御指摘ありましたように、4名分の経費でございます。行旅病人死亡人は、身元不明の御遺体の埋火葬に関する経費として、どなたも実施する方がいない場合、市町村長が代わってこれを行うということに基づいて、実施をしたものでございます。

内訳を申し上げますと、町内においてお住まいになられておられました独居の高齢者の方、亡くなられた分、お二人分。さらに、救急で病院に搬送された町外の方ですけれども、お亡くなりになられて、どなたも葬祭を執行する方がいないということで実施した分。もう1点は、海岸のほうで、海難事故でお亡くなりなられた方の骨の一部が見つかったということで、この処理に係る経費ということで、合計で4件分となつてございます。

なお、本予算につきましては、来年度、県のほうから全額が給付される予定でございます。以上でございます。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） それでは、私からは7款2項3目18節の広域営農団地農道整備事業（建設区間）負担金の減額について説明させていただきます。

こちらにつきましては、冒頭企画財政課長からも御説明があったんですが、交付金事業を活用して事業の推進をさせていただいています。今年度につきましては、その交付金の配分が大分低く、これに見合うような形での事業量ということで、構成団体のほうで協議をしまして調整させていただいた結果、その差額が発生したというところでございます。

今現在、最後の橋梁の据付け工事ができるための両端の道路整備を進めておるところでございますので、もうしばらく完成には時間がかかるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 行旅病人のほうは、詳しく説明していただきありがとうございます。

町内の身元不明の方が1人、また、救急で町外に行かれた方も含めるんですよね。町外、救急で行かれた方か、あと海難事故、これがこの4年度に4人いたということなんですよね。

これは何か、この項目って今までなかったじゃないですか。結構、じゃ4年度には結構いたということで、これからこういうものが多分多くなってくるんじゃない——くるって言うっちゃ失礼ですけども、身元不明な方がいらっしゃるんじゃないかなって、独り暮らしの方とか分からなくなっていることが多いと思うんですけど、こういうことがこの項目出たときは、国からみんな補助が入るんでしょうかね、これからも、もしこういうのがあったら。ちょっともう一度教えていただきたいと思います。

それとあと、広域営農団地農道事業、分かりました。一応まあ進んでいるんだなという状況は分かるんですけども、結構延びているので、前に伺ったときには令和9年に完成予定だったということを聞いているんですけども、今現在橋のほうまで状況的にいっているのかなというところですけども、この完成は変わらないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私から、1点目の行旅病人死亡人取扱費の関係でいま一度御説明申し上げます。ちょっと先ほどの説明が不十分だったかもしれません。申し訳ありません。

まず、件数の中身の4件は、町内の方でお亡くなりになられた方が2名、お二人。具体的に言いますと、東金市から救急搬送で町内の病院に運ばれた後に、お亡くなりになられた方が1名と、海難事故で一部が見つかった方1名でございます。

この具体的な処理の中身でございますけれども、お身内の方がいらっしゃらないか、いても葬祭を拒否する場合について、最終的にその御遺体があるところの市町村長が処理をするというルールになっております。これに基づいて実施をしたものでございます。

議員御指摘のとおり、この経費につきましては、全額国のほうから最終的には来ということで、来年度、県を通じて予算が措置される見込みとなつてございます。今後の見込みと言ったら変ですけども、これまでも、事実、毎年1件から2件程度はございました。この

場合、お身内の方がすぐ近くにいらっしゃって、何かしらの対応してくださってお金がかからなかったケース。あるいは、補正予算を待たずに予備費で充当したケースもございました。

今回この4件をまとめたものは、いずれも警察のほうから、DNA鑑定をされていて身元が分かる可能性が高いというお話がありましたので、葬祭を行っていただきました事業者さんのほうにお支払いを少しお待ちをいただいたということで、今回のまとめでの補正ということになってまいります。

これ1件発生しますと、恐らく職員は3日程度、これにかかりきりになるということで、件数的にはちょっと、令和4年度は多かったのかなというイメージを持っておりますが、今後、独居の方々が増えてくると、こういう処理のケースが増えてくるといふうには認識しております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 私のほうからは、農道の完了予定ということで御説明させていただきます。

議員おっしゃるとおり、当初予定ですと、9年度末に完成を目指して事業を進めてきたところでございます。現実的な話としましては多少延びるという予定でおります。これにつきましては、当初5年度から橋梁のほうの工事に入る予定でございましたが、交付金等の配分の関係もありまして、構成市町間で協議をしているところでございます。

こちらにつきましては、今後、構成市町間で協議の進め方次第で進捗が早まるか、逆にちょっと遅くなるかということも考えられますので、その際につきましてまた御説明の機会を設けさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。先ほど細田議員からの質問があったんですけども、私、もうちょっと詳しく聞きたいので、お答えいただきたいと思います。

20ページの児童措置費に関してですけれども、先ほど課長のほうから、1,016人分だったけれども実は951人分だった。65人分がつまり不用額というか、補正額になったということなんですけれども、児童措置費というのは児童手当のことだと思うんですけれども、こんなに差額が出るのかなあと思って、もう一度、その数字の根拠を教えてくださいと思います。

それから、24ページ、款7 土木費、道路新設改良費の中で排水整備工事。これは331万6,000円が補正額になっていますけれども、これは一般排水の話なのかどうなのか、ちょっと詳しく教えてください。

この2点、お伺いします。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私からは1点目の御質問、20ページの児童措置費、児童手当のほうの減額の中身を御説明申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたとおり、当初予算を見込みましたときには1,016名から、実際に現時点の給付の見込みは951名ということで、65名分の手当分を減額するという形になります。こちらの手当につきましては、3歳未満の方は月額1万5,000円、3歳以上中学校までの方は、中学3年生までの方は1万円という形になってまいります。

65名分の減額ですが、当初、出生するお子さんの数を少し余計に45名ぐらい見込んでいたというふうに思います。実績としては、恐らく30名にちょっと足りないのかなということで、現時点では見込んだものでございます。また、年度の途中で転出等により、町外のほうに引っ越しをされたお子さん連れの御家族が多かったということが、この結果かというふうに認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 私のほうからは、7款2項3目14節の排水整備事業のマイナス額について、御説明させていただきます。

こちらにつきましては、事業費の入札差金となります。排水については藤下の排水路のない未整備区間について整備したものでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 24ページの、この土木費についてまたお伺いしたいんですけれども、これは、入札によるものだということなんですかね、この差額が。

というのは、私はなぜこういう質問をするかというと、やはり生活道路のひどさ、あるいは排水整備のひどさは住民の方からかなり言われているんですね。ですから、こういった不用額を出すよりも、もっとこういったお金を使って、今度の予算の中では、なるべく住民のそういった道路新設改良に関してのお金に使ってほしいなということで、それで今ちょっと

質問したんですけれども、何か違うことがあったらちょっとお答えいただければ。

○議 長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

こちらの事業につきましては、地方債対象事業という形にしておりますので、その財源の関係から、不用額につきましてはマイナス補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

2 番、小川浩安君。

○2 番（小川浩安君） 私からは 1 件お伺いします。

補正予算書21ページ、4 款 1 項 2 目予防費、22節償還金利子及び割引料3,915万8,000円の
内訳の中で、過年度国庫補助金返還金が590万9,000円と過年度国庫負担金返還金が3,324万
9,000円とありますが、この国庫補助金と国庫負担金の違いを教えてください。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

まず初めに国庫補助金返還金ですが、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種事業の接種体制の補助金でございます。下段にあります国庫補助金負担金返還金3,324万9,000円ですが、こちらについては、接種対策……ワクチン代ですが、早く言うと。接種する費用のほうでございます。それで二手に分かれているということでございます。

○議 長（古川 徹君） 2 番、小川浩安君。

○2 番（小川浩安君） ありがとうございます。じゃ、下の国庫負担金返還金のほうは、ワクチンのほうの返還ということでよろしいでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 下段のほうにございます返還金のほうですが、ワクチンを接種する医療機関への支出金、そちらが下段になっております。上の段の接種体制というものは、私ども接種体制を整備するときの補助金というふうに分かれております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

10ページ、使用料及び手数料の、カラオケ使用料が当初予算からゼロになったということでもって、マイナス5万5,000円になっておりますけれども、この支出の部分で、支出ですと18ページですか、当初予算17万2,000円で減額が15万7,000円ということで、1万5,000円の差額が出ているんですけれども、この差額について、基本料なのか何かそういうものがあるのか、ちょっと教えていただきたいということと、21ページ、4款1項4目18節合併浄化槽の補助金なんですけれども、先ほど皆減ということでゼロ件というようなことがありましたけれども、この辺の原因について、何か調査とか何かされているのか。

私の見た限りですと新築の住宅というのはそれなりに建っているような気がするんですけども、このゼロ件だったという原因とか、何かそういうものは把握しているのか教えていただきたい。

それと、23ページ、5款3項1目18節、広域漁港整備事業負担金419万9,000円の増ということですが、当初657万に対して419万9,000円の増ということで、この負担金自体は、町の負担が事業の1.5%というふうに覚えているんですけれども、そうしますと全体の事業でいうと、この増の部分が4億円以上の増額ということになるんですけれども、その辺、県のほう、どういう状況でこのような急激な増額が出ているのか。

それと、そのほかの特定漁港しゅんせつ事業、これは44%減。また漁港維持改善事業についてもマイナス655万で、当初予算から比べると73%弱の減ということになる。これ県の事業だと思うんですけれども、これだけの大幅な増減があるということに対し、町との調整または事業内容についてどのようになっているのか教えていただきたい。

それと、先ほど遊漁船関係の減額については5年度でやられるということですが、それでよろしいのか教えてください。

それともう一つ、すみません。飼料米ですか、22ページ、飼料米につきましても4目18節89万8,000円の減ということで、事業費全体からすると3割近くの減になっているんですけれども、その辺の原因について、分かっているれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） 私のほうから、カラオケ使用料について御説明をさせていただきます。

まず、歳入の10ページ、使用料及び手数料のカラオケ使用料の5万5,000円。こちら当初予算で5万5,000円を計上しておったわけですが、ちどりの里で行っておりますカラオケ教

室が1年間全面停止、新型コロナウイルス感染症によりまして停止しております関係で、全額5万5,000円を減額させていただいたところでございます。

それから、歳出の18ページへ移らしていただきますと、13節使用料及び賃借料、カラオケ情報使用料、こちらは当初予算が17万2,000円でした。今回減額が15万7,000円ありますが、差額の1万5,000円につきましては、5年に一度程度カラオケの情報更新手数料ということで、今回更新のほうを行わせていただきました。1万5,000円は情報の更新料ということで支出しておりますので、残額の15万7,000円を減額させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 私のほうからは、4款1項4目18節、合併処理浄化槽設置事業補助金について説明させていただきます。

今年度につきましては、当初2件ほど設置の相談がございましたが、結果的に今年度の設置は見送るというお話があり、結果的に申請が上がっていないという状況になっております。先ほど議員申されたとおり、新築が見受けられるというお話なんです。新築の建物への設置については補助対象外というふうになっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

初めに、5款1項4目18節負担金の、飼料用米等拡大支援事業補助金についてでございます。こちらにつきましては全額県補助となるわけでございますが、拡大支援の県補助額が6,000円から5,000円に単価が下がったことが要因の一つでございます。あと、拡大支援が当初見込んでおった数量よりも増加しなかった、新規に飼料用米に転換していただいた方が、当初見込みよりも少なかったことが原因によるものでございます。

続きまして、2点目でございます。5款3項1目18節負担金補助及び交付金でございます。

まず、1点目の広域漁港整備事業負担金でございます。こちらにつきましては419万9,000円の増ですが、当初予算657万円に対しまして、実績として1,076万9,000円、県のほうから負担金に来ておるところでございます。

この内容につきましては、当初見込んでおった事業につきましては、1,076万9,000円のう

ち469万円が、今年度当初見込んでおった予算事業に対する負担金でございます。

残りの607万9,000円につきましては、令和3年度に予定をしておった事業を県のほうで繰越し事業として実施いたしまして、今回請求が来たものでございますが、この繰越し事業部分につきましては、町に通知が来たのが今年度になって県のほうから通知が来てございます。したがって、当初予算に計上することができませんでしたので、補正予算で対応させていただいたところでございます。

2点目の、特定漁港維持浚渫県単事業負担金、こちらにつきましては、航路外のしゅんせつや土砂の撤去に係る費用。また、漁港維持改良県単事業負担金につきましては、臨港道路の補修に係る事業の負担金ということになってございますが、どちらも当初予定しておりました事業が実施されなかったことにより、負担金が減額したものでございます。

以上でございます。

失礼しました。もう1点、漁業・遊漁船振興事業補助金でございますが、議員おっしゃるとおり、今年度実施を見送りまして、来年度計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 浅岡です。御答弁ありがとうございます。

それでは、まずカラオケの件ですけれども、これは、来年度はもうカラオケは実施されるという予定でよろしいでしょうか。

それと、先ほどの合併浄化槽の件ですけれども、建て替えについてのときにはどういうふうになっているのかだけ、教えていただきたいと思います。

それと、飼料米についてですけれども、当初6,000円で県が示していたものが5,000円に変わったという、これは作付前に変わったのか、それとも作付後に変わったのか。これちょっと重要なことなので、その辺教えていただきたいと思います。

それと、漁港の関係ですけれども、これだけの大きなお金の変動があるのに対して、町と県ではどのような打合せをしているのか。もしも、これだけの差があるということを事前に県のほうから通達されていないとか、打合せがなっていないということになると、やはり一つ問題があると思います。

それと、先ほど漁港のしゅんせつ及び改良事業については、当初予定したものが施工されなかったということですが、それは、そうすると5年度には予定したものがやられるのか。それとも、ある程度の漁港内の整備が終わったので、もうこれ以上こんなにお金必要な

いというふうに考えられているのか、その辺、教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

カラオケの再開につきましては、今、政府のほうで2類から5類相当に緩和するというようなお話が出ております。いつのタイミングで再開するかということは、担当課で検討しておりますが、5類に緩和された際にはカラオケ教室を再開したいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

合併浄化槽の補助金につきましては、その目的が放流水の浄化を目的として補助しているものでありまして、新築建て替えにつきましては、建築基準法上もう既に浄化槽設置が義務づけられていることから、補助対象外という形になっております。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えします。

1点目の飼料用米等拡大事業支援金の補助金についてですが、時期につきましては、後ほど確認しましてお答えさせていただきたいと思います。

続きまして、広域漁港整備事業負担金についてでございますが、こちらにつきましては、今回先ほどお答えしたとおり、県からの通知が今年度になってからでございました。それを受けまして、町としましてもこういうことがないように、事前に分かるものにつきましては通知いただけるように、県のほうには要望させていただいたところでございます。

そして今年度、また繰越し事業があるということも話聞いております。それにつきましては事前に通知いただきまして、来年度予算には反映させていただいたところであります。町としましても今後、県のほうとは綿密に連携を取りながら、今後こういったことがないようにしていきたいと思っております。

漁業・遊漁船振興事業補助金につきましては、こちらにつきましては漁業組合が行う……。

○議長（古川 徹君） 再質では聞いてないです。

○産業振興課長（篠崎 肇君） すみません、失礼しました。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

いずれにしても、農業・漁業について県との打合せを十分していただいて、あくまでも農業者に関しては、この時期によっては、6,000円が5,000円ということは2割ぐらいの差ですから、こういう重大なことは、やはり早めに通知しなきゃいけないものだと思いますので、また漁業の整備についても同じですけれども、やはり県と十分協議していただいて、早めの情報提供をしていただきたいと思います。

それとカラオケですけれども、お年寄りの方は大分楽しみにしていますので、どうか感染症対策を十分しながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。私のほうから、議案第14号の病院事業特別会計補正予算で、今回繰越明許費ということで電子カルテが、世界的な不足で、半導体の関係でと今回出てきたのですが、この電子カルテというのは今まで使っていたのか、今まで使ってなくて新しく購入する、どちらでしたか、教えてください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑑田貴賜君。

○健康福祉課長（鑑田貴賜君） 電子カルテにつきましては、開院以来使用していたものが、8年使用してきたことから、老朽化に伴い部品等の調達も難しいことから更新するものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いろいろ必要なものもあると思うんですけれども、金額的にどうしても医療関係で2億7,520万という金額で、実際そういった金額を出すときに、きちっとその返済とかそういった話も、設立団体として全部納得してやられているのかどうか、お答えいただきたい。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑑田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

機器の更新につきましては、総額の2分の1は法人が負担いたします。残りの2分の1を東金市と九十九里町の設立団体で、負担割合に応じまして返済するということになっております。

機器の借入れにつきましては、1年据置きの5年返済ということで返済してまいることになっておりますので、そちらについても、適正に支出のほうしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより、一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第5号）を原案のとおり
決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決をいたします。

議案第14号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の採決をいたします。

議案第15号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の採決をいたします。

議案第16号 令和4年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第17号 九十九里町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第18号 九十九里町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（古川 徹君） 日程第2、議案第17号 九十九里町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第18号 九十九里町個人情報保護審査会条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第17号、議案第18号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第17号の採決をいたします。

議案第17号 九十九里町個人情報保護法施行条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号の採決をいたします。

議案第18号 九十九里町個人情報保護審査会条例の制定についてを原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第20号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議 長（古川 徹君） 日程第3、議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 特別職の職員等の給与、旅費及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第19号、議案第20号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） すみません。谷川です。

具体的に教えていただきたいんですけども、これは引上げ、全体的に金額的には変わらない
ということでしょうか。ちょっと教えてください。これ下がるということな
のか、数的にちょっと教えてください。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 期末手当につきまして、0.1月分引き上げるものでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） よろしいですか。大丈夫ですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第19号の採決をいたします。

議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号の採決をいたします。

議案第20号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について

○議長（古川 徹君） 日程第4、議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正す
る条例の制定についてを議題といたします。

議案第21号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第22号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長(古川 徹君) 日程第5、議案第22号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第22号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第23号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第6、議案第23号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第23号について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第23号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第24号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第7、議案第24号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第24号、議案第25号について提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、羽斗伸一君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番(荒木かすみ君) 1点だけ伺います。

おやつや何かに関して、関係が出てくるのかなというふうに思うんですけども、食中毒防止のために、イベント等で、おやつとかケーキとかそういうものが出たりすることがもうなくなるというような、規制が厳しくなっちゃうのかなって心配するんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長(古川 徹君) 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長(羽斗伸一君) お答えをいたします。

特にイベント等でおやつを配ってはないということではなく、この事業の中において、

これまでも安全対策を十分にしておりましたが、それがより国の基準において明確化されたということというふうに理解しております。学童保育においても、おやつを提供は引き続き続けてまいります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

今回、この条例で計画を策定するという項目があるんですけども、この計画自体いつ策定されるのか、その予定だけ教えてください。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 答えいたします。

まず、議案第24号の家庭的保育事業のほうでございますが、こちらのほうは施行が令和5年4月1日からとなっております。これにつきましては民間の家庭的保育事業所が策定することになりますが、現在、本町においては該当事業所はございません。

議案第25号の放課後健全育成事業、こちらのほうは学童保育でございます。こちらにつきましては、本町においては私どもが運営をさせていただいております。

この議案第25号の学童保育につきましては、経過措置が設けられておりまして、令和6年4月から施行されるということになってございますが、1点目の安全計画につきましては、後刻また議案として上程をさせていただきますが、来年度、学童保育事業につきましては、秋頃から民間への外部委託を検討してございます。

この選定の過程におきまして、安全計画につきましては、これを策定する義務を課すとともに、選定された業者と検討しながら策定を進めてまいりたいというふうに思っております。

2点目の業務継続計画につきましては、これは既に策定を済ませておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第24号の採決をいたします。

議案第24号 九十九里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号の採決をいたします。

議案第25号 九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第26号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第8、議案第26号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第26号について提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、羽斗伸一君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第26号 九十九里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第27号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第9、議案第27号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第27号について提案理由の説明を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第27号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第28号 指定管理者の指定について

○議長(古川 徹君) 日程第10、議案第28号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第28号について提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、羽斗伸一君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第28号 指定管理者の指定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前11時46分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時57分）

◎日程第11 発議第1号 九十九里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（古川 徹君） 日程第11、発議第1号 九十九里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

発議第1号について提案理由の説明を求めます。

7番、浅岡厚君。

（7番 浅岡 厚君 登壇）

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

発議第1号 九十九里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和5年3月2日提出。

九十九里町議会議長、古川徹様。

提出者、九十九里町議会議員、浅岡厚。賛成者、九十九里町議会議員、鏈田貴俊、同じく古川明、同じく佐久間一夫、同じく善塔道代、同じく内山菊敏。

発議第1号の提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律が令和3年5月に公布され、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律が、個人情報の保護に関する法律に統合されました。これにより、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報

の取扱い等に関する共通ルールが規定されることとなりました。

しかしながら、議会は、改正後の個人情報の保護に関する法律の適用対象外とされたことから、引き続き、議会における個人情報の保護を図る必要から条例の制定をするものです。議員各位におかれましては、本提案にご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第1号 九十九里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 1時02分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時02分）

◎日程の追加

○議長（古川 徹君） ただいま町長、大矢吉明君より議案第29号 令和4年度九十九里町

一般会計補正予算（第10号）及び議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解についてが提出されました。

議案を配付いたします。

（議案配付）

○議 長（古川 徹君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

議案第29号及び議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号及び議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第29号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）

議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議 長（古川 徹君） 追加日程第1、議案第29号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）、議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解についてを一括議題といたします。

議案第29号、議案第30号について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 説明は以上でございます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

先般の全員協議会で説明をいただきましたが、私には理解できない感じを受けました。この損害賠償の金額の査定並びに保険での対応はするのかどうか。金額の査定は、積算は誰がしたのか、どちらがしたのか。それに対して保険が適用されるか、されないかという説明はあったんだけど、その点どうですか。

○議 長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先般の全協の席でも説明をさせていただきましたが、現在、保険会社のほうで最終的な精査をさせていただいているところでございます。見積り関係の内容につきましても、説明させていただいたとおり、今回見積りいただいた内容について保険会社また町のほうでも、内容については確認させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） それは、この金額749万6,000円は、保険で賄われると判断してよろしいですか。

○議 長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 現在、保険の精査中であって確定ではございませんが、保険で賄っていただけるように、保険会社と協議をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 保険会社と協議をしている最中に、金額も分からないのに、保険の下りる金額も定かでないうちにこの金額が出てきた。これは相手方から出てきたのかな。相手から出てきた金額が749万6,000円。まだ保険会社が査定中で金額はまだ出ていないのに、相手からでしょう。相手からこれが出てきたんですね、この金額は。

そうでしょう。じゃ保険で賄えるかどうかまだ保証できないじゃないですか。

○議 長（古川 徹君） それでよろしいですか。3回目ですけれどもいいですか。3回目ですけれどもいいですね、それでね。

まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 先般の全協の席でも御説明させていただいたんですが、今回、損壊した建物につきましてはちょっと特殊な建物でありまして、神社仏閣というようなものと同じような造りをしているところから、業者があまりいなく、相手方もその業者をや

っと探したというふうに聞いております。

また、構造物の関係につきましては、工事施工中の事業者の物件についても破損させてしまったことから、その工事をしている業者からの見積りを基に算定をさせていただいております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。いいですか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第29号の採決をいたします。

議案第29号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号の採決をいたします。

議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解についてを原案のとおり決することに賛成の諸
君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日 7 日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1 時 1 4 分

令和 5 年第 1 回九十九里町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 5 年 3 月 7 日（火曜日）

令和5年第1回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第4号）

令和5年3月7日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1号 令和5年度九十九里町一般会計予算
議案第 2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第 3号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第 4号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第 6号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第 7号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計予算
議案第 8号 令和5年度九十九里町ガス事業会計予算

日程第 2 休会の件

出席議員 （14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 （なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大矢吉明君 副町長 鈴木浩光君

教 育 長	藤 代 賢 司 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画財政課長	作 田 延 保 君	税 務 課 長	中 村 吉 徳 君
住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鎗 田 貴 賜 君
社会福祉課長	羽 斗 伸 一 君	産業振興課長	篠 崎 肇 君
まちづくり 課 長	山 口 義 則 君	会 計 管 理 者	吉 田 洋 一 君
ガ ス 課 長	川 島 常 嗣 君	教 育 委 員 会 長	小 森 克 彦 君
教 育 委 員 会 主 幹	足 立 康 幸 君	農 業 委 員 会 長	戸 村 恵 子 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	大 原 真 弓 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9 時 3 0 分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第 1 号 令和 5 年度九十九里町一般会計予算

議案第 2 号 令和 5 年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第 3 号 令和 5 年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 5 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号 令和 5 年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第 6 号 令和 5 年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第 7 号 令和 5 年度九十九里町農業集落排水事業会計予算

議案第 8 号 令和 5 年度九十九里町ガス事業会計予算

○議 長（古川 徹君） 日程第 1、議案第 1 号 令和 5 年度九十九里町一般会計予算、議案第 2 号 令和 5 年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第 3 号 令和 5 年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第 4 号 令和 5 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 5 号 令和 5 年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第 6 号 令和 5 年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第 7 号 令和 5 年度九十九里町農業集落排水事業会計予算、議案第 8 号 令和 5 年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題とし、本日は予算説明といたします。

議案第 1 号から議案第 8 号について、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は10時43分です。

（午前 1 0 時 3 3 分）

○議 長（古川 徹君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 41 分）

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） ガス課長、川島常嗣君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 各会計予算の説明が終了しました。

各会計予算の審議は後日の本会議で行います。

◎日程第 2 休会の件

○議 長（古川 徹君） 日程第 2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

3 月 8 日から 3 月 15 日まで、各常任委員会の開催及び議案調査のため休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、3 月 8 日から 3 月 15 日まで休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3 月 16 日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前 1 1 時 3 9 分

令和 5 年第 1 回九十九里町議会定例会会議録（第 5 号）

令和 5 年 3 月 1 6 日（木曜日）

令和5年第1回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第5号）

令和5年3月16日（木）午前9時30分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 1号 令和5年度九十九里町一般会計予算

議案第 2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第 3号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第 4号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第 6号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第 7号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計予算

議案第 8号 令和5年度九十九里町ガス事業会計予算

日程第 3 請願第 1号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を
国へ送付することを求める請願書について

日程第 4 請願第 2号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める請願書につ
いて

出席議員 （14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 （なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大 矢 吉 明 君	副 町 長	鈴 木 浩 光 君
教 育 長	藤 代 賢 司 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画財政課長	作 田 延 保 君	税 務 課 長	中 村 吉 徳 君
住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鑑 田 貴 賜 君
社会福祉課長	羽 斗 伸 一 君	産業振興課長	篠 崎 肇 君
まちづくり 課 長	山 口 義 則 君	会 計 管 理 者	吉 田 洋 一 君
ガ ス 課 長	川 島 常 嗣 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	小 森 克 彦 君
教 育 委 員 会 幹 事 務 局 主 幹	足 立 康 幸 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	戸 村 恵 子 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	大 原 真 弓 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議 長（古川 徹君） 日程第1、諸般の報告を行います。

文教民生常任委員会委員長より、委員会審査報告書の提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第2 議案第1号 令和5年度九十九里町一般会計予算

議案第2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第3号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第4号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第6号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第7号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計予算

議案第8号 令和5年度九十九里町ガス事業会計予算

○議 長（古川 徹君） 日程第2、議案第1号 令和5年度九十九里町一般会計予算、議案第2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第3号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第4号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第6号 令和5年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第7号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計予算、議案第8号 令和5年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題といたします。

各会計とも既に内容の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

初めに、一般会計予算について質疑を行います。次に、特別会計予算及び事業会計予算に

ついて質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

ページ34、節12委託料、職員管理委託料176万4,000円。これは、会計年度職員も含めたストレスチェック、職員健康管理委託料の質問なんですけれども、これはあれですかね、会計年度職員も含めたチェック、いわゆる職員健康管理をされているのか、その内容をお答えいただきたいと思います。

それから、ページ51、節12委託料、緊急通報システム事業委託料460万6,000円。193世帯から18世帯が増えたとの先日、説明がありましたけれども、高齢者の全体の何%ぐらいが使用されているのか、また周知はどのように今されているのか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、職員の健康管理委託料について御説明をさせていただきます。

この中には正職員、会計年度職員、全て含まれた人数でございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 一問一答じゃないの。

○議長（古川 徹君） まとめてですよ。もう、5点も6点もになっていけば別だけれども。

○13番（谷川優子君） 緊急通報システムを答えてください。では、一問一答でやっている間、また緊急通報システム……。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前 9時34分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時35分）

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

こちらの一般会計のほうの緊急通報システムにつきましては、独居老人世帯のみの対象となっておりますが、約0.03%の利用率というようになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） ストレスチェック、いわゆる職員健康管理委託料のことなんですけれども、私がいろいろ調べますと、1990年代からすると職員そのものの数が今、大分減っている。

そういった中で、やはり仕事が大変な状況の中で、人間関係の中でのストレスが出てきているとかそういったことはないのか。

大分、人数は当初から見ると、1990年代から調べると20人から30人ぐらい、たしか今、職員の数が減っていると思うんです。ですから、そういったところで仕事が大変になって、人間関係がぎくしゃくしたり、そういったところでパワハラや何かのそういったことはないのか。そういった状況の中では、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 予算の範囲でお答えさせていただきますけれども、この中の職員健康管理委託料、この中には職員の健康診断、生活予防習慣検査料が含まれております。

谷川議員がおっしゃっているストレスチェックにつきましては、正職員163名、会計年度45名分の予算を計上しております。

なお、様々な悩み事等もあると思いますが、それに対応すべく、産業医委託料をこの中でさらに計上しております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 健康管理や何かは、この範囲の中でやっているというお答えだと思うんですけれども、職員の健康管理ということは、全てそういったことも含めて考えていくべきではないかと思うんです。

どうしても職員の数が少なくなり、またあれからずっと、その時代からの仕事の内容を私も調べてみましたけれども、当然、仕事の内容も増えている。

例えば、一括法ができたり何かして職員の、国から下りてきている事務委任も百幾つ下りてきていると思うんです。それ以外に、それ以降だと思うんですけれども、2000年から介護

保険制度が始まり、また国民健康保険から、今度、広域に変わったり、また介護があり、そして後期高齢ということで仕事が細分化されていて、職員の負担も大分増えているんじゃないかと。

職員をもっと増やすような体制の中で、健康管理というのを考えていくべきではないかと、私はそういう提案をこの予算の中でしているんですけれども、総務課長はどのようにお考えですか。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 職員数のことを心配していただいてありがとうございます。

職員の仕事分担をする上でも、本年4月、組織改編を行いまして、仕事の分担化を図りながら、健康管理を十分に注意しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） それは分かりました。

ただ、仕事が増えて職員の数が少なくなる、職員の数がそれに見合っていなければ、パワハラや何かも当然、そういった職場の中でのそういった態勢も出てくるんじゃないかということで、十分な予算を組みながら、職員の数を増やすことを含めた予算化のほう、お願いします。

それから、緊急通報システムも、今はたしか日中独居の方まで拡大していただいたと思うんですけれども、その数の割合はどういうふうになっていますか。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

日中独居につきましては19世帯、老老世帯につきましては6世帯、令和4年12月末現在の御利用をいただいております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。1点だけ伺います。

本冊51ページ、一番下の欄の18節負担金補助及び交付金の一番下、社会福祉協議会高齢者補助金の件なんですけれども、755万5,000円。

委員会で、このところはシルバー人材の、軽トラか何か車を購入するということはちょっ

とお聞きしているんですけれども、私が一つ聞きたいのは、昨年7月かちょっと忘れちゃいましたけれども、地方創生臨時交付金が入ったときに、公共交通事業の支援をされている中、やはり本町の中では地域公共交通として、外出支援ボランティアがほぼ毎日のように車を出しているのです、このとき、ごめんなさい、話が前後になりましたけれども、燃油高騰のために公共交通事業者のほうに支援をしていたということがありましたので、外出支援ボランティアのほうでも、何らかの形で支援をするべきじゃないかという質問したときに、何らかの補助をするということを言われたので、いつの補助なのかなと思ひまして、ここの中に、令和5年度にその分として、少しでも補助金、補助が入っているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） 答えさせていただきます。

今、一般会計の51ページの一番下段、18節負担金補助及び交付金では、社会福祉協議会高齢者補助金として755万5,000円でございますが、こちらの内訳はシルバー人材センターの運営費、人件費です。それから、来年度、軽トラックの購入、それとダイヤモンドクラブ連合会への運営費、それから敬老会事業への補助金、外出支援サービスによる人件費でございます。

ただいま御質問のありました燃料費の高騰対策につきましては、介護保険特別会計、藤色のページとなります。藤色からのページの18ページとなります。

介護保険特別会計の18ページ、一番上の上段でございます、高齢者の多様な生活支援の提供体制を構築するための支援ニーズと、サービスマッチングの機能を担いまして、支援体制の充実強化を図ることを目的とした生活支援体制整備業務委託料を、社会福祉協議会に委託しております。

その中で、高齢者外出支援サービス事業及びおてもり喫茶送迎の際の燃料費を補助しておりますが、令和4年度はこちらは6万円でしたが、令和5年度は19万6,000円に増額いたしまして、燃料高騰対策をしたところでございます。

社会福祉協議会は、本町の福祉行政サービスを補完する社会福祉法人でありますので、地域福祉の向上に寄与する事業を実施しており、これを利用する町民にとってメリットとなる事業には、補助金または委託料を支援してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

本当に、地域公共交通はなかなか進まない中、外出支援ボランティアは本当に町民にとってはいいというか、使いやすいと言っては失礼ですけれども、利用者がすごく喜んでいるものなので、本当に何らかの形で補助していただくというのはありがたいことなので、引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 3番、原田です。

82ページ、8款1項4目12節委託料、3行目、実施設計業務委託料1,005万4,000円。

この予算については、津波避難タワー建設関連の設計費用とのことです。震災から12年を経過いたしました。これから避難タワーの建設を予定しているということで、誠に喜ばしいというふうに思っております。

そのタワーが、どこの場所にいつ頃、どのくらいの規模で建設されるのか、地域住民が注目されることだと思います。このタワーは、人の命を守る重要な施設でありますので、当然であります。

町内3か所、片貝、豊海、作田地区であり、建設予定場所は、片貝、豊海地区については幹線道路、避難道路に面しており、一方、作田地区は車の擦れ違いのできない農道に面しております。災害時、あらゆることを想定した場合に、広い道路に面したほうがよいということとは明白であります。

そこで、作田地区についても他地区同様、広い道路、避難道路である大幹線道路に面した、現在、ごみの仮置場であります、面積は約4,000㎡、約1,200坪の土地の一部を利用されたらどうかと。

なお、小関納屋の避難タワー、建築面積は約50坪ということですので、僅かな面積でございます。また、その土地に隣接する浜川の雑地もあり、必要であれば併せて検討したいというふうに思います。

以上のことから、作田地区の津波避難タワー設置予定候補地について、見直しを含めて再検討したいについてはどうかという質問であります。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

実施設計委託料でございますが、主な予算といたしましては、片貝地区の防災備蓄倉庫兼

避難施設の設計業務委託というところが699万6,000円の予算となっております。残りにつきましては、候補地として挙げた旧作田保育所の解体費用の設計となっております。

原田議員から御質問いただいた中で、今後進めていく中で対象地区の方々の意見を取り入れながら、再検討しながら進めていきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） ありがとうございます。

3地区、設置場所については共通のバランスを持ち、建設に向けていただきたいというふうに思います。時間はまだまだあります。ひとつ十分に検討いただきたいというふうに思います。

また、このような町民の命を守る重要な施設の計画については、私ども議員に対しても事前に、全員協議会等の場において説明をいただきたかったというふうに思っております。今後、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

款9の教育費の中で、先般、常任委員会でも説明をいただいたところ……

○議長（古川 徹君） 何ページですか。ページ数を教えてください。

○11番（細田一男君） 9款教育費の中の……

○議長（古川 徹君） だから、ページ数。

○11番（細田一男君） 学校管理費、本冊88ページ、節10需用費、その中の修繕料610万5,000円。

この修繕料の内容については、先般の常任委員会で予算説明で7か所かなということで受けたんだけど、その中で体育館の照明が2基と言っているのか、2台と言っていたか、天井にある照明2台が切れていて故障しているんですが、4年ぐらい前からもう私、お願いしてあったんだけど、この修繕料の中に含まれていないんですが、説明の中では分かっていたと、分かっていると。分かっているのに、この予算の中になぜ組み入れられなかったか。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前 9時51分）

○議 長（古川 徹君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時52分）

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） お答えいたします。

中学校体育館の照明の件なんですけれども、把握できたのが最近でございまして、当初予算のほうには計上はされておられません。

ただし、現状の確認、及びつり下げ式の電気ということで電球の交換で直るものなのか、また球のほうを交換しても、それが基盤のほうの影響で故障の関係で直らないものなのか、その辺を確認しながら対応したいと考えております。

予算的には、突発的な施設修繕の予算もこの中に計上してございますので、その中で対応できればと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） いいですか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） では、前向きに検討していくという、実施していくという答えでよろしいのかな。よろしくお願いします。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

本冊55ページの一番上段です。12節委託料、学童保育運営委託料1,320万。

これは、学童保育の民営化というか、民間委託に関わる費用だということでお伺いしましたけれども、まずこれによって、これは半年分なんですけれども、年間の負担料が今までより400万円ほど増えるというようなことをお聞きしましたけれども、それは間違いなのか。

それと、あと近隣の自治体で山武郡内では山武、大網白里市、横芝光、芝山がもう現在外部委託をされているということで、これは来年度ですか、九十九里町が外部委託すると東金

市だけが、状況は分かりませんが、残るような状況だと思いますけれども、それも間違いはないか教えていただきたいと思います。

それと、70ページ、18節負担金補助及び交付金で、漁業・遊漁船振興事業補助金3,377万2,000円。

これは、釣り大会とハマグリの養殖ということに使われるということですが、出来上がったハマグリはどのように販売するのか、それともどういう形でもって使われるのか、お聞きしたいと思います。

それと、もう一個、83ページ、事務局費の7節報償費、学校再編推進委員会委員報酬金31万2,000円。これが、学校編成の推進ということで、もう編成をするという前提の委員会だと思うんですが、これが小学校費じゃなくて事務局費に入っているということは、小・中学校を含めた再編を考えられているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうからは、学童の委託費の関係でお答えをさせていただきます。

1点目の、町の負担の増額の見込みでございますが、常任委員会でもお答えをしましており、実施の内容によりまして国、県の補助金の額が一部変わってくる可能性がございますが、全体としては400万程度、町としての負担が増える見込みというふうに考えてございます。

2点目の、近隣の市町村の実施状況でございますが、東金市と本町を除きます自治体においては、外部の委託を実施している実績がございます。ただ、大網白里市さんにつきましては、全ての学童保育ではなく、一部の学童保育において委託が実施されているということでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

私からは、70ページ、18節のうち、漁業・遊漁船振興事業補助金についてお答えさせていただきます。

ハマグリの蓄養実験のことについての質問だと思いますが、このハマグリの蓄養実験につきましては、畜養場におきましてハマグリに産卵をさせ、その稚貝をある程度育てた中で、

稚貝のほうを九十九里地域に放流するという計画であると聞いております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） 私のほうからは、学校再編推進委員会の報償金の関係でお答えをいたします。

こちらの報酬の関係なんですけれども、予算を事務局費のほうに計上してございますのは、あくまでも小学校再編の関係を検討するのは事務局ということで、小学校事務とはちょっと違うという観点から、事務局費の経費のほうに充てております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

そうしましたら、学童保育の外部委託ですけれども、九十九里町で年間400万円の負担増ということで、また今回計上されたものの場合で2,600万強のお金がかかるわけなんですけれども、私、ちょっと試算した場合、山武郡内を、東金を含めて全部をやった場合、人口19万八千強の人で、人口割でちょっと試算してみたんですけれども、そうすると郡内全部をやった場合、約3億5,000万ぐらいの外部委託料になるということと、あと負担増が九十九里町で400万だとすると、幾らだ、ちょっと待ってください、ごめんなさい。

負担増が、すみません、数字をちょっと忘れちゃったんですけれども、5,400万強のお金が負担増になっているという試算を考えた場合、山武郡内全域で協議されて、例えば行政組合だとかそういうもので対応とか、そういうものの協議とかはされたのか。それとも、何かそういうような話がなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、遊漁船ですけれども、ハマグリの子貝を放流することですけれども、例えば半分だったら半分ぐらいをその場で育てて出荷するとか、出荷するものをふるさと納税に回していただいて、またそれを、結局サイクルですよ、ふるさと納税でもらったお金を、またそこにつぎ込むというサイクルができると思うんですけれども、そういう協議とかそういうものを協力とか、また町のほうから提言していただけないと思うんですけれども、そういう協議されているのか。

それと、釣り大会についても、参加のやつをふるさと納税とかそういうものにしてもやはりいいんじゃないかと思っておりますけれども、そういうことを考えられているのか。

それと、学校費ですか、再編のやつですけれども、今回は小学校だけの再編で中学校を含

めたものではないということですが、再編を推進するということで、再編は当然やると思うんですが、いつ頃までを目標に、委員会でもって結論を出そうとしているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうから、学童保育の関係でお答えをさせていただきます。

今回の予算化に当たりまして、郡内で学童保育の民間委託を実施している自治体には、それぞれ取組内容はヒアリングはさせていただきました。ですが、広域での実施については、特に協議をしなかったということでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長（篠崎 肇君） お答えいたします。

ハマグリ及び釣り大会をふるさと納税の返礼品というところだと思いますが、今後、漁業協同組合のほうと、その辺につきましては協議させていただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） お答えいたします。

再編の関係なんですけれども、学校のあり方検討委員会のほうからの提言を受けまして、教育委員会としては学校規模適正化・適正配置基本方針を令和4年度中に策定をしたところでございます。これを受けまして、学校再編推進委員会におきまして今後協議を行い、基本計画、実施計画のほうを策定する予定となっております。

今後、令和5年度から再編に当たっての各論に移ってまいりますので、今後、進捗状況がちょっとまだ予想が立たない部分もありますので、できるだけスピード感を持って対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

学童保育ですか、全体的に外部委託というような方向に進んでいるようですので、できれば行政組合とかそういう山武郡内で、雇用とかも確保できますし、そういうふうにやれば、逆に言えば学童保育の質の地域格差もなくなりますし、またお金の軽減もできるんじゃない

かと思いますので、ちょっと検討していただければありがたいなと思っております。

それと、遊漁船のやつですけれども、早い時期に協議していただいて、ふるさと納税のサイクルをつくっていただければ町にとってもいいですし、漁協にとってもいいことだと思いますので、早めの協議をしていただきたいと思います。

それと、小学校の再編ですけれども、できればもう委員会委員の任期、何年か、2年か3年か分かりませんが、その任期中に結論を出せるような目標を持ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計予算の質疑を終わります。

次に、特別会計予算及び事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

まず、後期高齢のほうから質問をさせていただきます。

5ページ、款1 後期高齢者医療保険料についてお伺いいたします。5ページ、款1目1、2、特別徴収保険料、2は普通徴収保険料について。

特別徴収保険料を、前年度と比べるとマイナス269万5,000円、普通徴収保険料が1,523万5,000円と普通徴収が増えているんですけれども、また、滞納繰越分が139万6,000円と、このようになっているんですけれども、普通徴収というのは御存じのように1万5,000円、あるいは無年金者という対象だと思うんです。

これの数字を見ると、普通徴収者が増えているのか。また、普通徴収の方が増えるということは、1万5,000円以下かあるいは無年金者、所得の低い人だと思うんですけれども、その状況はどうか。

滞納繰越分が139万6,000円になっているんですけれども、これを説明していただきたいと思います。

それから、同じ後期高齢のページ7、款2目1 広域連合への納付金が1,640万9,000円増になっていますけれども、これは75歳以上の加入者が増えたのか、また後期高齢者も保険料率

が上がっていると思うんですけれども、保険料そのものが上がっているのか、負担増なのか、お答えください。

第5号議案の介護保険についてお伺いいたします。

ページ15の款2。前回の説明のときに3,400万円、高齢者のいわゆる特養ホームができて、その負担分だと説明があったと思いますけれども、これが介護保険料にどのように跳ね返ってくるのか、負担増になるのか。今、待機者の状況はどうなのか、お答えいただきたいと思っています。

それから、最後に第6号議案の病院事業特別会計予算。

当初予算の概要の中でページ51の14、基金現在高の推移の14、東千葉メディカルセンター整備事業基金。

これを見ますと、基金現在高の推移を見ると、令和2年から5年の現在高と取り崩す、そういった、それと積立てとの科目がありますけれども、これは建設整備資金として県から来るお金も入っていると思うんですけれども、これが今後の建設整備資金についてどのようになるのか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 私からは、後期高齢者医療の件につきまして、後期高齢者5ページの保険料現年度分です、普通徴収の現年度分の増加についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、議員も御存じのとおり、75歳加入者が昨年度より後期高齢者に増加し始めており、今年度についても増加傾向にあるというところで、団塊の世代の保険者の増加による増加ということになります。

次の滞納繰越分につきましては、同様の理由にはなるんですけれども、昨年度から普通徴収に団塊世代の人たちが加わったことにより、その分の保険料滞納分が繰り越されているというところで、被保険者数の増加によるものと考えております。

次に、7ページの納付金の増加につきましては、保険料につきましては、令和4年度、5年度については保険料の改正はありません。したがって、こちらにつきましても、被保険者の増加による負担金の増加ということになります。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） まず、初めに介護保険特別会計の14ページ、介護給付費の伸びについての御説明をさせていただきます。

介護給付費は、今年度の決算見込みから来年度の給付見込みを算定し、予算計上をしております。

保険給付費が伸びておりますのは、要介護度の判定をお持ちの方が、要介護、要支援判定者の状況が予算編成時現在で昨年と比較してまいりますと、要支援者が20名増加、要介護者は6名増加、全体で26名増加しております。

また、近隣に特別養護老人ホームが開設されたことで、在宅志向の高かった本町の方々も施設へ入所される方が増加傾向にあり、施設に1人入りますと月に30万円近くの介護保険の支出となりますので、施設に係る給付費の増加傾向は続くものと考えており、増額したものでございます。

なお、施設入所待機者なのですが、1月1日現在34名の方がいらっしゃいます。自宅待機者が16名、病院で5名、福祉施設5名、その他グループホームですとか有料老人ホームで待機している方が4名となっておりますのでございます。

それから、東千葉メディカルセンターの基金についての御説明をさせていただきたいと思っております。

当初予算の概要の51ページにございます、東千葉メディカルセンター整備事業基金でございますが、平成23年に実施計画分に始まり、平成24年、平成25年の建設工事として72億5,910万円の建設費用に対しまして、県より10年間で71億8,300万円の交付金を頂き、今後の返済に充てていくための基金に積み立てておるものでございます。

前倒しも含めまして、本年度で全て、令和3年度をもちまして、全ての県からの交付金を頂いたところでございます。

基金の中で、毎年取り崩しております5,883万7,000円を建設資金として借り入れてございました地方公共団体金融機構に、30年返済として元利均等返済しておるものでございます。

また、積立てといたしましては、法人へ運営費として貸し付けた元金返済並びに利息を受け入れたものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 後期高齢の保険料について、また再質問をいたします。

そうすると、全体的にいわゆる普通徴収の方が増えているというふうに判断していいんでしょうかね。

ということになると、今後、普通徴収の方は、1万5,000円以上の年金をもらっている方

と違って所得が少ないと思うんです。今後、そういったところで、保険料の負担がかなり増えてくるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 1点だけでよろしいですか。

○13番（谷川優子君） 1点だけです。

○議 長（古川 徹君） はい。

○13番（谷川優子君） 1点だけというのは、ほかに質問をしないということですか。

○議 長（古川 徹君） そうですよ。

○13番（谷川優子君） 違う、違う。すみません。

次に、今の後期高齢は連合への納付金も今度は、今、言っているように増えているけれども、所得の低い人の加入者が増えているからということで、そういう判断でいいのか。

あと、介護保険料なんですけれども、介護保険に対しての再質問なんですけれども、要するに特養ホームができることによって入所者の、いわゆる入所者だけでなくて介護保険料全体の負担が増えるというふうな判断でもいいんでしょうか。それをお答えいただきたいと思います。

それから、病院事業特別会計予算に関してなんですけれども、もうこれは、県からのお金はもう、当初の建設資金として87億5,000万でしたか、そのお金はもう終わったと。

でも、今後30年、たしか私の記憶では、建設資金が病院に関して140億ぐらいだったと思うんです。それを30年の間に返すということになっていると思うんですけれども、今後、県のほうのそういった建設資金あるいは運営資金について何かそういった、今後の県のほうの方針みたいなのは聞いていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

後期高齢者医療の普通徴収の件なんですけれども、普通徴収につきましては、75歳に到達した初年度については、必ず全員、普通徴収になっております。

次年度からは年金からの引き落としということで、必ずしも普通徴収の金額がどんどん増えていくということではなく、特別徴収の負担割合は、令和5年度につきましては65%、普通徴収については35%という割合になっていますので、この割合についても、次年度以降変わってくる部分があるので、普通徴収の金額がどんどん増えていくという取り方にはならないかと思っております。

納付金につきましても、納めていただいた保険料をそのまま後期高齢者医療広域連合のほ

うへ納めておりますので、団塊の世代を含め、被保険者が増加傾向にありますので、納付金については増加傾向にあるものと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） 私のほうから、介護保険についての答弁をさせていただきたいと思います。

もちろん、利用が増えますと介護保険料のほうは、第1号被保険者から頂く介護保険料の不足が想定されるところではございますが、不足した場合につきましては基金のほうを活用して、対応をしてみたいと考えております。

3年に一度、保険料の見直しがございますので、そういったいろいろなことを勘案しながら、次回の改定は令和6年度となりますので、それに向けて検討をしてみたいと考えておるところでございます。

それから、東千葉メディカルセンターの基金の関係であります。当初、県のほうからはこの建設資金として基金に積み立ててございます、10年間で71億8,300万円、基金のほうを頂き、また運営が厳しいということで、平成30年度に運営資金として30億を頂いたところでございます。

今後の見込みにつきましては、県のほうから今後の見込みで頂けるというお話はいただいておりますが、同じ設立団体の東金市と共に、今後、運営に関する協議を重ねまして、県のほうにも相談を伺いたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） よろしいですか。

暫時休憩します。

再開は10時35分。

（午前10時21分）

○議長（古川 徹君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時33分）

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） 7 番、浅岡です。

給食でお願いします。8 ページの 2 款 1 項 1 目賄材料費、これは 4 年度の当初予算に比べて 1.2% 程度しか、金額でいうと 52 万 9,000 円しか上がっていませんけれども、今最近の食材ですとか調味料とかの値上げの動向を見ますと、ちょっとこの金額でもって間に合うのか、まさかだと思いますけれども、量を減らしたり質を下げたりということはないと思いますけれども、その辺どのようにお考えになっているのか教えてください。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） お答えいたします。

給食費、賄材料費なんですけれども、対前年で 52 万 9,000 円の増ということになっております。

予算書の 5 ページの歳入のほうを御覧いただきたいんですけれども、5 款 1 項 1 目給食受託事業収入、こちらなんですけれども、保護者の皆様から頂く給食費でございます。対前年で 821 万 7,000 円の減額となっております。給食費で頂いたものが本来賄材料費になるわけなんですけれども、こういった減になっているのが児童・生徒数の減少によるものでございます。そうしたことから、本来賄材料費につきましては、もっと大幅に減少になるところでございます。

ただし、給食費の無償化の関係、及び今回地場産品の使用促進、地元産品の原材料を使用する率を少しでも増やすということで、いわしの町「九十九里」応援基金のほうから繰入れをいただきまして、可能であれば月 1 回程度、地産地消の献立の割合を増やしていこうという考えの下、本来賄材料費としては減るところなんですけれども、そういった取組を行いながら減少幅、賄材料費の減少が抑えられたということになります。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 7 番、浅岡厚君。

○7 番（浅岡 厚君） ありがとうございます。そうすると、今現状の値上げの分を見込んでいるということよろしいですね。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長（小森克彦君） 議員がおっしゃるとおり、ただいま物価高騰の折なんですけれども、本来であれば、それに見合った給食費を本当は値上げしなければ、必要な賄い材料の購入が厳しいところなんですけれども、こういった一般会計からの繰入金の下、給

食費のほうは値上げをせずに対応できることとなります。なおかつ地産地消の推進という面からも、この繰入金が物価高騰対策の一つの抑える役割も果たしているかと思います。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

以上で特別会計予算及び事業会計予算の質疑を終わります。

これより一般会計予算、特別会計予算及び事業会計予算について討論を行います。

討論ありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

令和5年九十九里町予算について反対討論を行います。議案第1号、一般会計予算、議案第3号、国民健康保険特別会計予算、議案第4号、後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号、介護保険特別会計予算、第6号、病院事業特別会計予算について反対討論を行います。

国は、今マイナポイントやテレビCMなど、マイナンバーカードの普及に向けて総務省が実施した事業の予算額が2兆円を超えることが分かりました。今の健康保険証を廃止して、マイナカードの取得を事実上義務化する方針の中、これまで投じた予算は一体何だったのかと批判する声も出ています。

予算の中身を見ると、カード取得に最大2万円のポイントを付与するマイナポイント事業です。2020年9月に始まった第1弾は2,979億円、今年6月から本格実施した第2弾では1兆8,134億円を計上しました。マイナポイントをPRするテレビCMやキャッシュレス事業所に支払う事務費など、これに含まれているようです。

今、政府がやるべきことは、マイナンバーカードの普及の予算ではなく、日本の農業や酪農家を支援し、食料の自給率を上げる、日本の将来を考えるべきではないかと思います。令和5年度の九十九里町の予算の中にも、マイナポイント事業所の予算が入っています。

岸田文雄政権は、現行の保険証を2024年秋に廃止して、マイナンバーカードに一般化する法案を国会に提出しています。本来任意であるマイナンバーカードの所持を事実上強制し、住民と医療機関に負担と混乱をもたらすものだと、私たち日本共産党は反対をしています。

現行法では、被保険者に対して、健保組合の保険者が健康保険証を発行することが義務づ

けられています。これは国民健康保険の大前提です。ところが、この法案は関連する法律を一括して改定し、保険証をマイナンバーカードに一本化します。現行保険証を廃止以降、カードを持たない被保険者に対しては、資格確認書を発行して保険診療を受けられるようにしていますが、資格確認書に記載されるのは、現行保険証と同様に氏名、生年月日、被用者保険番号です。現行保険証を廃止する意味は全くありません。

資格確認書を得るには本人の申請が必要であり、有効期間は1年とされ、更新手続きをしなければなりません。忘れたり病気などで手続きができなかったりすると、保険料を払っていても保険診療を受けられなくなるおそれがあります。

現行保険証なら窓口で提示するだけで済むが、マイナンバーカードで保険資格を確認するには、医療機関がまたそのシステムを導入しなければならない。

この法案には、マイナンバーの使い道を、国会審議なしに政府の判断で広げられる規定も盛り込んでいます。まさに個人情報保護をないがしろにしています。私はこういった予算が含まれている一般会計に反対いたします。

次に、国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

国民健康保険の改善を求める切実な声が今渦巻いています。加入者の生活実態に合った水準に保険料を見直すこと、あるいは傷病手当、出産への手当がないなど、協会けんぽや組合健保に比べても大変不十分な保険給付の改善は、本当に待たれています。国保は国が責任を持って財源を確保し、国民に必要な医療を給付する、まさに社会保障です。

国民健康保険法の第1条では、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与する」とその目的を定めています。

広域化による、これからも国保税の保険料の負担増が考えられますが、法定減免だけでなく、一般会計からの繰入れも視野に入れた予算編成を望みます。

後期高齢者医療特別会計予算では、2022年の75歳以上の医療保険料は、全国平均で1人当たり月6,472円となっています。後期高齢者医療制度は、当初財源の10%、窓口負担を除く、を保険料で負担し、残りを現役世代からの支援金と公費で賄う形でしたが、人口減少に伴う現役世代の負担増加分を高齢者と折半にする仕組みによって、75歳以上の保険料が占める財源負担率は、現在11.72%と増加になっています。保険料自体も年々引き上げられてきました。

厚労省は、これまで国庫負担割合を減らしてきたことに触れず、現行制度でも現役世代の

負担の伸びが大きいと言い、世代間対立をあおる指摘に終始しています。高齢者、現役世代がそれぞれの人口動態に対処できる仕組みづくりを論点に上げ、75歳以上の人口の増加分も加味して保険料を決める方向まで示しました。75歳以上の人口は、2030年まで増え続ける見込みです。

この間、財務省は、高齢者の保険料が占める負担割合が23%の介護保険制度も参考にと迫っていて、医療保険料は従来以上の引上げ幅で連続引き上げる危険性があります。さらに、厚労省は保険料の所得比例部分、所得部分の引上げなども示しています。

少ない年金が減らされ、物価の高騰、保険料額は2年ごとに改定され、医療給付費の増加や後期高齢者の人口増に応じて、自動的に引き上がる仕組みとなっています。自治体の負担だけではなく、国による公的負担を強く求めます。

令和5年度予算の歳出予算は3億267万5,000円となっている病院事業会計予算について、反対いたします。

国からのコロナ支援による病院運営面も改善されたようですが、今後の運営の見通しは立てられない状態でいます。そもそも独立行政法人は、住民監査制度、住民訴訟制度の対象外になることや、住民によるチェック機能も弱まっています。

厚労省が発表した全国2,286病院のコロナ病床確保では、東京での都立多摩総合医療センターの245床をトップに、1位から11位まで都立、公社病院、公立病院が並んでいます。最も積極的、柔軟にコロナ病床を確保して患者を受け入れ、命を守る役割を果たしてきたのが公立病院です。住民の命を守る病院を、効率や採算性で行うものではありません。経済の効率や採算で行うものではないと思います。

東千葉メディカルセンターは、県立東金病院の機能を引き継ぐということで始まった計画です。県が運営に責任を持つことを強く求めて、反対討論といたします。

○議長（古川 徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、佐久間一夫君。

○12番（佐久間一夫君） 12番、佐久間です。

それでは、議案第1号から議案第8号までの九十九里町各会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

我が国の経済は、コロナ禍からの緩やかな持ち直しが続く一方で、世界的なエネルギー、食料価格等の高騰や世界経済の減速の影響が見込まれるものの、総合経済対策を迅速に、かつ着実に実行し、物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向け

た取組を成長のエンジンへと転換し、民需主導で持続可能な成長経路に乗せていくことにより、民間需要が牽引する成長が見込まれるとされております。

本町においては、今後の新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響によっては、町税収入等について不透明感がある中において、社会保障関係費の増加や老朽化した公共施設の長寿命化対策など、さらなる財政需要が見込まれ、依然として厳しい財政運営となることが予想されます。

しかしながら、令和5年度は、まちづくりの最上位計画に位置づけられている第5次総合計画及び人口減少の克服と、地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略が3年目になることから、引き続き計画に掲げる目標を着実に達成するためには、議会と行政、さらには町民が一丸となって行政運営に取り組まなければなりません。

このような状況の中、編成された議案第1号の令和5年度一般会計予算は、予算総額59億3,500万円で、対前年度比3%、1億7,000万円の増額予算となっております。この増額は、橋梁の補修事業や点検事業、漁業・遊漁船振興事業、町有バス更新事業などによるものとなっております。

歳入については、町税が14億980万6,000円と、前年度と比較して251万6,000円の減額で、特別交付税を含む地方税は、前年度と比較して3,000万円増の20億9,500万円となっております。また、借金に当たる町債については、前年度と比較して1億2,820万円減の2億4,110万円となっております。

歳出については、まちづくりの目標ごとに見てみますと、1つ目の「活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくり」では農業振興と、新たに有害鳥獣対策として町単独補助事業の創設と、真亀川左岸地域の湛水防除対策や、農業・農村地域の共同活動や新規就農者を支援する施策が盛り込まれております。

水産業振興として、漁業の活性化に向け、地ハマグリの蓄養実験の支援を含めた漁業・遊漁船振興事業に取り組むこととしています。

また、観光振興の取組として、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している交流人口を呼び戻すため、千葉県誕生150周年事業として、浜辺を活用したビーチスポーツのイベントが計画されております。九十九里町を全国に広くPRしていただくことを期待します。

2つ目の「健やかに生き生きと暮らすまちづくり」では、生活を通じた健康づくりを推進するため、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種やがん検診など、各検診を実施するための経費が計上されております。

また、安心して子供を産み育てられる環境づくりに向けた、妊娠時から出産、子育てまでを一貫して支援する伴走型支援と経済的な支援や、子供たちの教育、保育環境の充実に向けて学童保育事業の外部委託や、かたかいこども園の空調設備の更新を行うとされております。子育て支援のさらなる充実を期待いたします。

高齢者に対する事業として、高齢者健康増進と生きがいづくりの場として活用しているスポーツ広場に、新たに案内看板と駐車場が整備されます。

3つ目の「安全・安心に快適に暮らすまちづくり」では、住民生活に密着した通路や排水路整備、橋梁補修等のインフラ整備に対して、予算の重点的な配分が見られます。

災害に備えるまちづくりとして、南海トラフ地震や、千葉県東方沖地震により想定される津波の発生から町民や来遊客の命を守るため、避難タワーを整備するとともに、地域消防力の強化のため、第8分団第3部、小関丘地区の消防自動車を更新するとしております。

公共交通の充実に向けて、引き続きタクシー利用助成等の実施と、町民の移動ニーズに合わせた地域公共交通計画を策定するとされております。

また、移住・定住の促進では、人口減少対策として移住者の住宅購入等への助成事業を計上するとともに、新たな移住支援や結婚新生活支援に取り組むとしています。

自然環境を守る地域づくりとして、脱炭素社会を推進するため、新たに電気自動車の購入やV2H充放電設備の設置等に補助対象が拡充されます。住民と事業者、町が協働して3R運動を展開する環境を整備し、資源を有効的に繰り返し使う社会の実現を切望します。

4つ目の「生きる力と豊かな心を育むまちづくり」では、全小学校の水泳学習に民間の力を取り入れ、子供たち一人一人の体力等に合わせた指導による技術力の向上に努め、また九十九里小学校の放送設備を更新し、教育環境の向上を図るとともに、校務支援システムを導入し、ICTを活用した学校運営の情報化を進め、教職員の働き方改革に取り組むとしております。

さらに、九十九里の海を生かしたサーフィン教室や、東金・九十九里波乗りハーフマラソンを開催し、多様な学習機会の充実を図るとともに、スポーツによる交流を促進するとしております。町の将来を担う子供たちの生きる力を育むことができる教育環境が、より一層充実することを期待します。

5つ目の「ともに生きるつながりのまちづくり」では、人権の尊重や男女共同参画に関わる施策を展開するとともに、より効率的な行政運営を図りながら、様々な媒体を活用した町民との情報共有等により、分かりやすい町政を推進するとしております。

以上、一般会計は町民福祉の向上のため、限られた財源の中で最大限の効果が上がるよう、細部にまで配慮された予算となっております。

議案第2号、給食事業特別会計では、子供たちの健やかな成長のため、安全・安心な学校給食に努めるとしており、引き続き食の安全確保を徹底していただき、適切な栄養の摂取により児童・生徒の健康の保持・増進を図る給食事業の提供をお願いします。

議案第3号、国民健康保険特別会計では、県が財政運営の責任主体となり、広域化に対応した予算編成であるとしております。町民が安心して医療を受けられるよう、医療の適正化や保険税収納対策の徹底に努めるようお願いいたします。

議案第4号、後期高齢者医療特別会計においては、高齢化が進む中、高齢者が安心して医療を受けられるとともに、持続可能な制度として安定的に運営できるよう最大限の努力をお願いします。

議案第5号、介護保険特別会計では、本町の高齢化率は40%を超え、今後増加が見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で健やかに安心して生活ができるよう、地域での支え合いや見守り体制を充実させながら、適正な事業運営を図るようお願いいたします。

議案第6号、病院事業特別会計においては、東千葉メディカルセンターが開院9年目を迎え、高度で安全な医療を提供しながら、地域の中核病院としての使命を果たすとともに、健全な経営基盤の確立と業務運営の改善を着実に進めるよう強く望みます。

議案第7号、農業集落排水事業会計においては、供用している3地区の施設の適正な維持管理と新規加入を促進し、事業計画の健全な基盤強化の取組、水環境の保全に努めるようお願いいたします。

議案第8号、ガス事業会計においては、ガス事業の目的である安価で安定したガスの供給と、ガス施設の保全が図られるよう、最善の努力をお願いいたします。

以上、議案第2号から8号までの特別会計、企業会計においても、その目的に沿った予算編成がされております。よって、議案第1号から8号までの新年度予算について、限りある財源を有効に活用し、「人、自然、風土を力に 未来に広がる海浜文化都市 九十九里」の実現に向かうとともに、町民が求めているサービスを提供するための創意工夫された予算であると評価し賛成いたします。

なお、予算の執行に際して、効率的な執行を徹底しながら、経費の節減に努めていただくよう併せてお願いいたします。

最後に、新年度予算を審査するに当たり、資料提供や質疑に真摯に対応してくださった職

員の皆さんにお礼を申し上げますとともに、議員各位の新年度予算に対する賛同をお願いし、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

議案第1号 令和5年度九十九里町一般会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号の採決をいたします。

議案第 5 号 令和 5 年度九十九里町介護保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号の採決をいたします。

議案第 6 号 令和 5 年度九十九里町病院事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号の採決をいたします。

議案第 7 号 令和 5 年度九十九里町農業集落排水事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号の採決をいたします。

議案第 8 号 令和 5 年度九十九里町ガス事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 請願第 1 号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書

○議 長（古川 徹君） 日程第 3、請願第 1 号 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書についてを議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めま

す。

文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

(文教民生常任委員会委員長 善塔道代君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(善塔道代君) 善塔です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました請願第1号「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長(古川 徹君) 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんね。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「請願に対しての反対なのか賛成なのか。請願に対しての賛成討論ですよね」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) だから、最初は賛成ですよ。

暫時休憩します。

(午前11時10分)

○議長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時11分)

○議 長（古川 徹君） まず、原案に賛成者の発言を許します。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 「物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを求める」意見書を国へ送付することを求める請願書に対して、賛成討論を行います。

請願の理由。

物価高騰が長く続き、国民生活を直撃しています。総務省が1月20日に発表した2022年12月の全国消費者物価指数は104.1となり、前年同月に比べ4.0%上昇しました。上昇率は消費増税時を上回り、第2次石油危機に伴う物価上昇が続いています。1981年12月以来、41年ぶりの高水準となっています。家計の負担増は、今年度に1世帯当たり8.6万円になるとの試算もあります。生活保護利用者にとって、1か月分の生活保護に匹敵する大変な負担増です。

厚生労働省は、2022年12月24日に、5年に一度の生活扶助基準の改定を発表しました。物価高と世論に押され、本来ならば平均2%の引下げになるところを、2023年から24年は据置きとし、2025年度以降については改めて検討するとしていますが、2013年から2015年、2018年、2020年に相次いで生活保護基準が引き下げられています。

生活保護基準は、様々な制度の土台となっているため、その引下げは生活保護を利用していない多くの国民にも重大な影響を及ぼします。生活保護基準を2012年度の水準に戻し、物価高に見合った大幅な引上げを求めるものです。

請願項目。

物価高騰から生活保護利用者の暮らしを守るために、緊急に大幅な保護基準の引上げを行うことを求める意見書を国に送付してください。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午前11時14分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時18分）

○議 長（古川 徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(古川 徹君) 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第4 請願第2号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める請願書

○議長(古川 徹君) 日程第4、請願第2号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める請願書についてを議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、善塔道代君。

(文教民生常任委員会委員長 善塔道代君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(善塔道代君) 善塔です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました請願第2号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長(古川 徹君) 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める請願を行います。

請願理由。

聴力に関する各国の状況が比較可能な大規模調査の結果が、1月28日付の毎日新聞において公表されました。一般社団法人日本補聴器工業会の調べによると、日本の補聴器の所有率が世界で最低レベルであることが分かりました。聞こえにくさを自覚している人のうち、補聴器を所有している割合は15.2%、16か国の中で15位でした。日本の低さが際立っています。

難聴は生活が少し不便になるくらいと甘く考えてはいけなと、東海大医学部の、わさ、わさの……和佐野浩一郎准教授……

（「自分で作ってきたんじゃないの」と言う者あり）

○13番（谷川優子君） いや、これは自分が作ったんじゃないんだけど、警鐘を鳴らしています。

耳から入った音は、絶えず脳内で必要なものと不必要なものが判断されており、必要な音のはっきり聞き取れるように処理されています。耳が聞こえなくなると必要な音が聞き取れず、雑音が気になると脳内の処理がうまくいかなくなるといいます。このため、それを放置しておく、認知障害や抑鬱、睡眠障害を発症するリスクが高まるおそれがあります。補聴器を使用すると認知障害が抑えられるとの報告もあります。

なぜ日本では補聴器の所有が進まないのか、幾つか要因がありますが、その背景として補聴器の価格が片耳3万円から20万円と大変高く、保険適用もなく、諸外国と比べ国の補助体制が極めて不十分であること、難聴に対しての啓蒙が適切に行われておらず、行政が行う健康診断など、聴力検査を行っている自治体も少なく、健診項目に入っていません。聞こえに対する相談ができる場も少なく、難聴については大変深刻な問題として捉えられていないことがあります。

国の補聴器購入への助成は、片耳の平均レベル70dB以上の障害手帳を持つ高度・重度難聴者のみが対象で、加齢性の中度難聴者にはありません。そして、高齢者の多くは年金生活者であり、高額な補聴器を購入することは家計に与える負担が大きく、簡単には所有できません。難聴のためにコミュニケーションが取れなくなり、人との会話を避けたり、社会参加にも積極的に参加することがおっくうになり、社会的に孤立してしまうおそれがあります。

以上の状況に鑑み、国は高齢者が経済的理由によって補聴器の購入に困難を強いられ、日常や社会活動が制約されることがないように、補聴器の購入に対して公的助成を行うよう求めます。

請願項目。

加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書に対する送付をしてください。

なお、私は今回この請願を出した人の思いを直接議会で行うために、あえてその原文をそのまま読みました。請願も憲法に保障された住民の重大な権利だということを、議会ももう少し考えていただきたいと思います。

請願は国民の権利の一つとして、憲法16条に請願権として今定められています。その内容として、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」ということが憲法でも保障されております。

ですから、私は住民から受けた請願あるいは陳情をそのまま文章として読みました。

以上です。

○議長（古川 徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） なしと認めます。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（古川 徹君） 起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（古川 徹君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和５年第１回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前１１時２８分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 古 川 徹

署 名 人 鐘 田 貴 俊

署 名 人 佐 久 間 一 夫